

政策資料

2

POLICY AND LEGISLATION

1996 No.353

■卷頭言

税制改正

細谷治通

■特 集

1996年度予算案

各省庁別の概要と成果のポイント

■資 料

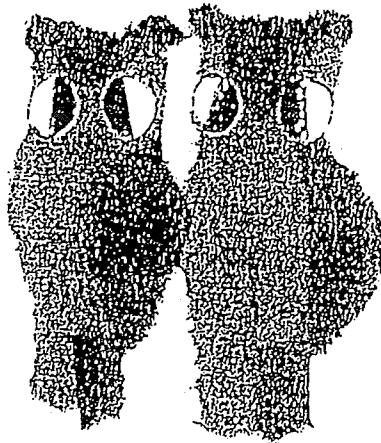
新しい政権に向けての三党政策合意

日本社会党政策審議会

社会党の新刊情報

消費は 毎日の投票

女性参政50周年記念出版



草の根からの議会進出と毎日の賢明な消費行動を通じた女性パワーの発揮で、生活者経済への転換と世界の平和・人権の確立を！——国際公務員、参議院議員、閣僚としての豊富な活動経験をもとに、女性たちへの熱い期待を語る。

地球時代の女性と政治

久保田真苗 著

【主な内容】

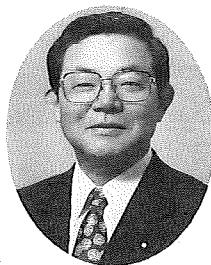
46判256ページ上製

★定価 2,200円
★送料 310円
(送料5冊以上無料)

3 D	C	B	A	2 1	III部	主権者と国際連合	5 4	3 2	1	II部	日本経済のゆがみ	3 2 1	I部
83～84年の旅から	旅の点描	南アにアバートヘイトを見る	88～91年の旅から	カンボジアUNITACの経験	国連の武力行使と日本	国連をどう改革するか	消費は毎日の投票	人と環境にやさしい経済	日本の物価	C	B	A	女性の国際運動
88～91年の旅から	カンボジアUNITACの経験	国連の武力行使と日本	南アにアバートヘイトを見る	88～91年の旅から	カンボジアUNITACの経験	国連をどう改革するか	消費は毎日の投票	人と環境にやさしい経済	日本の物価	C	B	A	女性の国際運動
88～91年の旅から	カンボジアUNITACの経験	国連の武力行使と日本	南アにアバートヘイトを見る	88～91年の旅から	カンボジアUNITACの経験	国連をどう改革するか	消費は毎日の投票	人と環境にやさしい経済	日本の物価	C	B	A	女性の国際運動
88～91年の旅から	カンボジアUNITACの経験	国連の武力行使と日本	南アにアバートヘイトを見る	88～91年の旅から	カンボジアUNITACの経験	国連をどう改革するか	消費は毎日の投票	人と環境にやさしい経済	日本の物価	C	B	A	女性の国際運動

お問い合わせ・お申し込み●日本社会党機関紙広報委員会

電話 03-3592-7515 ファックス03-3581-3528



税 制 改 正

細 谷 治 通
政策審議会副会長

与党三党による「平成8年度税制改正大綱」が昨年末まとまった。今次改正作業のメイン・テーマは、なんといっても景気対策としての「土地税制」だった。バブル経済崩壊後の不況対策として、数次にわたる財政出動と、超低金利金融政策の発動にもかかわらず、景気はいっこうに浮揚せず、最後の手段として残されていたのが税制の出動だったのである。とくに、「土地税制」の緩和を求める声の大合唱であった。

土地税制は別の機会に譲ることとし、ここでは、景気対策としてもう一つ重要な、株式市場活性化策としての証券税制についてのべてみたい。証券税制のうち有価証券取引税（有取税）の撤廃は、証券業界はもちろん経済界の永年にわたる強い要望であるが、税務当局はもちろん、与党・政府両税調とも譲渡益課税（キャピタルゲイン課税）のあり方と一緒にとして論議されるべきものとされ、今回も土地税制の陰に隠れてしまったことや、わが党のこれまでの消極的な姿勢もあって、最終盤まで見送り濃厚な形勢にあったのである。しかし、わが党の大膽な方針転換で陽の目を見ることとなったことは、関係者に意外の感を与えたに違いない。もちろん、資産課税強化の方針をもつわが党内に若干の異論があったことは事実であるが、政権与党の責任ある立場として、土地対策にとどまらず、有取税の見直しで投資家に証券市場活性化への確実なメッセージを送ることが重要と判断し、積極的に取り組むこととしたものである。

見直しにあたっては、総合課税化を含めたキャピタルゲイン課税との一体処理を目指すことが基本だが、今次改正ではとりあえず有取税の軽減を先行させることとする。株式市場へ積極的に個人投資家を呼び込む狙いと、厳しい税収状況を考慮して、法人は除外し、個人の株式取引に限定して行う方針を決め、税務当局に決断を迫ったのである。

最終局面まで縛れに縛れた。曰く、流通税に個人・法人の区別はない。曰く、有取税はキャピタルゲイン課税と一体処理など。結局、税務当局の主張をも配慮し、やむなく法人・個人を問わず税率の軽減を図ることとしたものである。これによる減税額は約700億円である。今回の負担軽減は、必ずや株式市場に好材料を与えるものと確信している。

従来の党の方針とは若干異なるものの、株式市場問題と真正面から取り組み、党的税制改正の目玉の一つと位置づけ、与党税制論議をリードできたことは十分意味のあることだったと考えている。

- 政策をタブー視せず、責任ある政策を打ち出す。
- 国民の前に党的イメージチェンジをアピールする。
- 連立与党の中にあってリーダーシップを發揮する。

こんな狙いを込めた今次税制改正作業に対するわが党への評価は、株式市場の動向如何にかかっているといえるのかもしれない。

（ほそやはるみち・衆議院議員）

政策資料 2

1996年 No. 3 5 3

卷頭言	税制改正	細谷治通	1
特集	1996年度予算案概要と成果のポイント		4
資料	新しい政権に向けての三党政策合意	与党三党	56
	オウム真理教に対する破壊活動防止法の適用について（談話）	政審会長	64
	新中期防衛力整備計画に関する合意	与党防衛調整会議	64
	96年度防衛関係予算編成にあたっての「合意事項」	与党防衛調整会議	65
	公共投資重点化枠の取扱について（案）	与党政策調整会議	66
	沖縄・八重山地域マラリア問題についての座長調整	与党沖縄開発調整会議	67
	沖縄・八重山地域慰藉事業に関する追加予算要求について	与党沖縄開発調整会議	67

96年度予算における農林水産関係試験研究予算の充実に関する 申し入れ	与党農水調整会議	68
地方分権の推進に関する申し入れ	与党地方分権プロジェクト	68

〔厚生部会関係〕

障害者プランの策定に関する与党福祉プロジェクトの意見	69	
障害者プランの概要（政府・障害者対策推進本部）	73	
新たな介護システムの構築に向けて	党厚生部会	76
新たな高齢者等の介護制度創設に向けた議論の整理 与党福祉プロジェクト	85	

政策の焦点	税制改正の今後・雑感	89
	塩原洋光	

特
集

— 1996年度予算案 —

概要と成果のポイント

1995・12・27

日本社会党政策審議会

もくじ

総論

1. 概要
2. 公共投資
3. 住専問題の処理に伴う予算措置について

省庁別予算案のポイント

総理府分野	18	外務省分野	31
公取委分野	18	文部省分野	32
警察庁分野	19	厚生省分野	34
総務庁分野	21	農林水産分野	38
北海道開発庁分野	22	通商産業省分野	40
防衛庁分野	23	運輸省分野	42
経済企画庁分野	24	郵政省分野	44
科学技術庁分野	25	労働省分野	46
環境庁分野	27	建設省分野	49
沖縄開発庁分野	28	自治省分野	51
国土庁分野	28	会計検査院分野	54
法務省分野	29	最高裁判所分野	54

概要のポイント・成果のポイント

日本社会党政策審議会

新しい予算案が決まった。与党三党と政府・各省庁の間で編成作業が進められてきた96年度政府予算案が12月25日、閣議決定された。同予算案は、村山連立内閣として二度目にあたるものであり、景気対策を最優先し、いじめ対策、障害者プランの具体化、生活公共関連投資の増額、科学技術研究開発費の増額、防衛費の抑制など、人にやさしい政策・施策の具体化が盛り込まれている。

以下、96年度予算の「概要のポイント」と「成果のポイント」を紹介する。

1 概 要

1. 96年予算案の枠組み（フレーム）

- (1) 一般会計予算は、75兆1049億円（5.8%増）である。その内容は、一般歳出43兆1409億円、国債費16兆3752億円、地方交付税交付金13兆6038億円、NTT株式の売却益を活用した社会資本の整備1兆3千億円、住専問題の処理のための緊急金融安定化資金6850億円である。
- (2) 歳入は、税収51兆3450億円（4.4%減）、税外収入2兆7254億円（41.4%減）であるため、特例公債11兆9980億円を含む21兆290億円の公債が発行される。
- (3) 財政投融資計画は、一般財投40兆5339億円に資金運用事業8兆5910億円を加え49兆1247億円の規模になる。
- (4) 予算の枠組みの前提となる「平成8年度の経済見通し」は、実質成長率2.5%、国民総生産500兆7千億円を見込んでいる。
- (5) 一般会計歳出主要経費別内訳は次の通り。

2. 予算の特色

(1) 景気対策の充実

- ① 予算は、緩やか回復傾向にある景気を本格的に回復させること、また、ゆとりと豊かさを実感できる持続的安定成長と国際協調をめざす経済構造改革を最優先させた予算ということができる。200兆円を超える公債残高と景気停滞からの税収の落ち込みの中で、厳しい財政状況であっても、21兆円の公債発行に踏み切り、一般会計の総額で75兆1049億円（5.8%）と財政

投融資計画49兆1247億円を決めた。

② 景気回復の即効性をねらった切れ目がない公共事業分野への投資は、生活関連を重視したものに工夫が凝らされている。一般歳出全体を抑制する中で、一般歳出投資部門経費については、5.2 %増の伸びを確保し、公共事業関係費についても対前年度4.0 %の伸びを確保している。（後述の「公共投資」を参照ください）

〈公共関係費の内訳〉	95年度	96年度
一般公共	9兆1715億円	9兆5501億円（4.1 %）
災害復旧等	682億円	682億円
N T T - A	1025億円	1015億円
公共事業総額	9兆3423億円	9兆7199億円

③ 税制の面においても、景気対策からの改正が重視された。95年度に引き続き、96年度においても所得税等の特別減税 2兆 350億円を実施する。具体的には、所得税額の15%相当額（最高限度額5万円）、個人住民税15%相当額（最高限度額2万円）が95年度の特別減税に準じた方法で行われる。また、土地税制、証券税制等について改正が実施される。所得税等の特別減税は、個人消費の伸びに、また土地税制等の改正は、土地の有効利用を促進するものとして景気回復への寄与が期待される。

(2) 経済発展基盤・学術研究に係わる施策の推進

予算編成段階で与党の強い主張で、新しい産業の目を育てるため経済発展基盤・学術研究に係わる施策を「特別追加枠」として盛ることになった。これらの予算・施策によって経済構造改革を押し進めていく上で効果の發揮が期待されている。

〈基礎的研究・開発の拡充〉	95年度	96年度
公募方式による基礎研究開発の推進	—————	320億円
科学研究費補助金	924億円 →	1018億円
科学技術振興調整費	185億円 →	215億円
〈創造的な研究開発のための環境整備〉		
特別研究制度の拡充	3775人 →	5938人
産業技術関連フェローシップ	4億円 →	5億円
〈施設等ハード面の整備・充実〉		
国立学校施設等整備	2414億円 →	2657億円
文部本省所轄研究所施設整備	12億円 →	16億円
文化庁研究所施設整備	22億円 →	30億円
研究情報基盤整備センター、人間工学研究棟等	24億円 →	33億円
〈高度情報化のための基盤整備・研究開発の充実〉		
加入者系光ファイバ網整備特別融資制度	23億円 →	25億円
情報通信基盤技術に関する基礎的・汎用的技術の研究開発	20億円 →	43億円
公共アプリケーションの開発・普及	31億円 →	44億円

(3) 中小企業対策

厳しい景気動向と経済構造改革の中で中小企業が、日本産業を支えていくため、積極的に乗り切り、創造性に富んだ発展を遂げていくため施策が盛り込まれている。

〈中小企業の技術開発、新規事業等の支援、情報化の推進〉

	95年度	96年度
中小企業創造基盤技術研究事業	————→	8億円
技術改善費補助金	34億円 →	41億円
地域産学官共同研究事業	3億円 →	6億円
ベンチャー企業の支援	————→	1億円
中小企業先進的情報化基盤整備事業	————→	5億円
インターネット利用推進事業	1億円 →	3億円
〈中小企業金融対策〉		
国民金融公庫補給金	375億円 →	375億円
中小企業金融公庫補給金	228億円 →	228億円
〈小規模企業対策〉		
小規模事業指導費補助金	214億円 →	220億円
〈小売商業対策〉		
商業基盤等施設整備事業	110億円 →	120億円
〈組織対策〉		
組織化関係予算	76億円 →	78億円

(4) 雇用対策・男女共同参画型社会の充実

新卒学生の就職難など、厳しい雇用情勢に対応した適切な施策を進めるとともに、経済構造改革に伴う産業構造の変化や、本格的な高齢化に対応する施策を盛り込んだ。特に、新卒者等に対する就職支援、高齢者の雇用終業の促進、新分野の事業の展開に伴う人材育成、失業なき労働移動と新規雇用創出に取り組む積極的な施策が具体化されている。

〈新卒者を中心とした若年者対策の充実〉

95年度	→	96年度
	————→	8億円

〈60歳定年を基盤とした65歳までの継続雇用や高齢者の多様な雇用・就業機会の確保の推進〉

895億円	→	1424億円
-------	---	--------

〈介護休業制度の早期導入など、育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援対策の推進〉

育児休業給付	245億円 →	306億円
介護休業制度導入奨励金	21億円 →	26億円

〈「人材資産形成プログラム」等を実施し、新分野展開を担う人材育成の推進等〉

人材高度化助成金（96年度から支給開始）	————→	81億円
労働移動能力開発助成金	11億円 →	27億円

〈失業なき労働移動・雇用創出を支援するための総合的対策の推進〉

労働移動雇用安定助成金	27億円 →	72億円
-------------	--------	------

中小企業新分野展開支援人材確保助成金	————→	37億円
中小企業雇用環境整備奨励金	————→	83億円
中小企業労働時間短縮促進特別奨励金	119億円 →	121億円

(5) 住専問題の早期解決

住専問題処理のため、6850億円を「緊急金融安定化資金」として預金保険機構に支出する。住専問題の早期解決は、わが国の金融システムの安定と内外からの信頼を確保し、預金者保護を確保すること、また、景気の本格回復や経済構造改革を進めていく前提としてあるばかりでなく、回復の兆しにある景気に重大な悪影響を及ぼし、雇用や国民生活にも支障が生じる心配があることから、政治決断したものである。

(6) 高齢者・福祉の充実

〈障害者プラン〉	95年度	96年度
ホームヘルパー派遣事業の拡充	————→	8000人分
ショートステイ事業の拡充	1082人分→	1454人分
デイサービス事業の拡充	501カ所→	559カ所
授産施設、福祉工場	4万1783人分→	4万5874人分
精神障害者生活訓練施設	1660人分→	2060人分
精神薄弱者更正施設	8万4490人分→	8万6393人分

〈新ゴールドプランに基づく在宅・施設サービス基盤の整備などを着実に推進〉

ホームヘルパーの大幅増員	9万2482人 → 12万2482人
在宅老人ショートステイ事業	3万0627人分→ 3万6727人分
老人デイサービス事業	6273カ所→ 7573カ所
特別養護老人ホームの整備	23万1509人分→ 24万7109人分

〈緊急保育対策〉

低年齢児（0～2歳）の受け入れ拡大	47万人→ 49万人
低年齢児保育促進事業の充実	800カ所→1600カ所
開所時間延長促進事業の充実	3763カ所→4133カ所

(7) 防衛費を抑制

- ① 防衛関係予算は、4兆8455億円で対前年伸び率は6年ぶりに上昇（2.58%）となったが、これは過去に行った契約の支払経費が急増したためである。しかし、新しく決定した「防衛大綱」で、防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を明記させ、それに基づく「中期防」によって防衛予算の総額を25兆1500億円（年平均伸び率2.1%）に抑え、中期的に抑制に向かうことを明確にさせた。
- ② 防衛力のコンパクト化にとって、もっとも重要な正面装備の新規契約額は、8350億円（95年に比べ100億円の増、伸び率2.1%）に抑えてある。これには、97年度から実施される予定の消費税率のアップ分150億円が含まれている。したがって、正面装備契約額は、95年度

に比べて0.6%の減少となる。新防衛大綱や中期防をめぐって、わが国の防衛産業の拡大をねらった動きの暗躍する中、抑制を打ち出したとの意味には大きなものがある。

③ 自衛隊が発足して以来初めて定員を50人削減したことでも特筆できる。

また、沖縄の県道越え実弾射撃訓練や厚木の夜間離発着訓練（NLP）等の移転費用として、3億5000万円が新規に計上された。

〔単位：億円〕

平成8年度予算フレーム

	7 年 度 予 算	6' - 7'	8 年 度 予 算	7' - 8'	備 考	
(歳入) 収 税	537,310	660	513,450	▲ 23,860		
税外収入	44,856 [33,769]	▲ 11,156 [1,398]	25,594	▲ 19,262 [▲ 8,175]	7年度補正後税収	506,810億円
N T T	1,725	-	1,715	▲ 10		
公債金	125,980	▲ 10,450	210,290	84,310	公債依存度	28.0%
建設公債	97,469 [86,382]	▲ 7,623 [3,931]	90,310	▲ [7,159 3,928]		
特例公債	28,511	▲ 2,827	119,980	91,469	うち、減税特例公債	18,796 億円
計	709,871 [687,697]	▲ [20,946 2,162]	751,049	[41,178 63,352]		
(歳出) 債 費	132,213 [121,126]	▲ 11,389 [165]	163,752	[31,539 42,626]	定率換入等	34,797 億円
地方交付税	132,154	4,576	136,038	3,884	一般会計債務の償還	8,684億円
一般歳出	421,417	12,869	431,409	9,992	伸率	2.4%
N T T 等 分 (事業償還 緊急金融安定化 資金 決済資金繰戻 計)	13,000 11,087 - - 709,871 [687,697]	▲ 11,554 - - ▲ 15,448 ▲ [20,946 2,162]	13,- 6,850 - - 751,049	▲ 11,087 皆増 - - [41,178 63,352]		

(注) 1. 上記計数については、今後異動するところがある。
 2. 各欄の下段「」書きは、7年度におけるNTT-A及びCタイプ賃付金の繰上償還に係る金額(11,087億円)並びに6年度ににおけるNTT-Bタイプ賃付金の繰上償還に係る金額(22,641億円)を括弧した場合の計数。

平成 8 年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

平成 7 年 12 月 25 日
(単位 百万円)

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	平成 8 年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
(社会保障関係費)				%
1. 生活保護費	1,053,180	1,059,298	6,118	0.6
2. 社会福祉費	3,472,812	3,800,812	328,000	9.4
3. 社会保険費	8,469,994	8,487,584	17,590	0.2
4. 保健衛生対策費	634,802	612,502	△ 22,300	△ 3.5
5. 失業対策費	293,624	327,747	34,123	11.6
計	13,924,412	14,287,943	363,531	2.6
(文教及び科学振興費)				
1. 義務教育費国庫負担金	2,766,137	2,839,917	73,780	2.7
2. 国立学校特別会計へ繰入	1,557,599	1,569,822	12,223	0.8
3. 科学技術振興費	684,357	758,835	74,478	10.9
4. 文教施設費	270,435	230,636	△ 39,799	△ 14.7
5. 教育振興助成費	699,311	723,402	24,091	3.4
6. 育英事業費	98,622	104,343	5,721	5.8
計	6,076,461	6,226,955	150,494	2.5
国 債 費	13,221,300	16,375,197	3,153,897	23.9
(恩給関係費)				
1. 文官等恩給費	89,617	81,999	△ 7,618	△ 8.5
2. 旧軍人遺族等恩給費	1,510,201	1,456,823	△ 53,378	△ 3.5
3. 恩給支給事務費	5,622	5,455	△ 167	△ 3.0
4. 遺族及び留守家族等援護費	121,112	114,745	△ 6,367	△ 5.3
計	1,726,552	1,659,022	△ 67,530	△ 3.9
地方交付税交付金	13,215,395	13,603,826	388,431	2.9
防衛関係費	4,723,610	4,845,479	121,869	2.58

事項	前年度予算額 (当初) (A)	平成8年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸率
(公共事業関係費)				%
1. 治山治水対策事業費	1,573,173	1,626,372	53,199	3.4
2. 道路整備事業費	2,586,547	2,685,023	98,476	3.8
3. 港湾漁港空港整備事業費	705,101	724,729	19,628	2.8
4. 住宅市街地対策事業費	1,157,832	1,216,967	59,135	5.1
5. 下水道環境衛生等施設整備費	1,612,158	1,710,826	98,668	6.1
6. 農業農村整備事業費	1,196,639	1,227,910	31,271	2.6
7. 林道工業用水等事業費	325,097	342,700	17,603	5.4
8. 調整費等	14,997	15,617	620	4.1
小計	9,171,544	9,550,144	378,600	4.1
9. 災害復旧等事業費	68,215	68,215	0	0.0
計	9,239,759	9,618,359	378,600	4.1
経済協力費	1,035,114	1,071,486	36,372	3.5
中小企業対策費	185,691	185,523	△ 168	△ 0.1
エネルギー対策費	681,862	692,283	10,421	1.5
主要食糧関係費	272,318	270,484	△ 1,834	△ 0.7
産業投資特別会計へ繰入	1,281,226	171,541	△ 1,109,685	△ 86.6
緊急金融安定化資金	—	685,000	685,000	—
その他の事項経費	5,053,420	5,061,826	8,406	0.2
予備費	350,000	350,000	0	0.0
合計	70,987,120	75,104,924	4,117,804	5.8

(注) 「公共事業関係費」には、「社会資本整備特別措置法」に基づき平成3年度まで貸付けを受けて実施されていた公共的建設事業のうち、当面、当該株式の売払収入以外の財源をもって行うこととした金額(平成7年度 1,127,459百万円、平成8年度 1,128,459百万円)を含んでいる。

2. 公共投資

- 公共投資については、1996年度予算の概算要求基準の設定に当たり、95年度に引き続いて、社会経済情勢の変化、国民のニーズの変化に適切に対応するとの観点から、95年度と同額の3000億円の重点化枠が設けられたが、与党は公共事業ワーキングチームを設置して、その配分について検討した。
- 公共事業と施設費の大枠の配分について、95年度においては、新たな時代のニーズへの対応は施設費の分野により強く求められており、かつ、施設費関係の省庁の多くが予算的には小さな省庁で弾力的に対応することが難しいことなどを踏まえて、5：1（それまでは概ね7：1）の比率による、つまり公共事業2500億円、施設費500億円とされたが、ワーキングチームは、96年度においてもこれを踏襲することとした。
- 配分に当たっては、公共投資基本計画（1994年10月7日）や新経済計画＝「構造改革のための経済社会計画」（1995年12月1日）なども踏まえ、国民生活の質の向上に直結するものへの配分の重点化を継続しつつ、この中で次世代の経済発展基盤となる分野への重点的・効率的投资、阪神・淡路大震災の教訓を活かした防災対策の充実や急速な高齢化への対応、経済発展に結びつく情報化への対応や科学技術・研究開発基盤の充実、自然環境への配慮などを重視することとした。
- 施設費の配分結果及び重点化枠を含む公共事業関係費の配分結果は、それぞれ別表のとおりである。

施設費については、科学技術・研究開発基盤や情報化対応関連を一つの柱（別表「施設費」の②）に、また高齢社会・人と自然にやさしい社会関連や防災対策をもう一つの柱（別表「施設費」の①）に重点配分を行なった。

下水道（伸率5.5%）、環境衛生（伸率8.0%）がそれぞれ公共事業に占めるシェア・アップ率1、2位を占めたほか、全体の伸率4.1%の中で、新幹線（13.4%）、自然公園（13.1%）、市街地整備（8.5%）、造林（7.9%）、空港（7.3%）、都市公園（6.0%）などが高い伸率となった。

また、低い伸率となった事業でも、例えば漁港（1.3%）の中の漁港漁村生活環境整備は14.7%、港湾（2.0%）の中の特定重要港湾等整備は9.4%、農業農村整備（2.6%）の中の農業集落排水は8.8%、海岸（3.1%）の中の海岸水質改善は28.0%、道路整備（3.8%）の中の高規格幹線道路整備は20.2%というようにアクセントのついた扱いがなされ、それぞれ95年度の伸率よりも若干上回る形となっている。

- 以上の結果、シェアの変更幅は、事業別0.6（95年度は0.7）、省庁別0.3（同0.4）、機能別シェア1.7（同1.3）となった。

細川連立政権前までは、事業別シェア変更幅は、1988年の0.9及び92年の0.5を除けば、0.1～0.3、省庁別変更幅シェアは、91年から93年まで0.2で推移していたが、94年以降社会党が加わった連立政権のもとでは、比較的大きな変更幅を維持し、過去3か年の累積変更幅は、2.2、1.2（94年に自然公園、航路標識、地下鉄を公共事業に組み入れたことによる変更幅分も含めると2.9、1.6）となっている。

一般公共関係所管別配分(政府案)

(単位:百万円、%)

区分		7年度		8年度		備考	
		伸率	シェア	伸率	シェア		
建設省	治水	1, 232, 315	3.3	13.44	1, 274, 362	3.4	13.34
	海岸	38, 216	3.3	0.42	39, 439	3.2	0.41
	道路整備	2, 586, 547	3.7	28.20	2, 685, 023	3.8	28.12
	住宅対策	1, 106, 515	5.0	12.06	1, 161, 288	5.0	12.16
	市街地整備	51, 317	8.5	0.56	55, 679	8.5	0.58
	下水道	1, 110, 849	5.8	12.11	1, 171, 946	5.5	12.27
	都市公園	156, 634	6.0	1.71	166, 069	6.0	1.74
小計		6, 282, 393	4.3	68.50	6, 553, 806	4.3	68.63
農林水産省	治山	230, 781	3.2	2.52	238, 564	3.4	2.50
	造林	60, 759	7.4	0.66	65, 541	7.9	0.69
	林道	116, 519	4.2	1.27	120, 789	3.7	1.26
	農業農村整備	1, 196, 639	2.4	13.05	1, 227, 910	2.6	12.86
	離島電気	21	0.0	0.00	21	0.0	0.00
	海岸	31, 707	2.9	0.35	32, 655	3.0	0.34
	漁港	216, 579	0.8	2.36	219, 473	1.3	2.30
沿岸漁場整備		30, 925	3.8	0.34	32, 170	4.0	0.34
小計		1, 883, 930	2.6	20.54	1, 937, 123	2.8	20.28
運輸省	海岸	40, 154	2.8	0.44	41, 352	3.0	0.43
	港湾	356, 688	1.0	3.89	363, 822	2.0	3.81
	空港	131, 834	7.3	1.44	141, 434	7.3	1.48
	都市・幹線鉄道	66, 653	5.4	0.73	70, 312	5.5	0.74
	新幹線	26, 900	44.0	0.29	30, 500	13.4	0.32
	航路標識	7, 916	0.6	0.09	7, 963	0.6	0.08
	小計	630, 145	4.2	6.87	655, 383	4.0	6.86
通産	工業用水	15, 404	△24.3	0.17	15, 404	0.0	0.16
厚生省	環境衛生	334, 385	9.5	3.65	361, 169	8.0	3.78
環境庁	自然公園	10, 290	15.0	0.11	11, 642	13.1	0.12
国土等	調整費等	14, 997	6.3	0.16	15, 617	4.1	0.16
一般公共計		9, 171, 544	4.1	100	9, 550, 144	4.1	100
災害復旧等		68, 215	0.0	-	68, 215	0.0	-
NTT-A		102, 541	0.0	-	101, 541	△1.0	-
合計		9, 342, 300	4.0	-	9, 719, 900	4.0	-
NTT事業債還分		706, 139	△68.8	-	-	-	-
再計		10, 048, 439	△10.7	-	9, 719, 900	△3.3	-
参考	海岸合計	110, 077	3.0	1.20	113, 446	3.1	1.19

(注)「NTT事業債還分」は、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」(昭62法86)に基づく公共的建設事業に係る貸付金の償還時において貸し付けることとした金額である。

平成 8 年度 公共投資重点化枠(施設費)

(単位:百万円)

省庁名	事業名	配分額
国 会		1,459
	憲法50年記念憲政記念館整備	500
	情報メディア施設整備 ◎	309
	国立国会図書館支部上野図書館整備	650
裁 判 所		585
	身障者用エレベーター整備 ◎	455
	生活に密着した司法サービスを提供するための環境整備 ◎	130
総 理 本 府	迎賓館設備棟改修工事等	410
警 察 庁	交通安全施設の整備(交通弱者に配慮した信号機高度化、道路交通のインテリジェント化) ◎	2,011
科学技術庁		3,190
	重粒子線等高度がん治療推進の地域展開 ◎	1,690
	地域防災に資する地震調査観測施設整備 ◎	1,000
	先端科学技術体験センターの普及 ◎	500
環 境 庁		430
	野生生物保護管理施設等整備 ◎	330
	生態系を活用した水質浄化事業 ◎	100
沖縄開発庁	教育振興事業(小中高校の危険建物改築等)	370
国 土 庁		230
	小笠原諸島振興開発事業(港湾の緑地等施設整備)	50
	小笠原諸島振興開発事業(「おがさわら丸」建造)	180
法 務 省	環境に配慮した施設整備 ◎	713
外 務 省	在外LANの構築 ◎	1,200
文 部 省		14,253
	校舎等の耐震補強の推進 ◎	2,781
	学校施設等の防災機能の充実強化 ◎	2,014
	貴重な文化財の保存機能の強化(埋蔵文化財センター)	735
	学術研究施設・設備リニューアルと先導的学術研究活動の展開(私大ハイテクリサーチセンター)◎(学術研究施設整備)	4,500
	マルチメディア・ユニバーシティー・パイロット事業 ◎	2,572
	衛星通信大学間ネットワーク構築事業(スペース・コラボレーション・システム事業) ◎	692
		959

(単位：百万円)

省庁名	事業名	配分額
厚生省	医療施設近代化施設整備 ○	6,406
	災害対策のための老朽社会福祉施設緊急改築整備 ○	5,000 1,406
農林水産省	中山間地域の高付加価値・高収益農業確立のための近代化施設整備 ○	5,008 927
	国際化に対応した地域農業基盤確立のための近代化施設整備 ○	1,728
	卸売市場防災性強化緊急整備事業 ○	618
	新技術・新産業創出中核研究拠点施設の整備 ○	500
	林業経営基盤の強化対策	741
	国営栽培漁業センター施設整備	309
	つくり育てる漁業推進総合対策	185
通商産業省	先進的アプリケーション整備事業 ○	4,770 1,612
	創造的経済発展基盤地域(スーパー・テクノゾーン)等形成事業 ○	1,550
	21世紀型商業基盤施設(商業パーソジュ)整備	1,000
	超精密計測環境支援施設(仮称)の整備	310
	製品評価技術センター施設の整備	298
運輸省	海上保安庁巡視船の整備	1,845
郵政省	公共アプリケーションの開発・普及 ○	4,500 1,338
	情報通信基盤技術に関する基礎的・汎用的技術の研究開発 ○	3,162
	学生総合支援センター(仮称)の設置 ○	700
建設省	官庁施設の高齢者・身障者対応エレベーター整備 ○	1,000
自治省	画像伝送システム整備事業 ○	920 381
	耐震性貯水槽整備事業 ○	539
	合 計	50,000

3. 住専問題の処理に伴う予算措置について

1 予算措置と住専問題処理スキームの概要

懸案となっていた住宅金融専門会社（住専）問題の解決のため、緊急金融安定化資金として6850億円が計上された。その内訳は、預金保険機構への出資金50億円及び預金保険機構に新設される住専勘定への政府支出6800億円である。

この政府支出は、住専問題の早期解決のために国の負担を求めた不良債権処理スキームに基づくものである。処理スキームの概要は次の通りである。

損失見込額	6兆2700億円	母体行負担	3兆5000億円
欠損見込額	1400億円	一般行負担	1兆7000億円
		系統負担	5300億円
		政府支出	6800億円
合計	6兆4100億円		合計 6兆4100億円

この処理スキームに示された損失見込額は、わずかでも回収の可能性のある債権は新たに設置する住専処理機構に移して強力かつ容赦のない回収を行うこととし、既に融資先が倒産している場合や担保不動産の資産価値の下落で完全に回収見込の立たない債権額についてのみ今回償却すべきものとして計算されている。他方、この不良債権の償却のための負担は、母体行が収支及び融資に伴う債権全額（3.5兆円）を放棄し、一般行（経営責任のない金融機関）については融資額3.8兆円の約半分（1.7兆円）を放棄し、系統金融機関（農中、信連、共済連）については融資額5.5兆円を全額返済することを前提に5300億円を住専処理機構に贈与（及び低利融資）するものとしたものである。これによって、残余の6800億円を政府支出する必要が生じたものである。

なお、予算から支出する6800億円は、住専処理に直接支出するのではなく、預金保険機構に新たに設ける住専勘定に支出され、「回収可能性の精査と不良債権の整理状況を踏まえて」、改めて住専勘定から住専処理機構に贈与されることとなっている。

2 住専問題の早期解決の必要性

金融機関の不良債権問題はバブル崩壊後の重大懸案事項であったが、この一年、さらに深刻の度合いを深めた。二信組の破綻に引き続いてコスモ、友愛、木津、大阪の各信組並びに兵庫銀行が相次いで破綻・整理を余儀なくされ、大和銀行事件が発覚し、預金保険機構の資金も限界に達し、このままでは国民の預貯金や年金資金の運用に不安を生じさせかねない事態を迎えた。また、日本の金融が国際金融に及ぼす影響を懸念したIMFも日本の不良債権問題の早期解決を勧告するに至り、日本の金融機関の海外資金調達にもジャパンプレミアム（日本の金融機関に限っての上乗せ金利）が求められる事態を生じている。

こうした中、住専の巨額の不良債権が300余の銀行・生損保等金融機関と300余の農林系統金融機関・農協に関係し、処理を誤れば金融情勢の悪化に強烈な追い討ちをかけることが懸念され、その早期解決が迫られた。しかし住専は、預金を扱う金融機関ではないので、従来手法による解決策が見出せなかった。このため、与党は金融証券プロジェクトを設置してその解決策を探ってきたが、当事者間の協議は平行線をたどり、このままでは年内解決が危ぶまれることとなり、12

月19日に至って与党三党首を含む与党首脳会議が予算措置で公的資金を支出する決断を行うに至ったものである。

3 公的資金の必要性

住専問題の処理スキームにおいて、農林系統の負担が少ない、母体責任が果たされていない、安易に国民負担に転嫁している等の批判がある。確かに、この問題を単なる民事上の破産の問題としてとらえれば、両当事者の負担割合についてはなお多くの検討を要するものであり、社会党も繰り返し当事者間で解決することを基本とすると表明してきている。

しかし、農林系統は共済組織であって基本的に内部留保をもたず負担は不可能と主張し、金融機関も債権の放棄を越える負担を行うことは国際信用の面からも株主に対する経営責任からもできないと主張した。この負担能力を越えて両当事者に負担を求めるることは、金融機関や系統金融の経営を破綻させることにもなり、国民の預貯金や年金資金の運用にも問題を生じさせ、将来の問題解決のコストを大きく膨らませることになる。また、公的資金を用いずに事態の解決を遅らせば、第二次再建計画からの3年間で不良債権の額が8倍にも膨らんだように、問題をますます拡大し、結果としてより多くの公的資金が必要となるものである。

10年前に同様の経験をした欧米の教訓は、問題を早期に解決することが社会的コストを最小にするということであり、両当事者が負担できるギリギリの額を確定し、残余を予算措置するという今回の解決方法は窮余の策として是認されるべきである。今回の解決方法が欧米からは好感をもって迎えられているというのもそれゆえであろう。問題は、両当事者が本当にギリギリの負担をしたのかという点にあり、この点は今後の国会審議等を通じて関係機関にディスクロージャーを迫り、明らかにしていく必要がある。

また、住専問題は第二次再建計画の時点で解決しておくべき問題であった。農林系統も当時、資金の引上げを検討していたものであり、この時に住専を整理しておけば問題はこれほど大きくならなかった。しかるに、大蔵省・農水省の覚書きで農林系統資金を繋ぎ止めた行政責任も重大である。その点で、今回の国民負担は、金融秩序の維持に失敗した行政責任から生じているとも言えるものである。

4 今後の課題

住専問題をこれほど大きなものにし、国民負担を生じさせた関係者の責任は厳しく問われねばならない。住専から融資を受けながら返済しない借り手の責任、融資審査や回収に問題の少なくない住専の経営責任、実質的に住専の経営を支配しながら監督責任や危機管理の任を果たしていないかった母体の責任、バブルを良いことに多額の資金を貸し込んだ系統の責任、規制緩和が進んでいるにもかかわらず護送船団の金融行政から脱皮できなかった行政の責任等について、これから議論の中で明らかにし、必要な措置をとらねばならない。その措置の中には、背任などの法的責任に伴う逮捕・処罰、そうした金融犯罪に対する法的責任を強化する法改正等、自己責任原則に立つ透明な金融秩序の形成に向けた行政の在り方の転換等が含まれるものと解されるべきである。

各省庁別予算案のポイント

総理府分野

1. 内閣機能の強化に必要な経費

- ①内閣機能の一環として、内閣補佐官（仮称）3人の新設が決まった。
- ②内閣情報調査室の専門職3人が新規増員された。

2. 政府広報に必要な経費

政府の重要施策や内外の諸情勢などを的確に国民に知らせる広報活動、及び政府に対する国民の意見や要望を把握し国政に反映させる広聴活動を実施するための経費が、前年度予算とほぼ同額の124億8700万円が計上された。

3. 総理大臣新官邸整備

現在の官邸は、建設後すでに60年近くが経過し、老朽化、狭隘化が顕著になっているため、1987年5月15日の閣議了解により、新官邸の整備を行うものとされた。95年度まで敷地整備がほぼ終了、96年度は基本設計費9億4600万円が計上された。

4. 京都和風迎賓施設

1994年10月25日の閣議了解により、京都御苑内饗宴場跡地に建設することとなった京都和風迎賓施設の基本設計費及び環境影響関連調査経費計1億8200万円が計上された。

5. 平和記念事業特別基金事業の推進に必要な経費

平和祈念事業特別基金への出資金50億円が計上された。

公正取引委員会分野

公正取引委員会は、96年度予算概算要求において、競争政策の積極的展開を図るため、前年比2.7%増の53億8200万円を確保した。

とくに強調すべきは、社会党が従来より主張してきた公正取引委員会の機能強化、事務総局制の導入について要求が認められた点である。

公正かつ自由な競争を推進・維持することにより、わが国市場を一層開放的なものとするとともに、消費者の利益を擁護する観点から、規制緩和と一体のものとして競争政策の積極的展開を図ることが重要となっている。96年度予算では、競争政策の更に充実した展開を図るため事務局

組織を抜本的に強化するため、事務総局制への移行を主な内容とする機構整備を要求し、復活折衝により要求が認められた。

公正取引委員会の機能を拡充強化するための増員経費 5500万円

1. 機構

- ①現行の事務局に代えて事務総局を置く。
- ②事務総局に、官房のほか經濟取引局（仮称）及び審査局を置き、經濟取引局に取引部、（仮称）審査局に特別審査部を置く。また、事務総局制の導入に伴い、現行組織の再編成を行い、国際関係部門、規制緩和部門及び審査部門を強化する。

2. 定員 17名の定員増（事務総局定員 534名）

- ①審査部門の増強 15名増
- ②規制緩和関連部門の増強 2名増

警察庁 分野

市民生活の安全の確保は、村山内閣の「人にやさしい安心できる政治」の基盤である。社会党は、一連の重大事件によって損なわれた「安全な国＝日本」という国民の信頼を如何に回復していくのかという問題意識から、国民を犯罪や災害、事故から守る、「人にやさしい警察」体制の充実を目指す観点で1996年度警察庁予算の編成に臨んだ。

96年度の警察庁の予算額は、2442億円で対前年度比0.8%の減となっているが、重点事項にメリハリを付けた予算となっている。

1. 安全で快適な人にやさしい交通環境の創造(202億円)

8年連続して交通事故死者数が年間一人を超えるという非常事態にある厳しい交通事情に対処するため、交通事故防止・交通の円滑化が重要課題となっている。また96年度は、第6次特定交通安全施設等整備事業5箇年計画（総事業費2100億円）の初年度でもあり、交通安全対策の強化を待った無しの課題として推進していかなければならない。このため、5箇年計画の初年度事業費として341億円（補助金額170億円）を確保するほか、光電式移動速度違反自動取締装置8式（1億円）・交通取締用四輪車（増強17台、更新52台）を整備するなど、交通安全施設の整備・拡充、交通指導取締、駐車対策、交通安全思想の普及等の諸対策を着実にかつ総合的に推進するための経費202億円を確保した。

また公共投資重点化枠において、高齢者、身体障害者、幼児などの交通弱者に配慮した「安全で快適な人にやさしい交通環境の創造」の実現に向け、信号機高度化、道路交通のインテリジェント化のための経費20億円を確保した（事業費ベースでは40億円）。信号機高度化は高齢者・身体障害者・幼児が交通事故にあうケースが増加している状況等に対応し、横断歩道を安心して渡ることができるよう歩行者信号の青時間を延長する交通弱者用信号機（160基）や、住

宅地では音の小さなタイプを整備する視覚障害者用音響式信号機(260基)、またセンサーで歩行者を感じし青時間に調節できる歩行者感応信号機(100基)を重点的に整備し、生活道路の安全確保を推進するものである。道路交通のインテリジェント化は、時々刻々の交通状況を把握し、情報板を活用した効果的な交通情報の提供や車載端末への情報提供を行うとともに、交通信号制御の高度化・バス通行の優先制御を行い、快適な交通環境を整備し、渋滞の解消や公害の抑制に資するものである。

2. 深刻化する銃器情勢への的確な対応（97億円）

人質立てこもり事件やスーパー店員やレストラン従業員、現職警官の射殺事件など、最近の銃器を使用した重大犯罪の多発は、国民の平穏な日常生活に対する重大な脅威となっている。このような深刻化する銃器情勢への的確な対応を図るため、けん銃使用犯罪への即応体制を確立するとともに、国内に不法に存在するけん銃の一掃と密輸入の根絶に向け、取締体制の強化及び捜査情報基盤等の充実を図らなければならない。このため95年度39億円の銃器対策費を大幅に増額し、97億円とした。主な内容は以下の通りである。

- ①銃器視察内偵用車94台（1億円）・拠点監視車47台（2億円）等現場対応用の装備資機材を搭載した車両の整備。
- ②高度な対処能力を備えた対銃器専従班の設置のための対銃器特殊車20台（3億円）の配備。
- ③特殊型防弾衣等の銃器対策用装備品の充実（5億円）。
- ④超小型特殊カメラ94台等密輸・密売ルート解明のための捜査装備品（3億円）の全国整備。
- ⑤サーベランス車47台（2億円）・銃器犯罪特殊捜査班用通信システムの整備等（3億円）等による人質立てこもり事件など特殊事件捜査班の強化（11億円）。

3. 社会情勢の変化への的確な対応（267億円）

オウム事件の経験を踏まえ、新たな犯罪等への的確な対応を図り、国民に身近な危険を防止し、地域社会の安全を確保していくことが求められている。このため、科学捜査力を強化するほか、暴力団対策、国際化対策、生活安全対策を推進する。

- (1) 地下鉄サリン事件のような化学物質を悪用する特殊犯罪に迅速かつ的確に対処するため、老朽鑑定機器の高度化（5億円）や広域移動鑑識車25台の整備等を図るとともに、特殊組織犯罪対策室と特殊事件捜査室の設置（警察庁）及び科学警察研究所の改組等を行い、科学捜査力を充実強化する（163億円）。
- (2) 依然として国民の日常生活や経済活動に重大な脅威を及ぼしている暴力団犯罪の取締りの強化を図るため、暴力団対策関係車両 139台の整備やよう撃捜査撮影装置99台等の配備を行うなど、暴力団対策を充実する（45億円）。
- (3) 来日外国人に係る犯罪の急増や、国際協力の重要性の増大に適切に対処していくため、外国警察機関との協力等の充実を図るなど、国際化対策を推進する（15億円）。
- (4) 交番、駐在所が地域住民の暮らしの安全と平穏を確保する地域の「生活安全センター」として機能するよう、住民の利便を考慮した施設への整備改善を行うとともに、機動力強化のための小型警ら車 400台を充実するなど、生活安全対策を推進する（44億円）。

4. 人的基盤の充実（国家公務員52人、地方警察官3500人の増）

空き交番をなくし市民への生活安全サービスを充実させるとともに、銃器対策や科学捜査を強化するため、5年ぶりに地方警察官を増員（3500人）する。

総務庁分野

1. 恩給の適正な給付の確保

- ①恩給年額計算の基礎となる仮定俸給年額が0.75%引き上げられた。
- ②恩給年額の増額、遺族加算を引き上げる経費78億円を復活の最重点項目とし、恩給総額1兆5382億円を確保した。
- ③公務関係扶助料に係る遺族加算 13万1900円→13万2600円
傷病者遺族特別年金に係る遺族加算 8万4950円→ 8万5510円

2. 行政運営の効率化、合理化などの推進

- ①省庁間ネットワーク（霞ヶ関WAN）の整備 5600万円
- ②公的規制データベースの整備 2200万円
- ③人事関係事務情報化の推進 1400万円

3. 北方領土問題対策の推進

- ①ビザ無し北方四島交流事前研修の実施 1800万円
- ②与党戦後50年問題プロジェクトより要請のあった「北方領土問題対策調査費」が新規で500万円計上された。

4. 青少年の健全育成・非行防止対策、国際交流事業の推進

- ①青年国際交流事業推進の一環である東南アジア青年の船事業に対し、ベトナムのASEAN加盟を契機に1億円増額の6億8900万円が計上された。

5. 交通安全に関する施策の推進

- ①高齢者交通安全実践促進事業 1億5800万円

6. 長寿社会対策の推進

- ①高齢者対策基本法の制定を踏まえ、新たな大綱の策定実施に向けた「地方意見聴取経費」が計上された。

7. 地域改善対策・啓発

- ①地域改善対策啓発活動に必要な経費として11億8400万円の「啓発活動委託費」が計上された。
 - ・地方（都道府県・市町村）委託費 8億1900万円
 - ・中央（助地域改善啓発センター等）委託費 1億4600万円

8. 平成8年事業所統計調査などの実施

- ①平成8年事業所統計調査 73億5900万円
- ②平成8年社会生活基本調査 5億6700万円

北海道開発庁分野

1 第5期北海道総合開発計画の推進

96年度北海道開発予算は、国費ベースで対前年度比3.7%増の9986億2500万円。1兆円の大台にはわずかにとどかなかったものの、厳しい財政事情の中で相当の伸びを確保して、第5期北海道総合開発計画（10箇年計画）の9年目に向けて主要施策を積極的に展開することしている。

2 多発する大規模地震を踏まえた防災対策の推進

- ① 水道の配水管路を利用した緊急時貯留施設整備事業を創設するなど、消化用水・生活用水を確保するための施設整備を推進する。
- ② 地震等の災害に強い港湾を整備を推進するため、96年度は、網走港港町地区岸壁の液状化対策の完成を図るとともに、留萌港三泊地区の耐震強化岸壁に着手する。
- ③ 「災害に強い漁港漁村事業」を推進し、93年北海道南西沖地震で被災した奥尻島の青苗漁港及び稻穂漁港の背後集落の復興事業の完成を図る。

3 高度な交通ネットワークの整備

- ① 国内・国際交流拠点の形成を図るため、中標津空港、旭川空港の滑走路の延長の完成・概成を図るとともに、新千歳空港の整備を進める。
- ② 多目的外資ターミナルを整備するため、室蘭港崎守地区の大型岸壁を完成を図るとともに、苫小牧港被害港地区等の整備に着手する。
- ③ 道内外との半日・一日行動圏の拡大を目指し、首都圏との航路を開設するため十勝港のフェリー岸壁の完成を図るとともに、一般国道の自動車専用道路、既事業区間5路線16区間の整備を促進、深川・留萌自動車道（幌糠留萌道路）の整備に着手する。

4 北海道の自然条件等に対応した質の高い生活空間の形成

- ① 各分野の連携による総合事業として、旭川市で「中核市街地総合整備事業」、歌志内市で「ふれあいのまちづくり事業」に着手する。
- ② 快適な冬の生活環境の整備を促進するため、生活関連施設の整備を重点的に、公営住宅等（4800戸）、特定環境保全公共下水道（13町村）の整備に着手する。

5 農林水産業の生産基盤整備等の促進

- ① ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意を踏まえ、一層効率的かつ安定的な農業生産体制を確立するため、農業農村整備を推進し、新たに16地区を採択する。

- ② 資源管理型漁業の確立等による水産業の振興と漁村の活性化を図るため、漁場環境に配慮した漁港の整備、魚礁漁場及び増養殖場の造成事業を促進する。

防衛庁分野

1 中期的な抑制傾向を示した防衛費総額

連立政権の下で、伸率1%未満（94年度=0.9%、95年度=0.86%）に抑えてきた防衛関係予算は、96年度において2.58%の伸率となった。これは、すでに購入済みの装備等の当該年度の延べ払い金額に当たる「歳出化経費」が、95年度に比べて1028億円（伸率6.1%）に急増したからである。

他方、96年度防衛関係予算の決定に先立って、19年ぶりに改定された防衛計画大綱では、防衛力のコンパクト化の方向が明示され、またこの新大綱に基づいてまとめられた新中期防衛力整備計画（1996～2000年）では、防衛予算の総額が25億1500万円、年平均伸率2.1%に定められた。このため、96年度防衛予算は伸率2.58%となったものの、中期的には2.1%以内の伸率に止められることになる。

2 実質マイナスを維持した正面契約額

自衛隊のコンパクト化にとって、もっとも重要な指標となる正面装備の契約額は8350億円で、95年度の8250億円よりも100億円（伸率1.2%）増加したが、これは97年度から実施される予定の消費税率のアップ分150億円を含めた金額で、差し引きすれば8200億円となり、今年度比0.6%減となる。正面契約額は95年度予算で前年度よりも600億円以上、伸率にして6.5%も削減しており、来年度も実質マイナスを維持したことで、中期的に防衛費の抑制に好影響を与えるものと期待される。

主要正面装備については、新大綱、新中期防で大きな議論となった空中給油機の導入が見送られたほか、当初141機を想定していた新型支援戦闘機F-2（いわゆるFS-X）の総調達機数を130機に削減することが閣議で了解され、これに基づいて96年度予算では11機調達されることになった。また、F-2の調達価格も、わが党からの強い要求に応じて、若干引き下げられた。

3 自衛隊発足以来初めての定員削減

新大綱で、現行の陸上自衛隊定員18万人を常備定員14万5千人に削減することが明示され、来年度から始まる新中期防で常備定員を16万7千人程度に削減することが確認されたことから、来年度防衛予算では、とりあえず自衛官定員を50人削減することが決まった。規模は小さいが、自衛官の定数が削減されたのは自衛隊発足以来初めてのことである。そのもつ意味は大きい。

来年度予算から定員削減に着手することになったのは、95年8月の防衛予算シーリング決定時に、「人員削減については、今後新しい防衛計画の中で描かれたものに従い来年度予算から実現すること」との与党合意があったためである。

4 充実をはかった隊員施策

防衛予算は歳出化経費や人件・糧食費などが総予算の80%近くを占めるという硬直性があるため、そのしわ寄せが隊員施策等に集中するという問題を抱えているが、こうした状況にもかかわらず、自衛隊員の生活関連施設の充実や就職援護、衛生施設の整備などの隊員施策の推進に2623億円の予算を確保した。これは伸率にして2.8%程度で、防衛予算全体の伸率(2.58%)よりも高い。

5 着実に増加する安全保障対話等のための経費

冷戦後の世界における自衛隊の新たな課題として、近隣諸国との安全保障対話の推進や軍備管理・軍縮への協力がある。この分野での自衛隊の貢献を強化するために、2億円を確保した。これは、95年度比78%の高い伸び率(95年度の伸率は53%)。防衛庁は、この予算措置に基づいて、「アジア太平洋地域内の安全保障の改善のためのハイレベルワークショップ」を開催するほか、「北東アジア戦略概観」(仮称)を刊行する。

また、ゴラン高原へのPKO部隊の派遣が決定したことから、国際平和協力業務経費として、約2.5億円が計上された。

6 基地周辺対策の推進

厳しい財政状況の下で、基地周辺対策費は、障害・騒音防止事業をはじめとして軒並み95年度比マイナスを強いられたが、周辺整備調整交付金は95年度と同額、120億円を確保した。

在日米軍駐留軍経費については、95年秋に批准された新特別協定の関連経費として、沖縄の県道越え実弾射撃訓練や厚木の夜間離発着訓練(NLP)等の移転費用として、3.5億円の予算が新規に計上された。

7 情報本部の新編

不透明・不確実な国際情勢に的確に対応するため、情報機能の充実・強化をはかるとともに、各自衛隊の情報組織を整理・再編し、総合的な情報処理・分析体制を整備することを目的として、統合幕僚会議の下に情報本部を新編することが決まった。

経済企画庁分野

経済企画庁は、139億5300万円(海外協力基金交付金を除く)を要求し、136億8100万円(前年度予算額比2.7%増)を確保した。

国民の期待に沿った施策を積極的に展開するため、重点的な概算要求を行ない、編成された主な内容は以下の通りである。

- 適切かつ機動的な経済運営と的確な経済情勢判断の推進 8億9200万円
- 経済フロンティアを拡大する構造改革の推進 9300万円
- 世界経済の拡大均衡に向けた積極的取組み 2億1300万円

4. 生活の豊かさを実現する総合的な施策の推進 27億2300万円

(公共料金の内外価格差に関する調査1100万円。ボランティア活動のための環境整備)
(7800万円。製造物責任制度の定着など消費者行政を積極的に展開26億3400万円など。)

科学技術庁分野

科学技術庁の政府予算額は6928億円と、前年度予算額に比べ 467億円増の7.2%の伸びとなった。予算のポイントとしては、①新たな産業の創出に資する技術の芽を育て、経済フロンティアを拡大するための基礎研究の振興及び科学技術振興基盤の強化②地震対策をはじめとする国民生活に密着した科学技術の推進 —などを最重要課題とし、重点配分をした内容となっている。

与党科学技術調整会議は、「独創的な基礎研究の強化、創造性豊かな研究人材の支援・活用、研究開発基盤の整備、地震に強い社会を作るための科学技術の強化、未来エネルギーの研究開発を中心に、その抜本的増額を実現すること」を与党政策調整会議に要請した。その理由は、①21世紀に向けて、新たなフロンティアを拡大し新産業の創出、豊かで質の高い国民生活の実現を図っていくためには、人類共通の知的資産である科学技術の振興を未来への先行投資と位置付け、人間・社会との調和に配慮しつつ、科学技術創造立国を目指していくことが極めて重要である。②わが国は諸外国に比して民間研究開発投資の割合が大きく、しかも最近の不況の影響により、その伸びが低くなっている。このため、基礎研究を中心に科学技術強化のために政府が果たすべき役割は極めて大きい。③このため、科学技術調整会議としては、政府研究開発投資の倍増を、できる限り早期に実現することを目指して、特別の配慮を強く求める — というものであった。

その意味では、前年度費7.2%増の新予算は、伸び率としては昭和54年度以来17年ぶりの最高の伸び率となったものの、必ずしも十分とはいえない。しかし基礎研究、基盤整備関係で、科学技術振興調整費が 215億円（30億円増）と制度創設以来初めての 200億円台になったのをはじめ、新規事業として戦略的基礎研究推進事業 150億円、科学技術理解増進事業3.3億円、地域における研究開発拠点整備支援事業3.5億円などが創設されたことは評価できよう。

以下に予算案の概要を示す。

1 知的資産の形成に資する基礎研究の強化及び科学技術振興基盤の整備。

1091億円を計上、261億円、31.5%増=戦略的基礎研究を強力に推進するとともに、科学技術振興調整費の拡充等により、基礎研究の抜本的強化を図るもの。また若手研究者の支援・活用、青少年の科学技術離れ対策等科学技術系人材の確保・養成等を図るもの。

①「戦略的基礎研究推進事業の強化」 = 150億円を新規に計上した。この事業は新技術事業団への出資金により、国立試験研究機関、大学などの研究者を対象に、「公募」方式により21世紀に向け特に重要な領域に的をしぼって技術の芽を探索するための基礎研究を充実強化するものとして創設するものである。

②「科学技術振興調整費の充実」 = 215億円（30億円増）。国際共同研究総合推進制度の創設、生活・社会基盤研究、重点支援協力員制度、中核的研究拠点育成制度の拡充などである。

③「創造性豊かな若手研究者（ポストドクター）などの支援・活用」 = 79億円（35億円増）を

計上している。7年度予算で680名受け入れているポスドク（博士課程終了者）等を約500名増員するもの。現在、文部省、科学技術庁等の関係省庁で約4千人を支援しているが、8年度に約6千人に拡充。、平成10年度には約1万人に拡充する計画の一環。

- ④「科学技術離れ対策の総合的推進」。12億円（8.5億円増）。全国の科学館（約300館）の活性化（科学館の人材の養成、科学館の連携強化）、科学館の充実強化推進のための調査検討、「先端科学技術体験センター」の整備に関する支援など。
- ⑤「研究開発の高度情報化の促進」。121億円（44億円増）。
- ⑥「研究基盤の充実」。371億円（14億円増）。

2 安全で豊かな生活を実現する国民生活に密着した科学技術の推進

345億円を計上、90億円、35.4%増=地震防災対策特別措置法に基づく地震調査研究推進本部体制の整備、重粒子線がん治療体制の整備等を実施することにより、国民生活に密着した科学技術の推進を図る予算。

- ①防災・安全対策の充実=134億円（地震防災対策の充実強化、雪害等の防災科学の推進）。
- ②健康の維持・増進=158億円（重粒子線がん治療等がん関連研究の推進）。
- ③生活・環境の向上=149億円

3 宇宙、海洋開発など先端科学技術分野の研究開発の推進

3215億円を計上、103億円、3.3%の増となっている=宇宙開発利用、地球規模の海洋観測の推進等の海洋開発、先導的原子力研究開発、ライフサイエンス等の先端的科学技術分野の研究開発を推進する予算。

- ①宇宙開発利用の推進=1779億円（H-IIAロケットの開発着手、宇宙往還技術試験機（HOPE-X）の開発研究、宇宙ステーション計画等の宇宙環境利用の推進など）
- ②海洋開発の推進=199億円（大型海洋観測研究船の研究開発など）
- ③先導的原子力研究開発の推進=830億円
- ④ライフサイエンスの研究開発の推進=315億円（がん関連研究など）

4 安全確保と平和利用を大前提としたエネルギーの安定確保

3195億円を計上、109億円、3.5%の増=エネルギー資源の8割以上を海外からの輸入に依存し、今後ともエネルギー需要の伸びが予想される中、原子力について安全確保と平和利用を大前提としてその研究開発利用を推進するとともに、次世紀の長期的課題として取り組むべき未来エネルギーの研究開発を行う予算。

- ①原子力安全対策の充実強化=529億円
- ②核不拡散への取り組みの強化=67億円
- ③核燃料リサイクル及びバックエンド対策の充実=1391億円
- ④未来エネルギーの研究開発の推進=357億円
- ⑤国内外の理解と増進と情報の公開=270億円

なお、公共投資重点化枠では総額50億円を要望したが、重粒子線等高度がん治療推進の地域展開=16.9億円（要求35億円）、地域地震防災に資する地震調査観測施設の整備=10億円（要求10

億円)、先端科学技術体験センターの普及＝5億円（要求5億円）が認められ、総額31.9億円（昨年実績30.9億円）となった。

環 境 庁 分 野

1. 環境基本計画の理念の実現

- ①環境基本計画の目標の一つに、すべての主体の環境保全活動への参加を促すことが明記されている。その交流の中核となる場として「環境パートナーシッププラザ」(仮称)の設置を内容とする「環境パートナーシップ推進費」3億円が新設された。
- ②環境基本計画の目指す社会を地域において実現するとの観点から、低公害車の普及を図るための契機として、バス事業やゴミ収集車、福祉巡回サービスなどの現場に低公害車を集中的に導入する「低公害車普及推進事業費補助」5億100万円が新設された。
- ③地方自治体の環境基本計画に基づく先駆的な事業に対する「環境基本計画推進事業費補助」が13億5千万円に拡充された。

2. 地球的規模の環境保全対策の積極的展開

- ①中長期的な地球温暖化防止対策の戦略を策定するための調査費2億円が新設された。
- ②地球的規模での持続可能性を研究する新たな戦略研究機関の設置に向けた調査費4千万円が計上された。
- ③アジア・太平洋地域を中心とする国際協力の強化が図られた。

・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク推進経費	7千万円
・砂漠化防止対策モデル事業調査費	8千万円
・アジア太平洋地球環境共同研究推進費	1億円

3. 自然とのふれあいの推進

- ①自然とのふれあいの場と機会の確保・充実を図るため、自然公園などの事業費116億4200万円が計上された。
- ②生物多様性国家戦略の策定をうけ、生物多様性に関する情報の体系的収集・提供体制の整備関連経費が3億8500万円に拡充された。
- ③絶滅に瀕している野生動物の保護の拠点となる施設などの整備費が9億7600万円に拡充された。

4. 有害化学物質の環境リスク低減を通じた環境の安全性の確保

- ①有害化学物質による健康影響の未然防止と環境リスクの低減を図るため、「有害大気汚染物質モニタリング事業」1300万円が新規で計上された。
- ②汚染された地下水・土壤対策の推進を図るため、都道府県が実施する「地下水汚染源浄化対策推進調査費補助」5千万円、「土壤環境リスク管理手法調査費」2300万円が新規で計上された。

5. 水環境保全施策の推進

①湖沼における水質保全対策を推進するため、「生態系を活用した水質浄化事業費補助」1億円、「汚濁湖沼水質改善中長期対策調査費」1500万円が新規で計上された。

沖縄開発庁分野

沖縄には、社会資本の整備が不十分であること等、依然として多くの課題が残されている。厳しい要求基準の中で、内容的にも沖縄の振興開発をより一層推進するため、総額で3168億2千万円（対前年度比100.9%）を要求し、3275億2千万円（対前年度比104.3%）を確保した。

1 沖縄振興開発事業費 3053億6300万円

公共事業関係費2865億500万円、沖縄教育振興事業費 147億2900万円、沖縄保健衛生等対策諸費12億2600万円、沖縄農業振興費29億300万円。

2 一般行政経費等 221億5800万円

戦後処理経費（不発弾等処理、厚生年金特例納付融資利子補給、対馬丸遭難学童遺族給付、八重山地域マラリア死没者慰藉事業など）11億1200万円、沖縄振興開発金融公庫補給金等経費121億7千万円など。

3 八重山地域マラリア死没者慰藉事業について

長い間の懸案であった、沖縄・八重山地域のマラリア死没者慰藉事業について与党間の合意が成立し3億円を確保した。以下、与党政策調整会議の合意内容。

- ① 国は、遺族に対する個人補償等の個人給付は行わない。
- ② 遺族の慰藉をする場合は、沖縄県において措置する。
- ③ ①及び②を沖縄県が了承することを前提に、与党政策調整会議としては、沖縄開発庁分「マラリア犠牲者慰藉事業費」2億円のほかに与党要求として1億円を追加するよう求める。

国土庁分野

1 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた災害対策の推進

- ① 土地庁の災害対策費を、前年度比2.0倍の26億9500万円に増額。災害時の危機管理上不可欠な省庁間の通信システムの整備を図るなど、危機管理体制の強化に取り組む。
- ② 災害発生時に被災住民の避難場所や応急対策活動の拠点となる地域防災拠点施設を整備するため、モデル事業を創設する。
- ③ 地震被害の事前想定、発生直後の被害状況の把握及び効率的な復旧復興対策を行うための

地震防災情報システム（D I S）を整備する。

2 國土計画の推進

新たな國土づくりの指針として、95年12月の國土審議会計画部会による「基本的考え方」の公表に引き続き、96年秋に新計画の中間案、96年度内には2010年を目標年次とする新しい全国総合開発計画案を策定する。

3 大都市圏整備の推進

- ① 首都機能の移転候補地等の調査や必要な制度等の検討を進める。
- ② 調査会設置法の施行に伴う大深度地下利用に係る調査を新たに実施する。
- ③ 阪神・淡路地域における活力あるまちづくりを進めるための調査を実施する。

4 総合的な水資源対策の推進

- ① 新しい全国総合開発計画に併せて、水利用の合理化等を踏まえた水需給の将来見通しの策定、良好な水循環の形成と保全の方策等の検討を進めて、新しいウォータープラン、全国総合水資源計画を策定する。
- ② 水源ダム等の運用、未利用水源の活用、災害時に備えた雑用水利用など、水危機管理対策を進めるとともに、流域における水循環の健全化、地下水の適正管理システムの構築など、健全な水循環を確立するため施策を推進する。

5 総合的な土地対策の推進

- ① 都心における低・未利用地の有効利用を促進するため、有効利用を阻害している要因等の分析など、都心地域の土地の有効利用を推進する。
- ② 進捗の遅い都市部の地籍調査事業を推進するため、大都市地域地籍情報緊急整備事業を創設する。

6 地方振興対策

地方からの情報発信事業、地方回帰を促進するためのU J I ターン支援プロジェクト等を拡充、地方振興ビジョンの作成、新しい各地方開発促進計画の策定を進めるとともに、地域の新規産業創出支援事業の創設など、過疎地域等特定地域振興対策を進める。

法務省分野

1. 重点事項

連立与党法務調整会議は、法務省の使命と現状に鑑み、平成8年度の同省の予算要求については、「増員」、「検察活動の充実等法秩序の維持・確保」、「法務省施設の整備・充実」の3点を重点事項としてその実現を図るべきものとした。

2. 法務省予算総額

一般会計は、5668億8千万円で対前年度比 102.3%であり、また登記特別会計は、1691億5700万円で対前年度比 102.0%である。

3. 増員

法務省の業務は、その性質上、人による人に対する現業事務が中心となっており、増加する所掌事務を円滑・適正に処理するためには、要員の確保が不可欠である。96年度は 611人の増員要求をしていたところ、厳しい財政事情にも拘らず、新規に 458人、また部門間配転で41人、合計 499人の増員が認められた。これは計画削減 384人を差し引いて純増 115人となる。

とりわけ検察官署では、1969年以来27年ぶりの検事の増員35人が認められ、これを含め検察活動の充実強化のために 119人の増である。また刑務所等保安業務・収容少年教育・観護体制等の充実強化のために 146人の増員、出入国審査業務等の充実強化のために86人、登記事務処理の強化のために 135人等が主な内容である。

4. 法秩序の維持・確保のために必要な経費

法秩序の維持・確保のための経費として合計3505億2300万円が認められた。その内訳は以下のとおりである。

①検察活動の充実のための経費が 975億8100万円である。オウム真理教対策等のために特別な配慮が必要な項目である。その中に凶悪組織犯罪対策（捜査・公判体制強化経費等）の経費が含まれる。また名古屋地方検察庁に特別捜査部の設置が認められた。

②刑務所等矯正機能の充実のための経費が1869億8400万円。その中に凶悪組織犯罪関係被収容者拘禁対策（警備体制強化経費等）の経費が含まれる。

③保護業務の充実のための経費が 174億7900万円。その中で更生保護施設整備費補助金 1億7900万円、及び更生保護委託費23億2300万円が含まれる。

④訴訟事務処理の充実のための経費が15億3100万円。

⑤公安調査活動の充実のための経費が 179億円認められた。これはオウム真理教に対して史上初の破壊活動防止法が適用されることに伴い、一躍脚光を浴びることとなった予算項目である。公安調査庁の予算は、調査活動の充実（その内容は、調査活動費の増額、調査体制の充実、公安情報処理の電算化）及び機構運営費をその内容とする。

⑥出入国管理業務の充実のための経費が 290億4800万円。その内容は不法就労外国人対策の強化、出入国及び在留管理業務の充実、外国人登録事務の充実（96年度は 5 年毎の登録証切り替え件数が増える）、及び機構運営費である。その中で電算処理の充実（MRP の拡大、在留審査用端末の拡大）のため、40億3800万円が付いた。

5. 国民の権利保全の充実

国民の権利保全の充実のための経費として1794億9500万円。内訳は以下のとおり。

①登記事務処理の適正迅速化のために1619億4200万円（うち登記事務のコンピュータ化のための予算が 493億 7 千万円）。この中で商法改正に伴う増資等の登記事務処理のために 2 億1800万円が付いた。

②国籍・戸籍等事務処理の充実のために 160億8300万円。

③人権擁護活動の充実のために 14億 7 千万円。その内、地域改善対策経費（人権啓発活動経

費)として4億6500万円が認められた。日本が人種差別撤廃条約を批准したことによって、この項目の重要性は増している。

6. 法務省施設の整備・充実

施設の整備・充実の経費は一般会計で204億5300万円(うち公共投資重点化枠7億1300万円)、特別会計72億1500万円である。法務省は、全国に2319庁の出先機関を有し、建物延べ面積は405万平方メートルにのぼり、全官庁建物の25%を占める。しかし、収容施設を始め老朽化・狭隘化の著しい施設が186庁、面積にして56万平方メートルに達しており、緊急にこれらの整備・充実を図る必要がある。

外 務 省 分 野

1. 開発途上国のニーズに合った政府開発援助(ODA)の充実

政府全体のODA一般会計の伸率については、深刻な財政事情を踏まえつつも、非軍事分野における国際貢献の重要な柱とし着実な拡充に努めるために、1兆1452億円、95年度比3.5%を確保した。

無償資金協力は1.7%増の2601億円、また技術協力は5.6%増の2492億円を計上した。このうち援助の質の改善等に資する観点から、開発途上国のニーズに合ったきめの細かい援助を図るため、とくに以下の項目について大幅な増額を図った。

- ①途上国におけるNGOを通じた援助活動への支援を強めるために、草の根無償資金協力を30億円95年度から50%増の45億円に増加させた。
- ②日本のNGO活動への財政支援を目的とするNGO事業補助金を7億6千万円から31.6%増の10億円に増額した。
- ③災害援助や難民対策、民主化支援などにあてる緊急無償を前年度比43.8%増の92億円を確保した。
- ④JICAとNGOの連携強化を図るために新規に8400万円を計上した。
- ⑤地方公共団体の研修員受け入れ事業等に対する補助金を12億9400万円とした。

2. 平和・軍縮問題に関する協力

- ①地域紛争の平和的解決、紛争の予防、政治的和解、停戦・選挙監視、人道援助、復興開発援助、国連平和維持活動等に対し一層の協力をを行うとともに、大量破壊兵器の不拡散等の軍備管理・軍縮問題に積極的に取り組むため、官民で所有している技術、知見、人材等を効果的かつ系統だって利用できるような体制づくりを行うための「軍縮・不拡散促進センター」の設立のために1億4800万円を確保した。
- ②中国の遺棄化学兵器につき本格調査のための費用として4億8600万円を計上した。
- ③カンボディア、中米その他の地域での地雷除去活動に3億1800万円を確保した。

3. 女性・人権分野におけるODAの強化

95年度は、9月に開催された世界女性会議を踏まえて新しい分野としてWID（女性支援）のための専門家派遣、機材提供などを実施した。これは、中高年の女性専門家を途上国に派遣して、裁縫、手工芸、衛生などの分野で協力を行うものであり、また、人口・エイズ・麻薬問題、民主化、市場経済化についてもとりくむものである。96年度はさらに女性の役割重視や人権関係などに引き続き積極的に対応するため、国際機関分担金・拠出金を7.7%増の1677億円確保した。

4. 5千人を超えた外務省定員

外務省の定員を160人増員し、5005人となり目標の5000人を達成した。また、外交支援要員として専門調査・派遣員をそれぞれ11名と10名の増員とした。機構の拡充については、在濟州総領事館と在リトアニア兼勤駐在官事務所の新設が決まった。さらに、在外公館施設等の強化、海外邦人安全対策・危機管理体制の強化等が講じられた。また、在外公館における情報通信体制の高度化をはかるための在外公館LAN（ローカル・エリア・ネットワーク）構築のための費用12億円を計上した。

5. 国際文化交流の強化及び平和友好交流計画の推進

戦後50周年を機会に、アジア近隣諸国等との歴史を直視し、相互理解を一層推進するために新たに展開された平和友好交流計画の2年目の事業費として86億円を計上した。また、ロンドンの海外日本語センターの新設及び関西国際センター関係経費の予算措置を講じた。

文 部 省 分 野

1. 豊かで多様な教育の展開

①いじめ・登校拒否等対策予算を3倍増

深刻化するいじめや登校拒否等の問題に対応して、関連予算を5億円から14億円へと3倍増とした。今年度から導入されたスクールカウンセラーの派遣・活用（調査研究委託）については、141校から506校へと対象校を大幅に拡大する。また、いじめ問題対策情報センターの充実を図る。新規施策としては、いじめ対策地域連携モデル市町村を指定して、地域ぐるみの取り組みを推進するほか、教員を対象にパンフレット等の作成、研修講座などを行う。

②教職員定数の改善増を要求通り確保、教員特殊業務手当を改善

一人ひとりの個性に応じた多様な教育を展開することができるよう、第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画（93～98年度）の4年次分として、4984人の改善増を当初要求どおり確保し、計画の着実な推進を図る。管理職手当（校長）を18年ぶりに一部改善するとともに、教員特殊業務手当についても、対外運動競技等指導業務（現行1500円→1700円）、部活動指導業務（750円→1200円）の単価の引き上げを行った。なお、義務教育費国庫負担制度と義務教育教科書無償給与については、大蔵原案の段階で制度を堅持することができた。

③学校・家庭・地域社会の連携のための新規施策の推進

学校5日制の月2回実施による休日の拡大に伴い、地域の協力を得て週末等に子どもたちが様々な体験活動を実施するためのウィークエンド・サークル活動推進事業（3億円）を全県で推進する。また、学校・家庭・地域社会の教育機能を見直し、新たな連携・融合を推進するための実践的な調査研究（学社融合推進プロジェクト）を行うための予算を計上した。

2. 私学助成の拡充

① 経常費助成で今年度を上回る伸びを確保

大蔵原案では今年度比5%減となっていた経常費助成については、精力的な復活折衝の結果、大学については今年度比72億円（2.6%）増の2875億5千万円、高校以下についても同40億円（6%）増の706億円を確保し、今年度を上回る増額を行うことで決着した。

② 私立高校の40人学級編制推進補助を拡充

高校以下の一般補助については、社会党が強く求めてきた私立高校の40人学級編制推進を引き続き政策的に誘導するとともに、新たに小・中学校における40人学級編制の推進を図る。

③ 私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備費補助を新設

私立大学における先端的な学術研究基盤の強化を図る観点から、私立大学の大学院研究科・研究所の中からハイテク・リサーチ・センターを選定し、最先端の技術開発プロジェクトに対する総合的な支援制度を創設する。96年度は14施設を対象に、公共投資重点化枠で施設・大型研究装置整備補助（1/2補助）45億円を確保するとともに、研究費、研究支援スタッフ経費等については、別途、私大経常費補助金や日本学術振興会事業（出資金、後述）の活用を図る。

3. 学術研究フロンティアの新たな創出をめざして

① 将来の学術研究の中核を担う若手研究者の養成・確保

新三党合意に盛り込まれた「ポストドクター（博士課程修了者）等1万人支援計画」を受けて、特別研究員制度の大幅な拡充を図った。文部省分の総採用者数は、今年度の3030人から4556人へと1526人の増を確保し、2000年までの計画達成という目標に向けて大きな一步を踏み出した。また、科学研究費補助金は前年度比94億円（10.2%）増の1018億円を確保し、初めて1千億円の大台を突破した。

② 出資金を活用した新たな事業の実施へ

日本学術振興会への出資制度を新たに設け、公債対象経費である出資金を活用した新たな事業の実施への道を開いた。96年度は、110億円の要求を満額確保し、大学主導の研究プロジェクトを重点的に推進することにより、将来に向けての知的資産の形成・蓄積を図る。

③ 劣悪な施設・設備のリニューアルと先端的教育学術研究拠点の形成

国立学校施設等整備費は2657億円で今年度比10%増。老朽化狭隘化の改善を図り、施設の高度化・多様化を推進するとともに、大学院に重点をおいた教育研究体制の高度化を推進する。また、新たに通信衛星やマルチメディアを活用した先導的教育研究事業（19億円）等を

行うための予算を計上した。

4. 新しい文化立国をめざした文化予算の拡充

- ① 21世紀に向けた「新しい文化立国」を目標とし、文化国家にふさわしい予算の拡充を重視した結果、文化庁予算は総額で750億円を確保することができた。増加額は82億円で過去最高、伸び率は12.3%と1979年度以来の高水準である。
- ② 内容的にも、既存事業を抜本的に組み替え、新たな芸術創造活動の支援システムとして「アーツプラン21」（32億円）に再構築を図るほか、新たに地域の文化遺産などを生かし、地域に根ざした特色のある芸術文化活動を支援する「文化のまちづくり事業」（6億円）を推進し、地域文化振興のための基盤整備を行う。その他、文化財の保存・公開活用、文化を支える人材の養成・確保、文化の国際交流・協力の拡充を図る。

5. 学校施設などの防災機能の強化

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、学校施設などの防災機能の強化を図るため、公共投資重点化枠により総額にして55億円を配分した。内訳は、①私学を含む校舎等の耐震補強の推進（28億円）、②貴重な文化財の保存機能の強化（7億円）③備蓄倉庫、防災広場、災害時に飲料水等を確保するための浄水型プールの整備や学校給食施設の防災機能の充実・強化等（20億円）である。

6. 教育費負担の軽減

- ① 幼稚園就園奨励費補助については、保育料等の減免単価の改定（1.3%アップ）を行うとともに、3歳児分の充実を図った。
- ② 育英奨学事業については、大学院の貸与人員の増員（無利子1100人、有利子1200人）を行うとともに、専修学校専門課程について有利子貸与制度（1600人）を創設する。
- ③ 国立大学の授業料は1年おきに値上げされているが、前回の上げ幅の3万6千円、大蔵原案段階の3万円から2万1600円へと圧縮して、最大限の抑制を図った。その結果、97年度入学者からの授業料は46万9200円となる。

厚 生 省 分 野

1. 概 括

1996年度の厚生省予算編成において、社会党は、障害者プランの策定、新ゴールドプランとエンゼルプランの着実な推進、水道・廃棄物処理施設整備の促進などに重点を置いて積極的に取組み、以下の成果を上げることができた。

特に、障害者プランの策定については、党厚生部会に障害者問題ワーキンググループを置きプランの策定に精力的に取組み、与党福祉プロジェクトに対して積極的な働きかけをした。その結果、12月18日に政府の障害者対策推進本部において、障害者プランが策定された。これにより、新ゴールドプラン、エンゼルプランとあわせ社会福祉政策を総合的に推進する3プランが揃うこととなった。

1996年度の厚生省予算総額は、14兆3409億円（対前年度3663億円増、伸び率2.6%）となっている。

2. 障害者プラン（ノーマライゼーション7ヵ年戦略）のスタート

障害者基本法の制定等を踏まえ、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害のある人々が社会の構成員として地域の中で共に生活を送れるように、ライフステージの各段階で住まいや働く場、活動の場の整備を進めるとともに、ホームヘルパーの増員や各種施設の整備等、障害者の介護サービスを充実していく必要があった。このため、障害者対策に関する新長期計画（1993年度～2002年度）の重点施策実施計画として、障害者対策推進本部で策定した障害者プラン（1995年12月18日）に基づき、総合的な障害者施策を推進することとなった。

障害者プランは1996年度から2002年度までの7ヵ年計画で、2002年度末までの厚生省関係の具体的整備目標は、グループホーム・福祉ホーム（現状5千人分→目標2万人分）、授産施設・福祉工場（4万人分→6.8万人分）、重症心身障害児（者）等の通園事業（300か所→1300か所）、精神障害者生活訓練施設（1500人分→6千人分）、精神障害者社会適応訓練事業（3500人分→5千人分）、精神科デイケア施設（370か所→1千か所）、ホームヘルパー（4万5千人上乗せ）、ショートステイ（1千人分→4500人分）、デイサービス（5百か所→1千か所）、身体障害者療護施設（1万7千人分→2万5千人分）、知的障害者更生施設（8万5千人分→9万5千人分）などとなっている。7年間の厚生省関係の総事業費は概ね1兆円程度である。

96年度予算においては、プラン関係で2025億円（対前年度251億円増）。主な整備項目は以下の通りである。

- ①住まいや働く場、活動の場の確保 グループホーム・福祉ホーム（5347人分→7422人分）、授産施設・福祉工場（4万1783人分→4万5874人分）
- ②地域における自立支援 重症心身障害児（者）等の通園事業（307か所→368か所）、精神障害者生活訓練施設（1660人分→2060人分）、市町村障害者生活支援事業（0→40か所）、障害児（者）地域療育支援事業（0→70か所）、精神障害者地域生活支援事業（0→47か所）
- ③介護サービスの充実 ホームヘルパー（8000人増）、ショートステイ（1082人分→1454人分）、デイサービス（501か所→559か所）、身体障害者療護施設（1万7169人分→1万8069人分）、知的障害者更生施設（8万4490人分→8万6393人分）

また、障害者の支援・マンパワー対策の一環で、国立身体障害者リハビリテーションセンターの養成・研修棟の新築費として17億円が盛り込まれている。

障害者プランは、厚生省のみならず関係19省庁が一体となって取り組むことが大切で、障害者の生活全般にわたる施策を横断的、総合的に推進していくためにも、今後とも更なる充実を目指して取り組む必要がある。

3. 新ゴールドプランの推進

96年度は新ゴールドプランの2年次目として、在宅サービスの推進、老人保健福祉施設の整備等を進めるため、6996億円（95年度5994億円 対前年度1001億円増）を計上した。

主な整備項目は、ホームヘルパーの増員（9万2482人→12万2482人）、ショートステイ（3万627人分→3万6727人分）、デイサービスセンター（6273か所→7573か所）、在宅介護支援センター（3472か所→4672か所）、特別養護老人ホーム（23万1509人分→24万7109人分）、ケ

アハウス（3万700人分→3万8200人分）、高齢者生活福祉センター（240か所→280か所）老人保健施設（16万5811人分→19万1811人分）などとなっている。

また、ホームヘルパー講習会の充実や、新規事業として休日もデイサービスを利用できるホリディサービス運営事業（100か所）、市町村が行う在宅福祉サービスの現状や効果について評価を実施する事業、介護サービスの充実のためのモデル事業及びケアマネージャーの養成研修事業、さらにはショートステイ専用施設の補助基準面積の改善（30.83m²→34.13m²）など、国民が安心して老後を送ることができる体制づくりを目指した事業が盛り込まれている。

4. エンゼルプラン等の推進

95年度に策定されたエンゼルプランの一環で、低年齢児保育や時間延長型保育等の促進を目指す緊急保育対策等5か年事業の2年次目を着実に推進するため、関係経費として2187億円（95年度1999億円 対前年度 188億円増）を計上した。

具体的には、保育所措置費・低年齢児受入れ枠の拡大（47万人→49万人）、保育所の整備（200か所→400か所）、時間延長型保育サービス事業（2530か所→2830か所）、地域子育て支援センター（354か所→400か所）、放課後児童クラブ（5220か所→6000か所）、病気回復期の乳幼児を対象とする乳幼児健康支援デイサービス事業（40か所→50か所）などである。

母子保健医療対策としては、母子保健医療体制を充実させるため、総合周産期医療センター（仮称）の整備（5か所）や妊婦乳児健康診査費における35歳以上の妊婦に対する超音波検査など新規事業で盛り込んだ。

また、児童の環境づくり対策は、391億円（対前年度 108億円増）で、放課後児童対策事業（5220か所→6000か所）の充実などが図られた。

ほかでは、児童虐待の早期発見・早期解決を図るため、児童相談所が関係機関と連携して総合的な取組みを実施する児童虐待ケースマネジメントモデル事業が全国8か所で実施される。

5. 疾病対策

がん、循環器疾患、エイズなどの予防対策、研究などの推進を図るとともに、これらの疾病に関する情報提供システムを整備するため、がん克服新10か年戦略に42億円（対前年度 4億円増）、循環器等疾病対策に 425億円（対前年度 6億円増）、エイズ総合対策（エイズストップ7年作戦）は 133億円（対前年度23億円増）が計上され、20.7%の高い伸びとなるなど、合計2146億円が盛り込まれた。

6. 水道廃棄物事業

災害等に強く、安全で良質な水道水の供給と、リサイクルを重視した廃棄物適正処理を目指し、生活に密着した社会資本である水道施設及び廃棄物処理の整備を促進するため、他省庁計上分、旧NTT-B事業分を含め3612億円（対前年度 268億円増）が計上され、水道施設整備の推進に2048億円（対前年度 137億円増）、廃棄物対策の推進に1418億円（114億円増）、合併処理浄化槽に 146億円（17億円増）が計上された。とくに、水道施設整備の改善事項として、簡易水道の統合事業や水道未普及地域解消事業の国庫補助の採択条件となっている連絡管の距離を500m以上から200m以上に緩和することが認められている。公共投資重点化枠としては、106億5千万円が配分され、対前年度費8.0%の伸びとなり、公共事業費全体の伸び 4.11%を

大幅に上回るものである。また、公共事業全体に占めるシェアも前年度の3.65%から3.78%となつた。また、リサイクル推進や合併浄化槽整備推進のための第8次廃棄物処理施設整備計画事業費について、5か年の総事業費5兆500億円（第7次計画からの伸び1.78）が確保された。

7. 社会福祉施策

社会福祉施設の整備として、老朽社会福祉施設緊急改築整備事業に44億600万円（うち公共投資枠14億600万円）が計上された。

また、地域改善対策費として、地域改善対策対象地域住民の生活環境を図るとともに、地対財特法の最終年度における予定事業を計画的に実施するため、301億円（対前年度55億円増）が計上された。

8. 医療・地域保健対策

医療施設の近代化及び災害拠点病院の整備として、公共投資重点化枠の50億円を含む202億円が計上され、これは対前年度100億円増の高い伸びとなつた。

また、地域保健対策として、295億円（対前年度16億円増）が計上され、インフォームド・コンセントの普及・啓発事業の創設等在宅医療の推進として、4億9千万円（対前年度4400万円増）、在日外国人に対する保健医療サービスの充実（7900万円＝新規）などが計上された。

9. 医療保険・年金制度

医療保険にかかる経費は、政府管掌健康保険が9460億円（対前年度331億円減）、健康保険組合助成費が252億円（対前年度17億円増）、国民健康保険助成費2兆9242億円（対前年度1048億円増）となっている。

また、来年度は診療報酬の改定年度となっており、予算編成前の事前大臣協議において、全体で3.4%（医科3.6%、歯科2.2%、調剤1.3%）に改定されることとなった。薬価基準等の引下げ幅は医療費ベースで2.6%程度である。

年金制度では、厚生年金国庫負担の繰延べ措置（8千億円）や基礎年金番号設定のための経費がある。また、介護に配慮したいわゆるバリアフリーの住宅の取得、改造に対して、年金積立金の還元融資として在宅ケア対応住宅資金融資制度の創設が図られた。この制度は、高齢等により介護を要する状態になっても住み慣れた住宅で自立した生活が営めるよう配慮したもので、厚生年金及び国民年金の被保険者であって3年以上の被保険者期間がある者を対象とし、段差の解消や手すりの設置などの構造を有する住宅の取得または改造のために資金を融資する制度である。

10. 災害・防災対策

95年1月の阪神・淡路大震災を教訓に、地震などの災害に備えた施策を推進していくため、災害拠点病院整備事業や災害医療従事者等の研修など98億円（対前年度74億円増）の災害・防災対策を盛り込んだ。

農林水産省分野

I 担い手の育成を核とした農業・農村振興対策の展開

1. ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な推進

ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策（総事業費6兆100億円）については、7年度第2次補正予算においては4千億円の予算措置を講じたところであるが、8年度当初予算においても従来の農林水産予算に支障を来さないよう配慮しつつ、引き続き事業の着実な推進をはかり、平成12年度までの6年間において、新たな国際環境に対応した担い手による力強い農業構造の実現、住みやすく活力に満ちた農村地域の建設等を実現。

8年度要望額 927億円

2. 担い手育成のための農業金融の充実

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の担い手を育成するとともに、地域における一体的な取組みによってその地域の効率的かつ安定的な農業構造を実現するための農業金融の拡充強化を行う。

①農業経営基盤強化資金の拡充	8年度融資枠	700億円
②協業推進特別融資	同上	200億円
③農業信用保証保険制度の充実	8年度概算額	1億7900万円

3. 計画流通推進総合対策の創設

新食糧法の下での計画流通制度を円滑に推進するため、平成8年度予算において計画流通推進総合対策を創設することとし、以下の措置を講ずる。

①自主流通米計画流通対策

計画外流通との競合の下で、相当量の自主流通米を確保するため、安定的な出荷や販売ルートに応じた円滑な出荷・流通が図られるよう、生産調整実施者に対し、次の助成を行う。

助成内容としては、自主流通米60kgあたりの安定出荷交付金 750円、良質米出荷確保のための特定加算額 250円、流通調整加算額 140円の合計最高額を1140円とした。

8年度概算額 930億円

②自主流通米計画販売対策

年間を通じた計画的販売と安定した価格での供給を確保するため、登録出荷業者に対し助成を行う。

8年度概算額 164億円

③自主流通備蓄・調整保管関連対策

米穀の需給と価格の安定を図るため、自主流通法人が行う備蓄・調整保管の円滑な実施を図るとともに、関連諸対策を実施する。

8年度概算額 100億円

3. 農山漁村高齢者対策の総合的展開

高齢者の自立的な活動の場でもある農山漁村地域において、「農山漁村高齢者ビジョン」の推進・実践を図るとともに、関係する省庁が省庁の枠組みを越えて計画段階・事業実施段階に

おいて連携し、高齢者の生き甲斐発揮の場、高齢者に配慮したアメニティーの整備を総合的に実施するため、次の事業を実施する。なお、この項目は、社会党が特に最重点要望として、実現したもの。

①農山漁村高齢者ビジョン推進実践事業	8年度概算額	3億円
②農山漁村高齢者生き甲斐発揮促進事業	同上	10億円

4. 米飯学校給食の助成

①地場産の自主流通米を学校給食に供給しやすくするため、政府米の助成を引き下げる一方、自主米の助成を引き上げた。	8年度概算額	198億円
②米飯給食用に供給される良質米の生産から流通までの過程についての児童・生徒の理解を深めるための学習活動に対する助成。	8年度概算額	4億900万円

5. 公共投資重点化枠

①(公共)UR関連農業農村整備緊急対策、災害に強く潤いのある国土づくりの推進、暮らしやすく活力のある農山漁村づくり、新海洋秩序に対応した活力ある漁港漁村の確立。	8年度概算額	500億円
②(非公共)UR対策の着実な推進、災害時における食糧品の安定流通の確保、新技術・新産業創出のための研究開発の推進、林業の経営基盤の強化、新海洋秩序に対応した「つくり育てる漁業」野推進。	8年度概算額	50億円

II 林業・木材産業の活性化と緑豊かな森林・山村の整備

1. 林業経営の安定化

林業を取り巻く厳しい情勢の中で、林業の担い手の体质を強化し、自立的な担い手を育成するため、施業規模の拡大、経営の複合化の推進、担い手育成強化のための生産基盤の整備、林業機械の導入等の条件整備、技術開発・普及等を推進する予算を獲得。

340億円

2. 林業労働力の確保と林業事業体の育成

山村地域の過疎化・高齢化の進行等に伴う基幹的な林業従事者の減少に対応して、新規参入の促進、基幹的林業従事者の養成、林業事業体の育成等をはかるため、就業準備のための資金の融通、林業労働環境の改善、林業事業体の育成強化のための林業機械の導入等の条件整備、高性能林業機械の開発等の予算を獲得。

53億円

3 林野公共事業の推進

良質な水の安定供給や豊かで美しい環境の整備、安全で快適な国土空間の創出、持続的・効率的な森林経営のための生産基盤の整備などを通じて都市や農山村における美しくうるおいのある生活を実現するため、造林、林道、治山の各事業を計画的に推進する予算を獲得

4249億円

4. 国有林野事業の経営改善

国有林野事業の健全な経営を確立し、国有林の公益的機能の発揮に向けた森林管理及び累積債務の円滑な処理のため、一般会計からの繰り入れ等の財政措置等を実施し、国有林野事業の経営改善を推進する予算を獲得。

518億円

III 水産業の振興と活力ある漁村の形成

1. 新たな海洋秩序に対応した的確な資源管理等の推進

昨年11月に発効した国際海洋法条約等による新たな海洋秩序の形成に向けて適切に対応するため、的確な資源管理を実施するための資源調査の推進、漁獲管理情報システムの整備、資源管理型漁業の推進をはかる。

①資源調査と漁獲管理の推進	25億円
②資源管理型漁業の着実かつ的確な推進	117億円
③漁業生産構造の再編整備	37億円
④つくり育てる漁業の一層の推進	440億円

2. 経営環境の悪化に対応した漁業経営等の対策

①漁業経営改善促進資金の円滑な融通	融資枠	1000億円
②水産物生産流通等高度化資金の創設	融資枠	400億円

3. 漁業生産基盤及び漁村生活環境の整備

①漁港漁村整備の推進	2195億円
②沿岸漁業整備開発事業	322億円
③漁港海岸事業（第6次海岸事業5箇年計画の策定、1兆7700億円規模）	176億円

4. 海外漁場の確保と国際漁業協力

海外漁場の確保を図るため、新漁場の開発、国際漁業協力、国際漁業資源の調査等を実施

158億円

■ 通商産業省分野

通産省関係の96年度予算編成は、一般会計全体で9188億円、石特線入れを除いた一般経費で3948億円となった。（特別会計は一覧表参照）

予算編成にあたっては、1. 経済構造改革の推進 2. 厳しい環境変化に応じた中小企業政策の展開 3. 総合エネルギー政策の新展開 の3点を重点に編成した。

1. 経済構造改革の推進

わが国経済の最大の課題は、安定的な経済成長を確実なものとしつつ、経済構造改革を力強く推進していくことである。このため、研究開発、情報化等将来の発展基盤を整備するとともに、新規事業への支援、新産業・生活インフラ整備等により質の高い雇用機会を確保し経済フロンティアの拡大を図る。さらに、わが国の喫緊の課題である一層の輸入拡大、対内投資の促進を図るとともに、国際的にも魅力ある産業立地環境の実現をめざし、地域経済の活性化を推進する。

①研究開発の推進

- ・独創的産業技術研究開発促進制度の推進 26億5000万円
- ・国立研究所における創造的研究開発の推進 36億 800万円
- ・航空機国際共同開発促進及び小型民間輸送機開発調査 46億2500万円 等

②情報化の推進

- ・超先端電子技術開発促進制度の創設 13億3000万円
- ・先進的アプリケーション整備事業の拡充（公共投資重点化枠） 16億1200万円 等

③経済フロンティアの拡大

- ・新規産業創造技術開発支援制度の創設 2億4900万円 等

④市場アクセスの改善

- ・輸入促進地域（FAZ）関連予算措置の拡充 8億5000万円 等

⑤産業立地環境の整備

- ・国際的にも魅力ある産業立地環境の整備 87億5000万円 等

⑥国際的課題への責任ある対応

- ・国際機関に対する協力対応 3500万円
- ・国際博覧会条約等関係（「愛知万博」関係） 1900万円 等

⑦安心、ゆとりある社会の実現

- ・環境関連技術開発等の推進 104億1800万円
- ・産業復興支援事業費補助金 1億4800万円 等

2. 中小企業対策の推進

わが国経済環境の急激な変化により、中小企業は極めて厳しい状況にある。このため、中小企業対策予算として、中小企業の技術開発、新規創業等の支援、中小小売商業対策等総額1236億円を要求し、満額を確保した。今回の中小企業対策予算は1983年以来減少を続けていた中小企業対策関連予算を14年ぶりに対前年度比で「プラス0」としたもので、党として最重点に置いた成果である。

①中小企業の技術開発、新規創業等の支援に56億5200万円

②インターネット利用推進事業など中小企業の情報化推進等に 7 億8200万円

③小規模企業対策の推進に220億500万円

④中小小売商業対策に114億9500万円

⑤21世紀型商業基盤施設整備事業の推進に10億円（公共投資重点化枠） 等
(計1236億円)

3. 総合的エネルギー政策の推進

アジア地域の経済成長に伴ってエネルギー需要が増大する中、わが国経済の安定的発展と国民生活の豊かさを確保しつつ、エネルギー環境問題や世界経済の発展といった地球的課題に責任ある対応をしていくため、エネルギー政策の国際的展開を図りながら、わが国のエネルギー供給体制の効率化、エネルギー需給構造の高度化、資源エネルギーの安定供給を推進する。

- ①アジア太平洋地域エネルギー需給見通し作成事業の拡充に5億8200万円。
- ②共同研究、産油国基盤整備、投資促進など産油国協力の推進に77億6600万円。
- ③太陽光発電システムの個人住宅への普及促進に初めて40億の大台に乗せ40億9600万円、他に廃棄物発電の普及促進、クリーンエネルギー自動車の普及促進などを合わせ新エネルギーの開発・導入促進に174億7000万円を確保。
- ④資源エネルギーの安定供給の推進を図るため、石油備蓄の推進3555億7100万円、LPG国家備蓄の推進23億9400万円、石油・天然ガスの自主開発の推進960億9200万円。
- ⑤水力・地熱発電の推進のため、水力発電施設周辺地域交付金の交付期間を延長し63億2100万円。

運輸省分野

1. 概 説

96年度運輸省予算では、西暦2000年までの期間実施される港湾、空港、海岸の三つの5カ年計画がスタートするなど、21世紀初頭を見据えた公共投資が盛り込まれているのが大きな特徴。また、新時代の技術開発として期待される超大型浮体式海洋構造物（メガロフロート）の研究開発、荒天下でも高速で走行できるテクノスーパーライナーの事業化支援のための調査検討費、運輸多目的衛星の製作・打ち上げのための経費などが盛り込まれていることも注目される。

また、村山前内閣の看板であった人にやさしい政治実現の一貫として、高齢者・障害者の交通利用の円滑化を図る事業の充実、地域公共交通の確保などが図られている。

2. 公共事業費

(1) 港湾関係の公共事業については、第9次港湾整備5カ年計画の初年度となる。9次5計は総投資額で7兆4900億円（現計画比31.4%増）となった。9次5計の特徴は、東アジア地域の経済発展に伴い、海上輸送が飛躍的に拡大するとともに、各国間の競争が激化していることを背景に、大型の船舶が接岸できる大水深コンテナターミナルの建設により、香港、シンガポールに比べて劣っている国際競争力を高めて、アジアの物流の拠点となるハブ港湾機能確立を目指していること。このために、東京、伊勢、大阪、北部九州の4大湾を中心にハブ港湾整備を推進することとしている。

96年度予算では、港湾整備事業予算は、対前年比2.1%増の3638億2200万円で、前年の1%増よりも拡大した。注目の大水深国際コンテナターミナルは、東京港など6港において新

規着工（水深15m岸壁が東京港、横浜港、大阪港、水深14m岸壁が名古屋港、堺泉北港、塩釜港）が認められたほか、阪神大震災で重要性が認識された耐震強化事業については、名古屋港など5港で支援措置が実施される。また、一般港湾の整備についても、今後3年間で整備対象港湾を100港削減して、重点整備を行う方針だ。

- (2) 空港整備事業については、第7次5計で総投資額が3兆6千億円（現計画比12.9%増）となつた。空港整備についても、重点は国際ハブ空港の整備で、新東京国際空港（成田）と関西国際空港の整備などに重点がおかれている。

初年度の96年度予算では、対前年比7.3%増の1414億3400万円の予算で、成田空港の整備、羽田空港の沖合い展開とともに、関西国際空港の2期事業（平行滑走路）の着工が認められ、27億円の着工予算が計上された。今後15年間の整備事業により、本格的な国際ハブ空港を目指す。また、新三大空港プロジェクトとして、関西国際空港と並んで、中部新国際空港、首都圏空港の調査費が計上されたことが注目される。

また、離島の航空輸送を確保するため、離島を運行する航空機の購入に際して補助をする制度が拡充され、従来滑走路が800m以下の空港を使用する航空機のみに適用されていた補助が、1500m以下の滑走路まで拡充されたほか、空港使用料が現行の1/2に引き下げられた。この他、地方空港では、島根県の隠岐空港の新規着手が決まった。

- (3) 整備新幹線は、要求額満額の305億円（対前年比13.4%増）。高崎・長野間を始め3線5区間の整備事業が促進されるほか、平成8年中に成案を得ることとされている「新しい基本スキーム」の策定に向けて、関係の地方公共団体、JR等の参画を得て「整備新幹線を核とした地域振興計画」を策定する事業が新たに盛り込まれた。

- (4) 都市鉄道の整備では、都市高速鉄道整備事業として、地下鉄の名古屋市4号線の新規着工が決まった。また、鉄道活性化事業として、貨物線を改良して旅客通勤線として活用する大阪外環状線の新規事業化も盛り込まれた。鉄道関係では、阪神淡路大震災の教訓から、耐震補強工事を緊急に実施する事業費が計上されたことも注目される。

- (5) 海岸事業については、第6次5カ年計画が総事業費1兆7700億円（現計画比36.2%増）の規模でスタートする。96年度は、413億円の予算で、市民の利用・環境にも配慮した面的防護方式（離岸堤、人工リーフ、緩傾斜護岸、養浜による砂浜など、複数の施設による防護方式）の積極的な導入を目指す。

(6) 海上保安庁の巡視船艇の整備では、国際的な新海洋秩序形成の動きに対応するため、公共事業重点化枠の18億円も含めて96億円の予算で新規2隻、継続18隻の建造を進める。

3. 人にやさしい交通の推進など

- (1) 高齢者・障害者の鉄道駅の利用円滑化を図るため、エスカレーター・エレベーターなどの設置に対して補助をする事業に対し、前年度同額の1億1200万円が計上された。また、人にやさしい交通の実現のために、超低床ノンステップバス及び低床スロープ付きバスの導入のためのモデル事業費として1億5千万円が認められた。これは、車椅子のままでバスに乗車できるよう、バスの昇降口の段差を極めて低くしたバスで、北欧などで導入が進んでいる。

また、バス交通の活性化事業として、バス事業の経営効率化、利用者サービスの改善、輸送の安全確保に資する基礎的な施設・機器等の整備・改良などに資する事業などが盛り込まれている。

- (2) 地域の公共交通の確保については、地域における住民の生活の足として極めて重要な役割を果たしている地方バスの維持のため、「地方バス生活路線維持費補助金」が97億7300万円となった。
- 離島航路の整備・近代化については、離島航路を維持するための欠損補助のための経費として40億8500万円が、離島航路に就航する船舶を近代化するための建造費の補助金として、2億1500万円が盛り込まれた。
- (3) 急減する日本籍船と日本人船員の確保を目的とする国際船舶制度の創設については、税制と併せて予算でも要求されていたが、税制では固定資産税と不動産取得税で軽減措置が取られることになったものの、船員の所得税・住民税の還元は先送りとなった。予算でも、国際船舶制度推進事業費として2千万円が盛り込まれた。これは、国際船舶制度を本格的に実施、拡充する上での課題を検討する事業に対する補助で、本格的な事業実施に向けて端緒となる予算となった。
- (4) 阪神大震災でも注目された海底活断層の調査費として広島湾、福岡湾での調査費が計上された。また、南関東地域における地震予知の研究の推進、火山噴火対策の推進事業として、伊豆大島、十勝岳、有珠山火山観測施設の改良・更新を行う。

郵政省分野

[一般会計]

1. 25.7%増、マルチメディア社会へ高まる期待

95年度郵政省所管一般会計予算 502億5千万円（内公共投資重点化枠43億1千万円）と比べ、来年度予定額は 631億7千万円（同45億円）の25.7%増と、昨年度の増加率（94—95年度比較）18.3%を上回る伸び率である。高度情報化社会、マルチメディア社会への期待の高まりに応えたものであり、厳しい財政状況の中ではかなりの重点をおいた編成と評価されよう。

2. 加入者系光ファイバ網整備の支援策充実

マルチメディア社会実現のためには、基盤的社会資本となる光ファイバ網の全国整備を円滑に行なうことが必要である。整備事業を実際に行なう民間事業者をいかに支援するか、が明日の国づくりのために現在の政治、行政が問われている最大の課題の一つに数えられよう。このため加入者系光ファイバ網整備特別融資制度をさらに拡充することとなった。

具体的には、①現行下限金利2.5%から融資当初5年間は2%に引き下げる、②加入者施設内に設置される光・電気信号変換装置整備事業へも適用する、こととなった。来年度融資枠は420億円、利子助成の財源として25億円が措置された。

加入者系の光ファイバ網の整備は、とくに先行投資期間は採算が見込まれにくいため、このような支援策の充実が今後とも重要である。

3. 多様なサービス展開へ研究・開発の促進

国民の生活、福祉に貢献し、また誰もが利用しやすい情報通信ネットワークの実現に向けて行われる施策のうち、主なものは以下の通り。

①公共アプリケーションの開発・普及（44億1千万円）

地域の情報化のため、高度なネットワークを用いて、医療、教育等の公共的なアプリケーションの開発・提供を行なう自治体に補助を行なうもの。

②基礎的・汎用的技術の研究開発（42億9千万円）

誰もが使い易い端末の開発など情報通信基盤を支える基礎的・汎用的技術の研究開発を通信総合研究所が行なうもの。

③情報通信研究開発体制の強化（16億7千万円）

公募による基礎研究推進制度及び委託研究制度を創設するもの。

〔三事業特別会計〕

「新経済計画」では、〈社会的支援システムの構築に当たっては〉〈自助〉〈共助〉〈公助〉が必要であると指摘している。郵政三事業は、長寿社会の到来に対応し、地域社会に貢献し、安心して暮らせる社会づくりに貢献する予算編成を目指した。この結果、本年度歳入・歳出予定額は前年度比2.0%増（94、95年度比較1.3%増）の4兆8100億円となった。

1. 安心して暮らせる社会づくりへの貢献

(1) 要介護者に対する定期郵便貯金の金利の優遇等の実施

低金利時代の福祉政策の一環として制度化された。全国160万世帯の要介護者（寝たきりなどで、公的福祉サービスを受けている方）を抱えた家計の経済負担を軽減するため、金融面から自助努力を支援する「国営事業ならではのぬくもりのある」（井上郵政大臣）、新しいサービスである。（新規制度）

具体的には、

①総額500万円までの全ての定期郵便貯金の利率を2割上乗せする。但し、上乗せ金利は最低でも0.2%を下回らず、最高は1.0%までとなっている。

②ゆうゆうローン貸付の上乗せ利率を、0.5%から0.25%に半減する。

③全国90か所の貯蓄相談センターで介護相談のサービスを行う。

となっている。

例えば、500万円の4年定期郵便貯金では年間1万7012円多くの金利を受け取れ、300万円のゆうゆうローンでは7500円の利子が軽減される。

(2) 小包郵便物の保冷サービスの実施など

ふるさと小包にも、多くの生鮮食品がある。より新鮮な品物を届けるためのサービスを全国一斉に実施する。（新規 90億3200万円）

また、留守で持ち戻った郵便物のピッシャンポンによる24時間自動応答システムを配備する。（4億2千万円）

2. 災害などボランティア活動への支援

阪神・淡路大震災ではボランティアが活躍したが、これを契機にこの活動を支援するための

施策が求められている。

(1) 災害ボランティア口座（仮称）の開設

この施策は、非常災害が発生したとき、寄付を、被災地で活動するボランティア団体に援助する制度である。（新規 制度）

(2) ボランティアポスト（仮称）の推進

地域社会の活性化及び国際化のため、郵便局をボランティア活動の拠点とし、様々な活動を行う。具体的には、ボランティア活動に関する調査、リーフレットの発行・配布、ボランティア担当官の養成、国際シンポジウムの開催などを行う。（4億5100万円）

3. 郵便局の地域活動への貢献

(1) 郵便局を活用した災害情報提供等の実験

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、郵便局に端末機を設置し、災害時に提供される地方自治体の災害関連情報を、全国の郵便局を結んでいるP-NET（郵政総合情報通信ネットワーク）により、他地域の郵便局に情報提供する実験を行う。（新規 6300万円）

(2) 郵便貯金資金が使われていることを示すモニュメントの設置

郵便貯金は、財政投融資を通じて、公営住宅、学校、病院など多くの地方の公共施設に活用されている。それらの場所に、ソーラー時計などのモニュメントを全国 100か所程度設置する。（9900万円）

4. 郵政短時間制職員の拡大

郵便物は、郵便局に朝、夕に集中するという波動性がある。これに対応するための4時間勤務の制度で、昨年からの試行では職員の定着率が良く好評である。この制度は、今後、少子高齢社会の進展の中で、女性や高齢者に就業機会を確保する側面を持つ制度でもある。今年度は、地域は全国に、人数は約6倍に拡充される。今後は、退職手当など、制度面での充実が求められている。

労 働 省 分 野

1. 産業構造の変化等に対応した雇用対策の推進

わが国の雇用情勢は、依然として厳しい状況にあり、今後の先行きについても新規産業の展開の遅れや企業の海外進出に伴う産業空洞化への懸念など不透明感が強い状況にあり、国民の雇用不安も強い。

こうした厳しい雇用情勢に的確に対応していくため、予算案では、①高付加価値化や産業の新分野展開を担う人材育成の推進、②産業間・企業間の「失業なき労働移動」への支援、③中小企業の活力を活かした新たな雇用創出への支援、④離職者の再就職促進支援対策等の施策を実施することとなった。

高付加価値化については、「人材高度化支援事業」、「労働移動能力開発助成金」等の活用による円滑な労働移動をめざす能力開発の促進、労働者の自発的・主体的な能力開発への支援、ホワイトカラーを中心とした職業能力開発の支援等を内容とする「人的資産形成プログラム」

を実施することとし、予定額は、174億円（前年度66億円）で大幅増となっている。

「失業なき労働移動」への支援については、改正業種雇用安定法に基づく諸対策の推進として特定雇用調整業種事業主等に対する相談援助、「労働移動雇用安定助成金」の支給等の対策を実施するほか、都道府県の円高等雇用対策協議会の充実、雇用機会確保の支援事業の推進が盛り込まれた。予定額は、582億円（前年度742億円）。

中小企業による雇用創出の支援については、本年10月に法改正された中小企業労働力確保法により、従来の雇用管理の改善に取り組む事業協同組合等への支援措置に加え、ベンチャー企業等新たな企業の設立や新分野への進出を目指す中小企業者を対象として「中小企業新分野展開支援人材確保助成金」等の新たな支援措置が講じられることとなった。予定額は、267億円（前年度169億円）で大幅増。

なお、雇用対策関係の全体予算は、新卒者を中心とする若年者対策の予算を含め、3460億円となり、前年と比べ254億円と大幅に増額されている。

①人的資産形成プログラム

・人材高度化助成金	0	→81億円
・労働移動能力開発助成金	11億2千万円	→27億6千万円

②「失業なき労働移動」の支援

・労働移動雇用安定助成金	27億5千万円	→72億1千万円
--------------	---------	----------

③中小企業の雇用創出

・中小企業新分野展開支援人材確保助成金	0	→36億7千万円
・中小企業雇用環境整備奨励金	0	→83億2千万円

2. 新卒者を中心とする若年者対策の拡充

大学新卒者等をとりまく就職環境は、就職氷河期といわれた前年より厳しい状況になっており、未就職卒業者が多数発生することが懸念されている。とりわけ、女子学生は、男子学生と比べ一段と厳しい状況におかれしており、雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保対策の面からも積極的な支援措置が必要である。

このため予算案では、新規学卒者の就職支援事業を一体的かつ、総合的に実施する「学生総合支援センター」（仮称）を設置し、就職相談、求人情報の提供、企業情報のネットワーク化、職業生活設計に関するコンサルティング等の就職支援を強力に推進することとし、7億円が盛り込まれることとなった。

また、平成7年度第2次補正予算により各県に設置された「学生職業相談室」において大学等新卒者に対するきめ細かな職業相談を実施し、未就職卒業者等に対する職場体験プログラムの実施、就職面接会の積極的開催などの就職支援対策を引き続き行うこととなった。予定額は16億4千万円（前年度5億4千万円）で11億円の増となり、「学生総合支援センター」分を合わせると若年者対策は前年度の4.3倍と大幅に拡充された。

3. 職業生活と家庭生活との両立支援策の推進

第132回通常国会において、育児休業法制定以来の懸案であった介護休業の法制化がようやく実現した。法制化の実現は、社会党が新旧の連立政権を通じ一貫して他の連立与党や労働省

に働きかけてきた結果である。

介護休業に係る法施行については、中小企業における普及状況を考慮して準備期間を3年程度とことになっているが、それまでの間においても事業主は介護休業制度や勤務時間短縮等の措置を整備するよう努めなければならないこととされている。

このため、休業制度導入に伴う企業負担軽減を図り、同制度を前倒し実施できるよう「介護休業制度導入奨励金」の拡充を図ることとし、予算案では、前年度より25%増の26億円が盛り込まれた。また、育児休業中の所得保障として95年4月から支給されている育児休業給付は、前年度より24%増の306億円が盛り込まれた。

4. 「過労死」予防等のための総合的な対策

社会党は、労働災害・職業病の根絶をめざし、労働安全基準の周知徹底を図るとともに、「過労死」の予防等のための総合的な健康確保対策の強化拡充、労働災害認定のあり方の見直しと迅速な救済の実現を強く求めてきた。

これらの要求が受け入れられ、予算案では、事業場における産業保健活動に対する支援態勢の整備や健康診断の事後措置の適切な実施など総合的な施策を講ずることとなった。予定額は44億3千万円（前年度31億5千万円）で、大幅に増額した。

また、迅速な救済の実現については、労災保険法等を改正し、審査官に対する審査請求申立後一定期間を経過しても決定がない場合には再審査請求ができる等、労働保険の審査請求制度の改善及び対応の迅速化が図られることとなった。

5. 安心して働く労働者生活の実現

ゆとり、安心、活力がある労働者生活を実現するため、労働者の自助努力を支援することが重要である。このため、育児、教育、老親等の介護など労働者の生涯の節目となる事由について、計画的な財産形成を行いその貯蓄を引き出して対処する場合に支援を行う制度として、新たに「労働者生涯福祉支援事業」（3億9千万円）及び「中小企業財形共同支援事業」（2億3千万円）を創設するなど、財形制度が拡充された（総額28億3千万円）。

また、ゆとりある暮らしを実現するためには、年間総労働時間1800時間の早期実現にむけた労働時間短縮の推進が不可欠である。97年4月からすべての事業所において週40時間労働制への移行が円滑に行われるよう、「中小企業労働時間短縮促進特別奨励金」の支給要件を緩和し、制度の充実を図ることとし、121億円（前年度119億円）計上された。

なお、家族の介護のための休業制度については法制化が実現したが、本人の病気休暇についてはまだ法制化されていないことは大きな問題であり、早急に法制化に取り組むべきである、という社会党の強い要求が受け入れられ、96年度は病気休暇制度に関する調査費が計上された（1200万円）。

6. 高齢者対策の総合的展開

急速に高齢化が進展している中で、高齢者の雇用失業情勢が極めて厳しいことから、60歳定年を基本とした65歳までの継続雇用を推進するとともに、多様な形態による雇用・就業機会を希望する高齢者に対応するため、シルバー人材センターを発展・拡充することとしている。

予算案では、95年4月から支給されている高年齢雇用継続給付が1424億円、前年度の59%と

大幅に増額された。シルバー人材センターの発展・拡充として 116億円、前年度8.4%増。

7. 林業労働者の雇用管理の改善に関する総合的対策

労働者の雇用・労働条件を改善し、林業に必要な労働力の確保にを図るための法案が時期通常国会に提出されることとなった。

社会党は、1983年に初めて「林業労働法案」を提出、92年には法案内容を抜本的に改め「林業労働者雇用改善法案」を提出し、その実現を求めてきた。予定されている法案は、林業事業体の経営改善及び雇用管理の改善を総合的に支援する「支援センター」を各県に設置し、同センターにおいて相談・指導、採用活動改善事業等を実施する、というもので、社会党の考え方を取り入れたものであり、長年の懸案がようやく実現することとなった。予定額は 6 億円。

建 設 省 分 野

1 計画的・重点的な住宅・社会資本の整備（5つの5箇年計画が新たにスタート）

① 計画の規模（特定交通安全施設は道路管理者分）

第7期住宅建設5箇年計画	730.0 万戸（前計画と同じ）
	〔うち公営住宅等 42.5 万戸（前計画比 1.35 倍）〕
第8次下水道整備5箇年計画	23兆7000億円（前計画比 1.44 倍）
	〔うち一般公共 13兆1700億円（前計画比 1.32 倍）〕
第6次都市公園等整備5箇年計画	7兆2000億円（前計画比 1.44 倍）
	〔うち一般公共 2兆7800億円（前計画比 1.25 倍）〕
第6次海岸事業5箇年計画	1兆7700億円（前計画比 1.36 倍）
	〔うち海岸 1兆3400億円（前計画比 1.29 倍）〕
第6次特定交通安全施設等整備事業5箇年計画	2兆4800億円（前計画比 1.34 倍）
	〔うち公共 2兆1300億円（前計画比 1.34 倍）〕

② 最終年度である2000年度末の整備目標は、住宅が「1戸当たり平均床面積 100m²、誘導居住水準を半数の世帯で確保」、下水道が「処理人口普及率70%、高度処理人口普及率16%」、公園が「計画対象人口一人当たり面積10m²、歩いていける範囲の公園整備率70%」であり、公共投資基本計画に沿ったものとなっている。

③ 事業量については、一般公共などだけ見ても、事業費ベースで計画期間中の年平均伸び率が、公園13%、特定交通安全施設等9%、下水道、海岸8%の高い伸びとなるほか、地方単独事業についても大きな伸びを見込んでおり、いずれも公共投資基本計画の平均的な公共投資の伸びを大きく上回るものとなっている。

2 高齢社会に対応したゆとりある住まいづくりの推進

- ① ゆとりある住まいづくりを推進し、良質な住宅ストックの形成を政策的に誘導していくため、住宅金融公庫融資制度の抜本的な改善を図る。
- ② 金利体系については、従来の規模の小さな住宅ほど金利を低減する体系を改め、バリアフ

リード化・耐久性・省エネルギー等に優れた良質な住宅について優遇する体系に改善する。具体的には、基準金利と中間金利の区分(125m²)を撤廃し、125m²～175m²の規模であっても良質な住宅については基準金利並みの金利を適用する。

- ③ 高齢者対応構造工事割増の内容を改善し「長寿社会住宅設計指針」を標準としたうえで、割増融資額を一戸あたり50万円引き上げ、150万円とする。
- ④ 都市部における居住水準の向上を図るため、「はじめてマイホーム加算」の加算額を一戸当たり100万円引き上げ、300万円とする。

3 公的住宅の的確な供給

- ① 公営住宅制度について、地域のニーズに的確に対応するため、現行の第一種・第二種の区分を廃止し、入居者制限を緩和して、収入分位25%を下限として40%まで地方自治体の裁量により入居収入基準を引き上げができるように改める。
- ② 公営住宅の家賃については、公的な援助を必要とする人が公営住宅に住み続けることができるよう、住宅の立地条件・性能等と入居者の収入に応じて、毎年度、地方自治体が定めることとし、入居者が支払う家賃と市場家賃との差額を国及び地方自治体が負担する。入居収入基準を超過する収入のある者で、一定以上の収入がある場合は市場家賃を徴収し、高額所得者については現行制度と同様に明け渡しを請求する。

4 高齢者・障害者や子どもにやさしいまちづくりの推進

- ① 駅舎の整備と連携し、歩道等の段差の解消、幅の広い歩道の整備、歩道橋等へのエレベーターの設置等を実施し、鉄道駅周辺のバリアフリー化を推進する。
- ② 窓口業務を行っている官庁施設について、高齢者・障害者の利用に配慮した建築物の整備を総合的に推進する。

5 安心して暮らせる災害に強い地域づくりの推進

- ① 公共施設等の安全対策を図るため、高速道路等の橋梁の緊急補強（約9100基）、ゼロメートル地帯の河川・海岸堤防の補強（約30km）、公営住宅の耐震改修（1万2500戸）、下水道の耐震補強（管渠約200km）を実施する。
- ② 安全性の高い市街地の整備を進めるため、密集住宅市街地整備促進事業（125地区）等の市街地整備事業を実施するとともに、防災緑地緊急整備事業を拡充し、防災公園における備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の災害対策施設の整備（192個所）を推進する。
- ③ 病院や社会福祉施設に係るがけ崩れ対策を推進させるため、急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担割合を20%から10%に引下げ、採択基準を緩和する。

6 全国的な交流ネットワーク形成の推進

料金を抑制しつつ高規格幹線道路網等の整備を推進するため、高速道路などの有料道路事業に係る公的助成を拡充、国費ベースで対前年度比18%増の4715億円を投入し、96年度には高規格幹線道路について、新たに高速自動車国道184m²を供用、高速自動車国道と並行する一般国道の自動車専用道路、7個所に着手する。

7 快適な生活環境整備の推進

- ① 都市化の進展に伴い、水路網の減少、水量の枯渇、水質の悪化等の問題が生じている地域において、下水道・農業用水・都市公園等の部局が連携して、既存の河川・水路のネットワーク化を図り、流水を相互に融通して水質の改善を図るなど、水循環の改善と水質の保全・再生等を図るための「水と緑のネットワーク整備事業」を創設する。
- ② 快適な道路・沿道環境を実現するため、都市高速道路公団の行う高度な環境対策事業に対する公的助成を拡充するとともに、沿道の防音工事や緩衝建築物に対する助成の拡充など、総合的な沿道環境の整備を推進する。
- ③ 交通量、交通事故データ等の分析により抽出された事故多発地点及びその周辺地域のうち、緊急性の高い全国約3000箇所について、5箇年で、交差点改良、歩道等の整備、道路照明等を組み合わせた一連の有機的な事故削減策を集中的に実施する。

自治省分野

1. 住民生活水準の維持、地域振興に配慮した地方財政対策の決定

1996年度の地方財政は、過去最高の通常収支不足（約5兆7500億円）や減税による減収（所得税減税の交付税跳ね返り分約1兆2300億円、住民税減税約1兆6400億円）によって3年連続して深刻な財源不足が見込まれることとなった。しかし住民生活水準の維持・地域の実情に即した生活環境の整備・地域振興の推進の観点から、地方財政運営に支障が生じないように所要の地方税財源を確保するため、社会党としても全力で取り組んだ。結果的には、地方交付税の増額、減税補填債の発行、財源対策債の増発等によって対応することとなり、地方財政計画の規模を対前年度比3.4%増の概ね85兆2800億円とすることができた。なお地方債依存度は約15.2%（約1.5%の伸び）、一般財源比率は約61.7%（約1.2%の減）となる。

2. 地方行財政制度の改正

地方交付税は、定率分では前年度よりマイナスの12兆8866億円であった。しかし社会党は、96年度の地方財政が地方交付税法第6条の3第2項に規定する事態に該当することも想定されることから、地方行財政制度の改正を求め、その結果、通常収支不足のうち地方交付税による補填分（3兆7233億円）を国と地方で折半するという新しいルールが講じられた。国は、交付税法附則第4条第3項に基づく4138億円の加算、91年度から93年度の間の特例減額分の一部の繰上げ償還分として4253億円の臨時特例加算を行うほか、交付税特別会計からの借入金のうち1兆225億5千万円については、償還時に国の一般会計がその財源を繰り入れる新たな措置を講じるというものである。この措置により地方交付税は、自治体に交付されるいわゆる出口ベースでは前年度比4.3%増の16兆8410億円となった。

3. 災害に強い安全なまちづくりのための消防力の充実強化

阪神・淡路大震災の教訓から、社会党は消防予算の大幅増額を要求し、公共投資重点化枠もすべてを消防関係として9億円を確保した結果、81年以来15年ぶりに消防庁予算を200億円の大台に乗せ201億円を確保した（対前年度14.9%増）。

特に、①大規模地震発生時の同時多発 火災等の災害における消防水利を確保するための耐震性貯水槽の整備(243基、17億円)や、②被災地域の状況を直ちに消防本部や政府で把握することができるよう情報収集・伝達体制を強化するための画像伝送システムの整備（4箇所、8億円）、③消防の広域応援体制を整えるための緊急消防援助隊の資機材の整備（15団体等、8億円）を推進するほか、④救急救命処置等に対応できる高規格救急自動車の配備（5団体増の115団体、11億円）、⑤航空消防防災体制のためのヘリコプターの整備（9機、10億円）、⑥消防防災無線の整備等（17億円）を緊急かつ重要な課題として積極的に取り組むこととしている。

4. 地域の活性化と魅力ある地域づくりの推進

- (1) 自主的・主体的な地域づくりを積極的に推進し、住民生活の質の向上に資する社会資本の整備を図るため、地方単独事業（投資）を充実させ、対前年度3.1%増の20兆1千億円程度とした。
- (2) 生活関連基盤整備を重点的に実施するため、地方特定道路整備事業の期限の延長・事業費の拡充（5500億円→1兆円程度）、ふるさと農道・林道緊急整備事業の拡充（2700億円→4500億円程度）、下水道普及特別対策事業の拡充（3700億円→4400億円程度）、都市公園に係る大規模公園等一体整備促進事業の拡充などを図る。
- (3) 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、公園・緑地等の公共空間の整備、道路・街路等の整備、土地区画整理事業等の面的な都市基盤整備、公共施設・ライフライン等の耐震性の強化、防災拠点の整備、耐震性貯水槽の整備など都市の防災機能の向上を図るための社会資本の整備を進める。あわせて、地域防災計画の抜本的な見直し、情報収集体制や広域応援体制の整備など、ハード、ソフトの両面にわたる防災対策の強化のための取り組みを積極的に支援する（「緊急防災基盤整備事業」3千億円程度、「防災対策強化経費」200億円程度の創設など）。
- (4) 農山漁村地域の活性化を引き続き推進するため、「農山漁村ふるさと事業」の推進（550億円程度）、「農山漁村対策」の拡充（5490億円→7310億円程度）のほか、森林整備の担い手対策のための基金の積み増し（80億円程度）等「森林・山村対策」の拡充（2160億円→2960億円程度）を図る。
- (5) 自主的・主体的な活力ある地域づくりの取り組みを支援するため、「ふるさとづくり事業」を推進する（投資は10%増の1兆5700億円程度、経常は2500億円に抑制）。
- (6) 少子・高齢化の進展に的確に対応し、高齢者対策、保育対策、障害者対策を支援するため、社会福祉系統経費を拡充する（対前年度7.3%増の3兆5800億円程度）。
- (7) 産業空洞化への対応、地域内発型の産業構造の高度化を図るために、地域レベルでの研究開発、企業化、人材育成等を積極的に支援するための地域産業創造対策経費（150億円程度）を創設する。
- (8) 環境の保全・創造を目的とする自治体の取り組みを支援するために、環境保全対策経費を充実する（2330億円→2470億円程度）。
- (9) 自治体が行う国際交流活動を一層推進するとともに、自治体による国際協力を支援するため、国際化推進対策経費を充実する（1200億円→1240億円程度）。
- (10) 地域情報化のための施策や地域からの情報発信を支援し、新しい住民ニーズへの対応等を

図るため行政の情報化を推進する（地域情報発信等対策経費の増額 220億円→ 290億円程度）。

(1) 地域文化振興対策の推進（前年同額の 610億円程度を確保）、地域スポーツ振興対策の推進（前年同額の 560億円程度）を図り、自治体が行う文化・スポーツ活動を支援する。

5. 地方公営企業の積極的展開

上・下水道、交通、病院等住民の日常生活に密接に関連した社会資本の整備を積極的に推進するとともに、経営の効率化・健全化の一層の推進を図る。下水道普及特別対策・緊急下水道整備特定事業を大幅に拡充する（事業費ベースであわせて6700億円）とともに、上水道安全対策事業の創設（総事業費 500億円、うち一般会計出資 125億円）、地下鉄耐震性強化対策の創設（総事業費34億円、うち一般会計出資 7億円、補助10億円）、港湾施設耐震性強化事業の創設（総事業費50億円）、ごみ固形燃料発電事業の創設（総事業費10億円）、介護付き高齢者住宅事業の創設など地方公営企業の積極的な展開を図る。

6. 地域財政対策の延長

95年度で期限切れとなる新産業都市・工業整備特別地域、首都圏・近畿圏・中部圏の近郊整備地帯等の財政上の特別措置については、整備状況や関係自治体の財政負担の状況にかんがみ、必要な見直しを行った上で適用期間を 5 年間延長する。

〈資料〉 96 年度地方財政対策の概要

①減税に伴う減収額と補填	減収額	約 2兆8700億円
{ 減税補填債（地方債）の発行		約 1兆6400億円
交付税特別会計借入金		約 1兆2300億円
②通常収支の不足	減収額	約 5兆7500億円
{ 地方交付税の増額		約 3兆7200億円
財源対策債（地方債）の発行		約 2兆0300億円
③地方交付税総額		16兆8400億円程度
④地方債発行総額（普通会計）		12兆9600億円程度
⑤地方単独施策の拡充		
(1) 地方単独事業（投資）の推進		20兆1000億円程度
(2) 災害に強い安全なまちづくりの推進		3200億円程度
(3) 農山漁村関連施策の推進		
・農山漁村ふるさと事業の推進		550億円程度
・農山漁村対策の拡充		7310億円程度
・森林・山村対策の拡充		2960億円程度
(4) ふるさとづくり事業の推進（投資分）		1兆5700億円程度
（経常分）		2500億円程度
(5) 社会福祉施策の充実（経常分）		3兆5800億円程度
(6) 地域産業創造対策の創設		150億円程度

(7) 環境保全対策の充実	2470億円程度
(8) 国際化対策の拡充	1240億円程度
(9) 地域情報関連施策の拡充	290億円程度
(10) 文化・スポーツ振興対策の推進	1170億円程度

会計検査院分野

1. 研修・検査体制の充実強化

研修・研究を一層充実強化するため、研修施設拡充のための経費5億8000万円、および研修調査官1人の拡充された。

2. 検査体制の充実強化

事業費の増加、技術の進歩などにより質量ともに拡大している行財政に対応した検査を遂行するため、検査要員13人の増員が計上された。

3. 検査活動の充実強化

検査を効率的に行うための工事検査機器・コンピューターを利用した検査及びODA検査などの充実のための経費6億円が計上された。

最高裁判所分野

1. 最高裁の予算は3052億8600万円である。三権分立の一を担う機関として考えれば、まことにささやかな数字である。対前年度比103.5%である。

2. 増員については、裁判官15人、一般職員53人の計68人が認められた。但し計画削減が32人であり、純増は38人である。

3. 裁判費の充実

①国選弁護人制度は憲法上明文をもって保障されている優れた人権保障制度である（憲法第37条3項）。そして刑事事件の半数が国選弁護人によって弁護されるようになってから10年以上を経過している。この制度の重要性に鑑み、国選弁護人の報酬（報酬基準額、地裁1件3開廷）を7万9100円（現行7万7200円）に引き上げる。これは人事院勧告を上回る特別のアップである。なおオウム真理教事件の国選弁護料については特別扱いとなる。国選弁護料の総額は37億9600万円である。

②通訳人謝金は総額で8億5400万円である。

③証人等旅費の充実は総額11億2400万円となった。証人日当単価は7850円である。

4. 裁判運営の効率化及び近代化

- ①裁判資料の整備のために7億9100万円。
- ②裁判事務能率化器具等の整備のために28億5500万円。
- ③調停委員手当の充実のために総額で78億84百万円。単価は1万6600円。

5. 裁判所施設の整備のために139億9100万円。その内、公共事業重点化枠が5億8500万円（身障者用エレベータの新設、生活に密着した司法サービスを実現するための環境整備としての簡易裁判所庁舎の新営）。

A5判64頁 **社会新報ブックレット** 各600円(税込)

どうなる あなたの年金

改革 早わかり解説
池端清一衆院議員

復興への提案

阪神・淡路大震災から学ぶ
後藤正治・野田正彰ほか

いま、民主リベラル 寛容な市民政党をつくる
久保亘・田原総一郎

北京につどう 95年国連世界女性会議にむけて
久保田真苗・大脇雅子

「安全」は21世紀のキーワード PL法の生かし方
吉峯啓晴

「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い!

入会金●1口1万円。(ブックレット計12冊送付します。2000円+送料がお得です。)
申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。
入会申し込み書をお送りします。

発行・日本社会党中央本部機関紙局
〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

二資料

「新しい政策合意」の確認と
三党による連立政権の堅持に関する確認書

自由民主党・日本社会党・新党さきがけは、日本国憲法の
目指す平和と民主主義をまもり、この困難な時局に政治的
空白・混乱を来すことなく重大な責務を果たしていくため、
村山政権の下に行われた政策の継続性を基本としつつ、
新たな課題に対し果敢に挑戦していく。

われわれは、ここに別紙の通り「新しい政権に向けての
三党政策合意」を確認し、三党による連立政権を堅持する。

平成八年一月八日

新党さきがけ代表

日本社会党中央執行委員長

自由民主党総裁

村山富市

1996・1・8

新しい政権に向けての三党政策合意

自由民主党
日本社会党
新党さきがけ

村山連立政権を構成してきた自民党・社会党・新党さきがけの与党三党は、「新しい連立政権の樹立に関する合意事項（平成6年6月29日）」ならびに、「三党合意の検証の上に立って新たに付け加えるべき当面の重点政策（平成7年6月30日）」に基づき、民主的な政策協議を積み重ね、着実に政策合意を前進させ、長年の懸案を数多く解決してきた。また、経済政策により、わが国の景気にも曙光が見え始めてきている。

しかし、国民の政治に対する閉塞感は依然

として根強いものがある。これから約50年を展望するにあたり、今までに日本の政治・経済・行政のより抜本的な構造改革が求められている。

また、世界の政治・経済も大きく変化して、わが国も新しい時代に向けた新たな発展の基盤を確立しなければならない重大な転換期にある。

我々はこの時にあたり、日本国憲法の目指す平和と民主主義をまもり、この困難な時局に政治的空白・混乱を来たすことなく重大な

責務を果たしていくためには、村山政権の下に行われた政策の継続性を基本としつつ、新たな課題に対し果敢に挑戦していくことが不可欠である。

以上の認識に立ち、ここに「新しい政策合意事項」を確認し、三党の連立を堅持することとする。

I 新三党合意の実施状況の検証

自民党、社会党、新党さきがけの三党連立内閣は、この半年間、先に三党で合意した「三党合意の検証の上に立って新たにつけ加えるべき当面の重点政策」の実現に取り組み、一定の成果を上げてきた。

現下喫緊の重要課題である景気の早期回復に向け、政府は昨年9月20日に事業規模14兆2000億円に及ぶ史上最大規模の「経済対策」を発表し、第134臨時国会において「平成7年度第2次補正予算」を成立させた。

また同国会では、宗教法人法、災害対策基本法、消防組織法、公職選挙法、政党助成法の改正、新規事業法の制定、人種差別撤廃条約の批准等の成果を上げ、3国会連続して、政府提出法案は100%成立した。

11月にはわが国が議長国を務める「APEC大阪会議」が開催され、「ボゴール宣言」の着実な実施に向けた「行動指針」が策定された。

12月の平成8年度予算編成に当たっては、景気の本格的な回復に向けた最大限の施策を講じた。

12月15日に決定した「平成8年度税制改正」においては、公益法人のみなし寄付金の圧縮、土地税制の改正、ストックオプション制度の導入に伴う税制措置の創設等を行った。また、平成7年度に引き続き2兆円規模の所得税・住民税減税の実施を決定した。

行政改革については、内閣総理大臣補佐官（仮称）制度の導入等の官邸機能強化と事務総局制の導入を含む公正取引委員会の機能強

化に基本的に合意し、また審議会の原則公開等の運営改善に関する閣議決定が実現した。

外交・防衛では、ゴラン高原へのPKO派遣決定、冷戦後の国際情勢に対応する「新防衛計画大綱」及び「中期防衛力整備計画」を決定した。また、沖縄の米軍基地問題については日米間の「特別行動委員会」及び政府・沖縄県間の「基地問題協議会」を設置し、基地の整理・統合・縮小等に取り組むこととした。核廃絶を目指す立場から、核実験を行った中国・フランスに対し厳重に抗議し、ODA供与国である中国に対しては無償援助を凍結した。

更に、昨年は戦後50年にあたり、村山政権は数々の「戦後50年問題」に積極的に取り組み、その一環として8月15日には「深い反省の念と平和への決意」を表明する総理談話を発表した。

積年の懸案であった水俣病最終解決策の決定、史上希にみる凶悪犯罪を行ったオウム真理教に対する宗教法人法に基づく解散命令、経済情勢の変化や少子・高齢社会の到来に対応する「第8次雇用対策基本計画」の決定、「構造改革のための経済社会計画」の決定、首都移転候補地選定基準の策定、そして不良債権問題の象徴である住専問題の具体的な処理方策の閣議決定等の多くの分野において成果を収めた。

また、昨年1月の阪神・淡路大震災の被災地の復興に向けては、7年度第2次補正予算、8年度予算及び8年度税制改正において様々な支援措置を講じた。

このように数多くの分野で着実な成果を上げた一方で、国会改革のように、度重なる政策合意が行われながら、所期の目的を達成するに至っていない項目、なお不十分な項目が少なからず残っている。今次の政策合意の策定にあたっては、これらの項目について、引き続きその実現に向け最大限の努力を行う。

II 引き続き取り組む課題

1. 国連改革については、国連組織の改革、国際軍縮の促進、地球環境保全への協調行動、開発協力、人権促進など「共存への貢献」の具体化を図り、国連総会・国連関連機関や地域組織等の国際会議で積極的に提言する。
2. 国会改革については、衆議院正副議長の「国会改革への提言」を踏まえ、国会の国政調査、行政監視機能の拡充のため、付属機関など組織・制度の改革案を早急にまとめる。特に、参議院については、長期的展望に立った基本施策の立案審議等独自性を發揮するため、参議院のあり方、機能について検討する。
3. 政治改革については、在外邦人の投票権を保障するため、早急に改革案をまとめ、その実現を図る。政治資金収支報告書等の贋写問題等については、与党政治改革協議会の結論を待って対処する。政治改革の趣旨を踏まえ、腐敗防止のさらなる前進を図る。定住外国人の地方選挙権についても今後とも検討する。
4. 行政改革については、「当面の行政改革の推進方策について」（平成7年12月25日閣議決定）を着実に実施する。内閣総理大臣の指揮監督権が有効に働くため、内閣総理大臣補佐官（仮称）の設置等を内容とする内閣法改正案を次期通常国会に提出し、その早期の成立を図る。
審議会等の運営改善については、「審議会等の透明化、見直し等について」（平成7年9月29日閣議決定）の実施状況を厳格に点検し、必要に応じて所要の法的措置を講じる。
公正取引委員会については、その活動を強化するため所要の法案を次期通常国会に提出し、成立を図る。
5. 情報公開法については、平成8年のできるだけ早い時期の意見具申に向けて行政改革委員会の調査審議の促進を要請し、早急に制定を図る。
6. 地方分権については、地方分権推進委員会での検討作業を促し、国の関与・機関委任事務・必置規制の原則廃止、補助金の整理合理化、国と地方の役割分担に応じた税源・財源の再配分などの課題について、今年度中に中間報告を求めるよう政府に要請するとともに、地方分権推進委員会よりなされる中間報告及び指針勧告を踏まえ、実効性が得られるよう強力に推進する。
7. 談合・カルテル体質の排除を進めるため、中小企業の振興にも配慮しつつ入札制度改革の推進を図り、大規模公共事業の適切な実施のための公共事業評価システムの導入などを行うことにより、公共事業の改革に積極的に取り組む。
8. いじめ、不登校の問題等の解決に向けて、家庭・学校・地域社会が一体となった取り

組みを一層強める。教育改革については、高等教育、学術研究のあり方や学校週5日制への対応、カリキュラム選択制の導入等個性を伸ばす教育を推進する観点から、見直しを進める。

9. 男女共同参画社会実現のため、昨年北京で開かれた「第四回世界女性会議」の行動綱領に基づいて今年夏に出される男女共同参画審議会からの答申を尊重し、法的整備を含む国内推進体制を強化し、総合的な施策の推進を図る。

女子学生の就職問題解決等のため、男女雇用機会均等法の強化改正に取り組むとともに、介護休業中の所得保障の実現と育児休業制度の充実に取り組む。また、夫婦別姓等について検討する。

10. 「人権教育のための国連10年」に対応する国内行動計画を策定し推進する。

人権と差別問題については、当該与党プロジェクトチームの論議を促進し、政府与党が一体となり、法的措置、行財政的措置等の各種施策の基本的なあり方について、速やかに検討していく。

アイヌ民族に関する諸問題の解決のため、「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」の論議の促進を要請する。

11. わが国は軍事大国化の道を歩まず、核武装の意思がないことを世界に向かって発信し、これをわが国外交の基本とする。今後とも、自衛隊と日米安全保障条約を維持し、近隣諸国間の信頼醸成活動に力を入れつつ、軍縮を進める。日本国憲法は、国連の普遍的安全保障を理念としていることを認識し、世界の平和とわが国の安全保障を確保するため、国連の平和維持活動（PKO）に積極的に参加する。

今後の防衛力のあり方については、「新

防衛計画大綱」に基づき、その合理化・効率化・コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図ることにより、多様な事態に対して有効に対応し得る防衛力を整備し、同時に事態の推移にも円滑に対応できるように適切な弾力性を確保し得るものとする。

核兵器のない世界を目指しつつ、すべての国の核実験中止を求め、全面核実験禁止条約（CTBT）交渉の早期妥結に向けて積極的に貢献する。

12. 人権・環境・人口・開発等を中心とする「人間の安全保障」分野におけるわが国の貢献を強化する。このため政府開発援助の量的拡充と質的改革に積極的に取り組む。

13. 常任理事国入りについては、わが国は背伸びをせず、国連改革の進展、アジア近隣諸国の推薦状況と国民的合意を踏まえて、慎重に対処する。

14. 昨年、戦後50周年の節目に当たり歴史の教訓・反省に学び、未来を望んで人類社会の平和と繁栄の道を歩む決意をした。今後、戦後処理問題については、歴史資料センターや子供図書館の設立、平和友好交流計画の推進、女性のためのアジア平和国民基金への支援・協力その他解決すべき諸問題に着実に取り組むとともに、アジア諸国民等との信頼関係を確立する。また、中国遺棄化学兵器処理に適切に取り組む。

15. エネルギー政策については、安定供給を図るとともに省エネルギー諸施策を推進し地球環境にやさしい自然エネルギー・新エネルギーなどソフトエネルギーの比重を高めるための研究開発・実用化の促進を図り、未利用エネルギーの導入に積極的に取り組む。

III 新たな重点政策

1. 当面の経済運営

- (1) 平成8年度予算の早期成立を図り、これまでの切れ目ない経済対策により、明るい兆しがみえてきた景気の本格的回復を確実なものとするとともに、雇用不安の解消に努める。
- (2) 昨年6月の三党合意を踏まえ「平成8年度税制改正大綱」(平成7年12月15日)において講じることとした所得税・個人住民税の特別減税の平成8年度における継続、土地税制の総合的見直し、公益法人等の課税の適正化等について関係法案の早期成立を期すとともに、総合課税制度の環境整備の推進のほか、課税ベースの拡大等を前提とする法人課税の見直し等、大綱に記された検討事項について引き続き取り組む。
- (3) 金融機関の情報開示を一層徹底するとともに、当面する金融機関の不良債権問題に対し、預金者保護を図りつつ、早期に解決の目処をつけるべく全力で取り組む。特に、住専問題については、債権回収を強力に進めるとともに、種々の責任を明確化しつつ、早期解決を図る。
以上そのため、関係法律案の早期成立を期す。
- (4) 大蔵省中心の金融行政・検査・監督のあり方について総点検を行い、自己責任原則の確立と透明性の高い新しい金融システムの構築に取り組む。
なお、経営破綻の早期発見と早期処理を行い得るようにするため、銀行局・都道府県・日銀・預金保険機構等のあり方については、別途、与党政策調整会議三座長において早急に検討する。

農林系統金融機関に関しては、経営情報の開示を徹底しつつ、再編・合理化を進めることとし、組織整備に関する所要の法案をまとめ、早急に成立を図る。

- (5) 国、自治体などの公的な機関や民間都市開発推進機構による土地の買い上げを促進する。
- (6) 厳しい経済環境に直面する中小企業を支援するため、金融・信用補完制度の充実、空き店舗対策等の中小企業流通業活性化対策、新規創業・新分野進出等の支援を推進するほか、引き続き中小企業の人材確保と雇用機会の創出を促進する。
- (7) 低金利状況の下、年金生活者に配慮した新たな金融商品の開発をすることを金融機関に期待する。
- (8) 厳しい雇用情勢に対応するため、雇用創出等の諸対策を積極的に実施することにより雇用の安定を図る。

2. 経済構造改革の推進

- (1) 21世紀に向けて、活力ある経済、安心できるくらしを実現するため、昨年12月閣議決定された「構造改革のための経済社会計画」を着実に実行する。

経済構造の改革を推進するため、規制緩和推進計画をなお一層積極的に実施するとともに、行政改革委員会(平成7年12月14日)の意見を尊重し、内外からの意見・要望を聴取しつつ、経済効果の大きい規制緩和を含む計画改定を本年度末までに行う。

内外企業にとって魅力ある事業環境の整備を図るため、企業法制の改革を進めるとともに、企業のリストラの促進、ベンチャー企業の振興等を図るため、独占禁止政策

に反しない範囲で持株会社を解禁する。

(2) 平成7年度で国内総生産（GDP）比2.1%と見込まれる経常黒字を2年以内に1%台とすることを目標として、内需拡大と輸入振興により貿易収支のバランス改善を図る。

(3) 内外価格差の是正、円高差益の還元を促進する。新産業・雇用創出計画を早期に策定し、新産業分野の雇用創出を促進する。また、地方公共団体が行う研究開発支援、起業化支援等を推進する。

(4) 第二店頭市場の活性化等証券市場改革を引き続き推進し、ベンチャー企業の振興を図る。中小ベンチャー企業に対する政府系金融機関等の信用保証制度の拡充を図る。

(5) 科学技術の振興は、わが国の経済発展と国民の福祉向上に寄与するとともに、人類社会の持続的発展に貢献するものである。新しい文化や産業を創出し、21世紀を活力に満ちた豊かな社会するために、「科学技術創造立国」を積極的に推進する。

このため、昨年成立した科学技術基本法に基づく「科学技術基本計画」を早急に策定し、ポストドクター（博士課程修了者）等1万人支援計画の充実をはじめとする人材の確保、その創意が活かされる体制の下での基礎研究の強力な推進等の科学技術振興施策を強化する。

これらの施策の円滑な推進を図るため、新経済計画に則り、政府研究開発投資を可能な限り充実する。

(6) 「もんじゅ」事故に関して、事故原因を徹底的に究明するとともに、地元住民

の信頼を回復するため積極的に情報公開を行い、かつ万全の安全対策をとる。

(7) 高度情報通信社会の推進に向け国際競争力の確保と利用機会均等の展望を明確にしつつ、その整備を加速・推進する。このため、官民の役割分担を明確にし、また、規制緩和を徹底し、公共分野の情報化、ハード・ソフト両面にわたる総合的な情報通信インフラの整備促進、マルチメディア情報通信利活用の振興、情報通信技術の研究開発、高度情報化にふさわしい各種制度見直し等により公的分野・産業分野の情報化を積極的に進める。

(8) 年間労働時間1800時間の早期実現に向けて、週40時間労働制の実現等労働時間の短縮を推進する。

3. 財政運営の見直し等

(1) 極めて厳しい財政状況等を踏まえ、経済構造の改革や地方分権の推進等と財政との関連にも考慮しつつ、国及び地方を通じ、歳入・歳出両面にわたる財政の構造改革を一層推進することとし、そのための検討の場を設ける。

また予算シーリング方式の運用のあり方について引き続き検討する。

(2) 公共投資基本計画の前倒し実施を図りつつ、公共投資の配分見直しと21世紀に向けた生活基盤、発展基盤となる質の高い社会資本の重点的整備、公的住宅制度の見直し等による良質な住宅ストックの形成、研究開発・情報通信基盤等新しい社会資本への重点投資を促進する。

また公共投資の効率化を図るために検討を積極的に進める。

(3) 財政投融資制度のあり方を検討し、制度全体の情報開示を引き続き推進する。

(4) 地方財政については、極めて厳しい状況にあるため、引き続き経費の節減合理化を推進しつつ、地方財源の充実を図る。

4. 首都機能移転の促進

首都機能移転を促進するため、昨年12月にとりまとめられた国会等移転調査会報告を踏まえ、今後2年程度を目途に移転先候補地選定を行うための体制整備や一層の国民的合意の形成、移転の具体化にあたり必要な用地の確保等の諸課題について早急に取り組むこととし、必要な法律の整備を図る。

5. 新しい総合農業政策等の推進

ガット・ウルグアイラウンドに対応した新総合農業対策を着実に実施する。新食糧制度等の適正な推進の下に、中長期的な国際食料需給動向に対応した食料供給体制を検討し、食料自給力の維持強化を図るとともに安全で適正な価格の食料の確保、中山間地域等地域の特性にも配慮した新総合農業政策を展開する。また、新海洋法体制の下での漁業の再構築を目指し、水産業の振興を図る。国土環境の維持に貢献する環境保全型農業・林業の推進、農山漁村における快適な生活環境等の整備を進める。

6. 少子・高齢社会に備えた新介護システム等の確立

少子・高齢社会に備えて、介護保険制度の創設による新しい介護システムの確立を目指すとともに、医療保険制度の運営の安定化のための改革に取り組む。新ゴールドプラン、エンゼルプラン、障害者プランの着実な実施を図る。障害者や高齢者が暮らしやすい段差等の障害のない（バリアフリー）住宅・街づくりを促進する。

7. H I V被害者救済と薬事行政

被害者救済は重大な課題であるという共通

認識のもと、H I V訴訟に関する早期和解を推進する。

薬事行政の中でH I V問題に関し、責任問題も含め、必要な調査を行い、薬害再発防止のための万全の措置をとる。

8. 資源循環型社会の実現

「ごみゼロ社会」を目指して、ごみの排出抑制、リサイクルを進める。また、地球環境の保全と持続的な経済発展とが両立する社会づくりを進める。

9. 災害時等の危機管理・防災都市づくり

わが国社会の安全に重大な影響が生じる災害時等における政府全体としての対応については、法制面を含め引き続き十分な検討を重ね、その充実・強化を図る。首相官邸の24時間体制化等災害等緊急時の危機管理体制を早急に確立する。防災公園の計画的整備等大震災にも耐えうる防災都市づくりを全国的に推進する。

10. 阪神・淡路大震災の復興

阪神・淡路大震災の被災地の復旧・復興に万全を期する。

また、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国民が安心して暮らせる社会の実現のため、引き続き総合的な災害対策の充実・強化を図る。

11. 安全で安心できる社会の構築

(1) 安全で安心して暮らせる社会を構築するため、オウム事件や暴力団からの銃器流出による犯罪の多発等、凶悪化の傾向にある各種の犯罪対策について、銃器の取締りの強化を含め一層充実する。あわせて現下の深刻な交通事故情勢を踏まえて、総合的な交通安全対策を強力に推進するとともに、交通弱者に配慮した安全で快適な交通環境を創造する。

(2) 集団的組織犯罪に的確に対応するため、時代に合った法的整備を検討する。

12. 非政府組織・非営利団体等の支援

非政府組織（N G O）・非営利団体（N P O）への法人格付与法の早期制定等市民活動団体を支援することにより、その健全な発展を促進する。早期に成案を得、議員立法により次期通常国会での成立を目指す。

13. 現代社会における宗教活動のあり方

引き続きオウム真理教事件に対する厳格な措置と被害者の救済、信者の社会復帰対策、事件の再発防止に努める。憲法の理念に立った市民社会と調和する宗教活動のあり方を検討し、また、宗教と政治の関係について憲法20条の理解を含めた検討を行う。

14. 文化とスポーツの振興

新しい文化立国を目指し、国民が身近に芸術文化や文化財に親しむ機会を拡充し、音楽、演劇等創造的な舞台芸術の支援を推進するとともに、新構想の博物館や絵画・工芸部門等の全国的な公募展開催の施設等の建設を進める。また、国民が心身ともに健康で活力ある生活を営むことができるようスポーツ振興の拡充を図る。さらに、国際文化交流の充実に努める。

15. 新アジア外交の展開

アジアの中の日本の役割に比重をおいた新アジア外交を展開する。日・米・韓三国間の連携の下に朝鮮半島エネルギー開発機構（K E D O）事業の円滑な推進を図る。朝鮮民主主義人民共和国との政府間交渉の早期再開を促し、日朝国交正常化に積極的に取り組む。同時に朝鮮半島における南北対話の推進と統一に向けた努力を支援する。A P E C 大阪会合での行動指針を踏まえ、アジア・太平洋地域の持続的成長へ向けた

具体的取り組みを強化する。A R F（アセアン地域フォーラム）等域内における安全保障対話を推進するとともに、アジア太平洋における軍縮・軍備管理、非核化に貢献する。

16. 多角的貿易体制の強化

世界貿易機関（W T O）を中心とするマルチ・ルールに基づいた国際関係の構築に積極的に貢献する。

17. 新海洋秩序への対応

国連海洋法条約の締結と国内法制整備をできるだけ早期に実現する。

18. 沖縄米軍基地対策

在日米軍の施設・区域が沖縄に集中していることに留意し、日米安保条約の目的達成との調和を図りつつ、施設・区域の整理・統合・縮小を推進する。

施設・区域に関連して生じる訓練・騒音・安全など日米地位協定等に係る問題について、具体的改善を図るために積極的に取り組んでいく。

これらの問題の解決を図るため、新たに設置された日米間の「特別行動委員会」及び政府・沖縄県間の「基地問題協議会」において沖縄県の要望を踏まえながら、精力的に検討を行い、1年以内を目途に目に見える具体的成果を積み上げていくことに全力をあげる。

また、与党においても昨年12月に設置した「沖縄米軍基地問題プロジェクトチーム」において精力的に検討を行い、この問題に政府・与党一体となって取り組む。

さらに、沖縄における米軍基地・規模の固定化を防ぐため、アジアにおける安全保障環境の安定を追求しながら、緊張緩和のための外交努力や信頼醸成活動を一層進めること。

1995・12・14

オウム真理教に対する破壊活動

防止法の適用について（談話）

日本社会党政策審議会長
関山信之

1. 本日、宮沢法務大臣は、オウム真理教団に対する破壊活動防止法の適用を村山総理に報告した。

党は、オウム教団による凶悪な犯罪行為は、刑法、宗教法人法によって厳しく処せられるべきであるとともに、クーデターや武装革命等を想定した破防法の適用については、その適用要件等に照らし、慎重の上にも慎重を期すべきとの見解を示してきたところである。

現在、宗教法人法に基づく解散請求の審理が高裁で継続中であり、その結論を待たずしての法務大臣の判断には疑惑が残り、極めて遺憾である。

2. 内閣は、行政判断として本日の方針を最終的に定めたと考えるが、このことによっ

て、刑法や宗教法人法にかかる司法手続の遅滞、教団の資産等の隠匿、拡散を許すようなことがあってはならない。

同時に、法制定後はじめての団体規制の適用について、法務大臣の判断・方針が適切、妥当であるかどうかは、今後の審査、訴訟で決せられるところであり、党としては重大な关心をもって注視したい。

3. 党は、オウム教団による今回の組織的凶悪犯罪を教訓化し、その再発を防ぐ措置を講じるためにも、現在の破壊活動防止法は立法化後の経緯等にも鑑み、今回のはじめての団体規制の適用をもって廃止することとし、新たな時代における組織犯罪に対抗し得る新しい組織犯罪規制立法の制定を検討すべきであると考える。

1995・12・14

新中期防衛力整備計画に関する合意

与党防衛調整会議

1. 所要経費総額及び正面契約額について
自民党は、所要経費総額・正面契約額ともに防衛庁の要求する額を確保すること（年平均伸率2.8%、正面契約総額4兆4400億円）を主張。社会党及び新党さきがけは、所要経費総額について現中期防の年

平均伸率2.1%を下回ること、正面契約額について現中期防の4兆4400億円（契約ベース）を下回ることを主張。このため、与党政調会議に以上の両論を併記し報告。

2. 定員及び実員の削減について

計画期間末の陸上自衛隊の編成定数はおむね17万2千人程度、常備自衛官定員は16万7千人程度、即応予備自衛官数はおむね5千人程度、陸上自衛隊の常備自衛官の充足は、定員の削減を踏まえつつ、計画期間末においておおむね14万7千人程度をめどとする。

3. F S X の調達機数の削減について

計画期間中の総調達機数を防衛庁の当初案の141機から130機に削減する。ただし、将来修正があり得るとの理解を前提とする。また、防衛庁に対し1機当たりの調達コストの削減に努めることを求める。なお、中期防期間中の調達機数は、経費総額の扱い

の中に委ねる。

4. 空中給油機問題について

以下の修文で合意。

「空中給油機の性能、運用構想等空中給油機能に関する検討を行い、結論を得、対処する。」

5. 弹道ミサイル防衛について

以下の修文で合意。

「弾道ミサイル防衛については、その有用性、費用対効果等に関し、総合的見地から十分に検討の上、結論を得るものとする。」

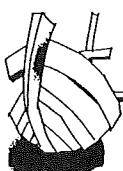
1995・12・18

平成8年度防衛関係予算編成 にあたっての「合意事項」

防衛調整会議

1. 平成8年度防衛関係費については、概算要求基準決定時の三党合意と新中期防衛力整備計画を前提とする。

2. また、平成8年度正面装備契約額については、概算要求基準決定時の三党合意を尊重し、新中期防衛力整備計画の水準を真摯に勘案し、決定する。



公共投資重点化枠について（案）

— 中間とりまとめ —

与党政策調整会議
公共事業ワーキングチーム

1. 平成8年度予算の概算要求基準の設定に当たり、本格的な高齢化社会の到来する21世紀を控え、新たなニーズに的確に対応して公共投資の重点化を図るため、総額3000億円の公共投資重点化枠が設けられた。この配分をどのように行うかは8年度予算における公共投資のあり方を決する上で極めて重要な問題である。

2. このため、政策調整会議メンバーに与党各党の専門家を加えた公共事業ワーキングチームを発足させて、12月初旬より現行の各種公共投資の現状を把握するとともに、各省庁別調整会議の座長から公共投資重点化枠要望の内容をヒアリングするなど、本問題について各般の検討を行ってきたところである。

3. 21世紀を目前に控えた今日、公共投資の分野においては将来の我が国経済社会の基盤として真に必要な社会資本の整備を重点的・効率的に行っていくことが強く求められている。具体的には、国民生活に豊かさを実感できる経済社会の実現に向けて、国民生活の質の向上に直結するものへの配分の重点化を継続しつつ、この中で、次世代の経済発展基盤となる分野への重点的・効率的投資、阪神・淡路大震災の教訓を活かした防災対策の充実や急速な高齢化への対応、経済発展に結びつく情報化への対応や科学技術・研究開発基盤の充実、自然環境

への配慮など、社会経済情勢の変化、国民のニーズの変化に的確に対応することが必要である。

4. 平成7年度においては、情報化への対応、研究開発基盤の充実、高齢化への対応等は施設費の分野により強く求められていること、施設費関係の省庁は予算的に小さな省庁で弾力的に対応することに困難を感じていると思われること等を踏まえ、公共投資重点化枠3000億円の公共事業と施設費への大枠の配分について5：1の比率としたところである。

平成8年度の予算編成における公共事業と施設費の大枠の配分についても、公共投資重点化枠を設けた趣旨や、これまで検討をしてきた各省庁、各事業の要望及び実情、各施設の整備水準等を踏まえれば、引き続き前年同様の5：1の比率による配分（公共事業2500億円、施設費500億円）とすることが適当であると考える。

5. 公共投資重点化枠の具体的な個々の配分決定は、大蔵原案内示後に行うこととするが、政府においても、上記の考え方を十分踏まえ、適切な大蔵原案を作成することに努められたい。

1995・12・15

沖縄・八重山地域マラリア問題

についての座長調整

沖縄開発調整会議

座長 井 上 吉 夫

与党沖縄開発調整会議では、これまでに沖縄・八重山地域マラリア問題に係る慰藉事業の予算について協議を重ねてきたが、これらの議論を踏まえ、解決に向けて、以下の座長調整案を提示する。

付は行わない。

2. 遺族の慰藉をする場合は、沖縄県において措置する。
3. 1. 及び 2. を沖縄県が了承することを前提に、沖縄開発調整会議としては、与党要求として1億円を上積みするよう求める。

記

1. 国は、遺族に対する個人補償等の個人給

以上によって、本件については決着するものとする。

1995・12・19

沖縄・八重山地域マラリア慰藉事業 に関する追加予算要求について

政策調整会議 殿

沖縄開発調整会議

自民党座長 井 上 吉 夫

社会党座長 上 原 康 助

新党さきがけ 奥 村 展 三

沖縄開発調整会議としては、これまでに沖縄・八重山地域マラリア問題に係る慰藉事業の予算について協議を重ねてきたが、これらの議論を踏まえ、解決にあたって、以下の点を踏まえて政策調整会議において調整されるよう要望する。

記

1. 国は、遺族に対する個人補償等の個人給

付は行わない。

2. 遺族の慰藉をする場合は、沖縄県において措置する。
3. 1及び2・を沖縄県が了承することを前提に、沖縄開発調整会議としては、沖縄開発庁分「マラリア犠牲者慰藉事業費」2億円の他に与党要求として1億円を追加するよう求める：

1995・12・15

平成8年度予算における農林水産関係

試験研究予算の充実に関する申し入れ

与党農林水産調整会議

- 1 農林水産業・食品産業等をめぐる困難な状況を打ち破り、その生産性の飛躍的向上、農林水産物・食品の品質の向上、需要の拡大等を図り、農林水産業・農山漁村を将来にわたって持続的に発展させていくため、その原動力として研究開発の強力な推進が不可欠である。
- 2 また、先のAPEC大阪宣言において、アジア太平洋地域における人口、食糧、エネルギー及び環境問題の解決の必要性が示されるなど、21世紀の半ばに人口百億人時代を迎える地球規模での食料・環境問題等への危機意識が高まっているがその解決のためにも、農林水産分野の試験研究は極めて重要な役割を担っている。
- 3 さらに、産業の空洞化が懸念される中で、新産業の育成と我が国産業の活力の維持が緊急の課題となっており、科学技術創造立国を目指して、バイオテクノロジー等農林水産分野の先端的試験研究の強力な推進が求められている。
- 4 このため、国会の総意をもって「科学技術基本法」が成立した趣旨を踏まえ、その初年度となる平成8年度予算については、農林水産関係試験研究に格別な配慮を行うことが必要である。

以上、与党農林水産調整会議の総意に基づき、申し入れる。

1995・12・25

地方分権の推進に関する申し入れ

内閣官房長官
野坂浩賢殿

与党地方分権プロジェクト
責任座長 畠山健治郎(日本社会党)
座長 鎌田要人(自由民主党)
座長 田中甲(新党さきがけ)

政府は、地方分権推進委員会での検討作業を促し、国・地方の役割分担の見直し、機関委任事務制度の原則廃止、補助金の整理合理化、国の関与・必置規制の抜本的見直し、地方税財源の充実などの課題等、地方分権の基本課題に関する中間報告及び指針勧告を得るものとし、地方分権を積極的に推進すること。

以上、申し入れる。

障害者プランについて

社会党が来年度予算編成の目玉として、党をあげて頑張ってきた障害者プラン — ノーマライゼイション 7か年戦略 — が平成 7 年 12 月 18 日の政府の障害者対策推進本部で決定された。同プランは、平成 8 年度から 14 年度までの 7 か年計画となっており、しかも、事業の範囲が、保健福祉だけではなく、雇用、歩道・駅などのバリアフリーなど広範な領域にわたっていることに特徴がある。この期間の障害者プランの総事業費（障害者プランによる上乗せ額）は、厚生省関係だけで概ね 1 兆円（うち国費は概ね 5 千億円）にのぼる。

1995・12・12

障害者プランの策定に関する 与党福祉プロジェクトの意見

◎ 与党福祉プロジェクトにおいては、去る 6 月に「今後の障害者施策の推進について」を取りまとめるとともに、その後も障害者プランの策定に向け検討を進めてきたが、その過程で出た意見をもとに、障害者プラン策定について留意すべき点を以下とおり集約した。政府における障害者プランの策定及びその実施に当たっては、当プロジェクトチームが積み重ねてきた議論を十分反映させるよう要請するものである。

具体的な施策目標の設定について

障害者が暮らしやすい社会づくり、すなわち全ての国民が暮らしやすい社会づくりの推進のため、障害者の生活を支える基幹的な施設や事業については、例えば以下のような項目について、数値目標を含む具体的な目標を設定し、その実現に向けた計画的な施策の推進を図っていくことが強く望まれる。

(1) 住宅の整備

①公営住宅

：新たに整備する全ての公営住宅は、障害者の利用に配慮したものとすること

②グループホーム

：ニーズに対応できるよう、大幅な増を図ること

(2) 介護や援助を必要とする人へのサービスの確保

①ホームヘルパー

：ニーズに対応できるよう、新ゴールドプラン策定過程での 3 万人との議論を踏まえ上乗せすること

②重度障害者の入所施設（身体障害者療護施設、精神薄弱者更生施設など）

：入所希望者が全員入れるようにするとともに入所者の生活の向上に配慮がなされること

③障害児の通園事業

：身近な場所への通園を可能とすること

④精神障害者社会復帰施設（援護寮など）

：全く不足しており、大幅な増を図ること

(3) バリアフリーのまちづくり

①歩道の整備等歩行環境の改善

：幅の広い歩道の設置を図ること

②駅のエレベーター等の設置

：全ての基幹的な駅について、エレベーターの整備等を行うこと

③建築物のバリアフリー化

：新たに設置する窓口業務を持つ官庁施設等は全てバリアフリーのものとすること

④自動車での移動の円滑化

：高速道路や主要な幹線道路には、全て障害者用トイレや駐車スペースを整備すること

(4) 安全な暮らしの確保

○緊急通報システムの整備

：緊急通報を受理するファックス 110番を全都道府県警察に整備すること

特に留意の必要な事項

1 「地域で共に生活するために」求められる事項

(住宅の整備、活動の場の確保)

(1) バリアフリーの住宅の整備を積極的に推進すべきであり、特に公営住宅については、身体機能の低下に配慮したものとともに、グループホームへの活用等福祉施策との連携を図るべきである。

(2) 小規模作業所については、身近な交流の場等として果たしている役割に鑑み、助成対象が大幅に不足していることから、助成対象の大幅な拡大と助成額の充実を図るべきである。

(介護や援助を必要とする人へのサービスの確保)

(3) 介護サービスについては、同じように介護を必要とする高齢者の場合に提供されるものと同程度のサービスが提供されることが必要である。これに加え、社会参加の意欲にも十分応えられるよう、ガイドヘルパー等障害者特有のニーズに対応できるサービス供給体制を構築すべきである。

(4) 障害児を抱えた親が子育てについて相談することができ、専門的指導のもとで障害児が安心して成長することのできるよう、各種関係機関・施設等の連携強化や中核的な拠点となる施設の全都道府県への整備等を通じ、地域療育のシステムを全国的に構築すべきである。

(5) 障害者やその親の高齢化に対応できるよう、施設や施策の充実を図る必要がある。また、親が高齢になった後の知的障害者の権利擁護の観点から財産管理を含む自立促進に関しては、成年後見制度の創設が不可欠であり、制度の検討を進めるべきである。

(6) 精神障害者については、他の分野に比べ社会復帰や福祉の施策が大幅に遅れている。これを踏まえ、医療面も必要である精神障害者の特性に十分配慮して施策を推進すべきであり、特に、次の点に留意して施策を推進すべきである。

① 精神障害者が必要以上に精神病院に入院しているようなことが生じないよう、社会復帰のための施設や事業を大幅に充実すること。

② 精神障害者社会復帰促進センター事業を全国展開すること。

③ 社会復帰施設を退所した後においても、精神障害者の地域生活を支え、交流を図ることのできる機能を社会復帰施設に持たせること。

④ 手帳制度を活用した運賃割引措置等を

拡充すること。

- (5) 精神障害者の特性に留意しつつ、社会復帰のための訓練を充実するとともに、社会的自立をめざし訓練から雇用へつながるよう、雇用施策との連携を図ること。
 - (6) 精神障害者にとっての介護の在り方にについて検討すること。
 - (7) 欠格条項の見直しを強力に推進すること。
- (7) 難病を有する者についても、関連施策としてホームヘルパーの派遣等必要な福祉サービスが提供できるようにすべきである。

(生活支援の体制整備)

- (8) 障害者の生活全般にわたる総合的な相談、生活支援等に身近なところで対応できる体制を、新たに全国的に整備していくべきである。
- (9) 障害者の社会参加のための基盤となる、移動やコミュニケーション確保の支援などの施策を強力に進めるべきである。

- (10) 関連する保健医療・福祉サービスに従事するマンパワー確保対策について、雇用環境の改善も含め、より一層推進することにより、障害者のニーズに対応したサービスを提供できる体制の整備を着実に進めるべきである。

- (11) 総合的な障害者保健福祉行政を推進できるよう、厚生省における組織体制を整備すべきである。

2 「社会的自立を促進するために」求められる事項

(教 育)

- (1) 障害児の教育は、個性に応じ一番よい教

育を与えられるようにすることが大切であり、特殊学級による教育だけでよいのか等について、関係者の意見を踏まえ、その在り方について真剣な検討がなされる必要がある。なお、少なくとも、通級による指導を促進するほか、小中学校の児童生徒との交流が積極的になされるようにすべきである。

- (2) 進学意欲に応えられる学校の整備を進めるとともに、聴覚障害者に対しては、口話法だけでなく手話学習ができるようにするべきである。
- (3) 教員の人事について、採用後の初任者研修において障害者施設でボランティアを経験させる、異動の中で、特殊教育諸学校をある程度経験させるといったような工夫をすべきである。
- (4) 学習障害児に対する教育の在り方については、その概念整理を踏まえ、検討が必要である。

(雇 用)

- (5) 雇用率制度については、まず、法定雇用率の達成を図るとともに、官庁における雇用の確保に努める必要がある。また、雇用率制度の適用について、雇用義務を身体障害者以外にも拡大すべきである。
- (6) 重度障害者の雇用については、重点的に取り組まなければならない。このため、第3セクター企業の設置や事業の実施、障害者雇用支援センターの設置を全国的に展開すべきである。

3 「バリアフリー化を促進するために」求められる事項

- (1) 障害者の日常生活上の支障を解消するため、駅舎をはじめとする公共的な施設・設備について、エレベーターの設置や段差の解消、横断歩道を含む歩行環境全体の改善など、障害者のニーズを踏まえたバリアフリー化を一層推進すべきである。
- (2) 関係省庁が連携を図り、様々な障壁（バリア）の除去に、政府一体となって取り組む必要がある。
- (3) ハートビル法の学校への適用について検討するとともに、バリアフリー化の「誘導」をさらに発展させる方策を検討すべきである。
- (4) 通信、放送等コミュニケーション手段においてもバリアフリー化を一層進めるべきである。また、銀行の自動支払機などのタッチパネルの導入に当たっては、障害者の利用し易さに十分配慮すべきである。

4 「地域福祉推進のために」求められる事項

- (1) 障害者プランは、新長期計画の中間見直しや市町村の障害者計画の策定等を踏まえた上で、2～3年後に見直すことを考えておくべきである。そのため、計画の推進状況を定期的に検証すべきである。
- (2) 障害者への保健福祉サービスの提供は、市町村をはじめ地方公共団体の役割であり、地域の自主性、主体性にもとづき実情に応じた障害者施策が実施されるよう、国は的確な支援を行うべきである。
- また、地方公共団体が地域ごとの障害者のニーズに的確に対応した障害者向けの住宅の整備に積極的・計画的に取り組むことを、国は促進すべきである。

さらに、市町村障害者計画の策定と市町村障害者施策推進協議会の設置を促進するとともに、同協議会の構成メンバーに含まれている障害者、障害者福祉従事者の意見が反映される具体的な施策の推進を図るべきである。

5 その他

- (1) 障害者スポーツに関し、利用できる施設の確保等その振興に努めるべきである。また、ボランティアが中心となったスポーツ活動も奨励していくべきである。
- (2) 障害者についての実態調査は、様々な施策推進の基礎となるものであり、プライバシーに配慮しつつ、効果的な調査を行えるよう、関係者と調整しつつ実施することが必要である。



障害者プランの概要

—ノーマライゼーション7か年戦略—

政府障害者対策推進本部

(平成7年12月18日決定)

【プランの特色】

- ◎「障害者対策に関する新長期計画」の重点施策実施計画
- ◎新長期計画の最終年次に合わせ、平成8～14年度の7か年計画
- ◎数値目標を設定するなど具体的な施策目標を明記
- ◎障害者対策推進本部で策定し、関係省庁の施策を横断的に盛込み

(注) 障害者対策に関する新長期計画は、平成5～14年度を計画期間として、障害者対策推進本部で策定している。

【プランの骨格】

リハビリテーションとノーマライゼーションの理念を踏まえ、次の7つの視点から施策の重点的な推進を図る。

① 地域で共に生活するために

障害のある人々が社会の構成員として地域の中で共に生活を送れるよう、住まい、働く場・活動の場や必要な保健福祉サービス等が的確に提供される体制の確立

- 住まい(公共賃貸住宅、グループホーム等)や働く場(授産施設等)の確保
- 障害児の地域療育体制の構築
- 精神障害者の社会復帰・福祉施策の充実等
- 介護サービス(ホームヘルパー、入所施設等)の充実
- 移動やコミュニケーション支援など社会参加の促進
- 難病を有する者への介護サービスの提供 等

② 社会的自立を促進するために

障害の特性に応じたきめ細かい教育体制の確保及び障害者がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加できるような施策の展開

- 各段階ごとの適切な教育の充実
- 法定雇用率達成のための各種雇用対策の推進
- 第3セクター重度障害者雇用企業等の設置促進 等

③ バリアフリー化を促進するために

障害者の活動の場を拡げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、道路、駅、建物等生活環境面での物理的な障壁の除去への積極的な取組み

- 車いすがすれ違える幅の広い歩道の整備
- 公共交通ターミナルにおけるバリアフリー化の推進
- 高速道路等のSA・PA及び「道の駅」における障害者への配慮
- 公共性の高い民間建築物、官庁施設のバリアー化の推進等

④ 生活の質（QOL）の向上を目指して

〔 障害者のコミュニケーション、文化活動等自己表現や社会参加を通じた生活の質的向上を図るため、先端技術を活用しつつ実用的な福祉用具や情報処理機器の開発普及等を推進 〕

- 福祉用具等の研究開発体制の整備
- 情報通信機器等の研究開発・普及
- 情報提供、放送サービスの充実、スポーツ、レクリエーション振興 等

⑤ 安全な暮らしを確保するために

〔 災害弱者といわれる障害者を災害や犯罪から守るために、地域の防犯・防災ネットワークや緊急通報システムの構築、災害を防ぐための基盤づくりを推進 〕

- 手話交番の設置、手話バッジの装着の推進
- ファックス 110 番の整備
- 災害時の障害者援護マニュアルの作成・周知 等

⑥ 心のバリアを取り除くために

〔 ボランティア活動等を通じた障害者との交流、様々な機会を通じた啓発・広報の展開等による障害及び障害者についての国民の理解の増進 〕

- 交流教育の推進
- ボランティア活動の振興
- 精神障害者についての社会的な誤解や偏見の是正 等

⑦ 我が国にふさわしい国際協力・国際交流を

〔 我が国の障害者施策で集積されたノウハウの移転や施策推進のための経済的支援を行うとともに、各国の障害者や障害者福祉従事者との交流を推進 〕

- ODAにおける障害者への配慮、国際協調の推進 等

本プランに対応し、地方公共団体が地域の特性に応じ主体的に取り組む障害者施策を積極的に支援する。

当面障害者施策として緊急に整備すべき目標

(平成14年度末の目標)

- | | | |
|--|--------|-----------------|
| 1. 住まいや働く場ないし活動の場の確保 | (現) | (目標) |
| (1) グループホーム・福祉ホーム | 5千人分 | → <u>2万人分</u> |
| (2) 授産施設・福祉工場 | 4万人分 | → <u>6.8万人分</u> |
| (3) 新たに整備する全ての公共賃貸住宅は、身体機能の低下に配慮した仕様とする | | |
| (4) 小規模作業所について、助成措置の充実を図る。 | | |
| 2. 地域における自立の支援 | | |
| (1) 障害児の地域療育体制の整備 | | |
| 重症心身障害児(者)等の通園事業 | 3百か所 | → <u>1.3千か所</u> |
| 全都道府県域において、障害児療育の拠点となる施設の機能を充実する。 | | |
| (2) 精神障害者の社会復帰の促進 | | |
| 精神障害者生活訓練施設(援護寮) | 1.5千人分 | → <u>6千人分</u> |
| 精神障害者社会適応訓練事業 | 3.5千人分 | → <u>5千人分</u> |
| 精神科デイケア施設 | 370か所 | → <u>1千か所</u> |
| (3) 障害児の療育、精神障害者の社会復帰、障害者の総合的な相談・生活支援を地域で支える事業を、概ね人口30万人当たり、それぞれ2か所ずつ実施する。 | | |
| (4) 障害者の社会参加を促進する事業を、概ね人口5万人規模を単位として実施する。 | | |
| 3. 介護サービスの充実 | | |
| (1) 在宅サービス | | |
| ホームヘルパー | | <u>4.5万人上乗せ</u> |
| ショートステイ | 1千人分 | → <u>4.5千人分</u> |
| デイサービス | 5百か所 | → <u>1千か所</u> |
| (2) 施設サービス | | |
| 身体障害者療護施設 | 1.7万人分 | → <u>2.5万人分</u> |
| 精神薄弱者更生施設 | 8.5万人分 | → <u>9.5万人分</u> |
| 4. 障害者雇用の推進 | | |
| 第3セクターによる重度障害者雇用企業等の、全都道府県域への設置を促進する。 | | |
| 5. バリアフリー化の促進等 | | |
| (1) 21世紀初頭までに幅の広い歩道(幅員3m以上)が約13万kmとなるよう整備する。 | | |
| (2) 新設・大改良駅及び段差5m以上、1日の乗降客5千人以上の既設駅について、エレベーター等の設置を計画的に整備するよう指導する。 | | |
| (3) 新たに設置する窓口業務を持つ官庁施設等は全てバリアフリーのものとする。 | | |
| (4) 高速道路等のSA・PAや主要な幹線道路の「道の駅」には、全て障害者用トイレや障害者用駐車スペースを整備する。 | | |
| (5) 緊急通報を受理するファックス110番を全都道府県警察に整備する。 | | |

新介護システムについて

新ゴールドプランが95年度からスタートしているが、それを着実に実施するとともに、質量ともさらに充実し、本当に安心できる介護体制を確立するのが大きな課題となっている。厚生省は、今年の通常国会に公的介護保険法案の提出を予定しているが、社会党は厚生部会を中心に議論を重ね、また、与党福祉プロジェクトにおいても論議を進めている。掲載している両文書は、いずれも結論を出しているわけではなく、論点整理にとどまっているが、今後、検討を継続し、結論を得る予定とされている。

1995・12月

新たな介護システムの構築に向けて

～公的介護保険創設に関する基本的な考え方～

(中間的な論点整理)

日本社会党

厚生部会

高齢社会福祉プログラム特別調査会

はじめに

この報告は、新たな介護システムの構築に関して、各界からのヒアリングを含めこれまでのわれわれの論議を中間的にとりまとめたものである。論点の整理にとどまっている箇所も多くあり、また、一応の結論を得ている項目についても大半は定性的な提起にとどめている。今後、さらに論議を深め具体化を図っていくこととしたい。

I 新介護システムの基本方向

(1) 長寿化と高齢人口の増大を背景として、加齢に伴って程度の差はある誰しもが介護を必要としている状況が生まれている。今後、こうした介護リスクはより普遍性をもっていくと考えられる。

しかし、介護が必要となった場合にそれを社会的に支えるシステムは、新ゴールドプランが計画通り完全に達成されたとして

も、なお質量ともに不十分な水準にとどまり、現在、家族の肩にかかっている過重な介護負担を克服するまでには到らないと言わなければならない。

「安心のネットワーク」づくりの最重要課題の一つとして、社会的な介護システムを量的にも、質的にも飛躍的に拡充させることが超高齢社会を前にした今日の政治に課せられた使命である。

(2) 新介護システムの目指すところは、家族介護を補完することでもなければ、あるいは、単に家族介護を支援することでもなく、介護を社会的に支える制度を確立することにある。重い介護負担から家族（女性）を解放することによって、家族間の信頼と絆がむしろ強まるることは介護先進国の例が示唆するところである。

(3) 新介護システムの基本理念は、第1に、高齢者の自立した生活を社会的に

支援することであり、

第2に、高齢者の自己決定権と選択権を尊重することであり、

第3に、サービスを利用者本位にたって再構築し、体系化すること、である。

特に、“寝かせきり”を前提にしてどんなに手厚いサービスを提供しても高齢者の自立は保障されないことを強調しておきたい。

(4) 同時に、新介護システムを法制面で担保する方法の検討を進める。高齢者を“保護”的対象とみなし、時代遅れの内容となっている老人福祉法を始め、老人保健法、医療法など高齢者保健福祉の関連法規を見直し、高齢者の自立した生活を支援するという新たな観点に基づいて、介護サービスの理念、保健・医療および介護の連携、サービス水準目標の考え方、地方自治体の責任、国の支援等々を盛り込みつつ、法体系の再構成を図っていく必要がある。

(5) 社会的な介護サービスの充実とあわせて、それに必要とされる介護費用を社会的にどのように分担していくかも明確にしていかなければならない。

介護費用の社会的分担には、その費用の全部を税で賄う方法、保険料で賄う方法、あるいは税と保険料とを組合せる方法の三つが考えられる。

どの方法とも長短所があり、いずれの方法を選択するかは相対的なものである。

税方式は、現在の介護費用が税に拠っているという現状の他に、介護費用を、国民が社会連帯によって広く公平に負担し合うことに適しており、また、保険加入を要件とせずに、必要に応じたミニマム水準を確保することができる。

いっぽう、国民の緊急のニーズともなっている介護体制の整備を税負担増で賄うこ

とについて国民間の議論が現在成熟しているとは言い難い。また、北欧と異なり、日本の社会保障制度の中で、医療保険や年金保険のように社会保険制度が定着している現状も考慮しなければならない。こうしたことから、介護の分野においても保険方式を導入することが現実的な政策選択であると考える。

しかし、ドイツの介護保険のように全部を保険料負担だけで賄うことは適切ではない。現在の介護サービスが公費（税）で維持されていること、老人保健法の介護関連給付が5割公費負担となっていることなどを踏まえ、公費と社会保険料との組合せによる介護保険とするのが適当である。

むろん、保険運営に当たっては、未加入・未納問題や、保険料の逆進性等保険方式が有する構造的な欠陥に十分に留意した対応をとるべきである。

(6) 介護保険創設に当たっては、いわゆる社会的入院のように、医療が介護の肩代わりをしている現状を改革し、老人医療から介護を分離するとともに、医療と福祉とが別々に担っている介護サービスを新介護システムの下に一体化していく必要がある。

同時に、介護保険は、老人保健制度と医療保険制度の今後のあり方とも密接に関連しており、両制度の改革についての検討を進める。

II 高齢者の自立生活支援のための介護サービス

1 「社会サービス」、「介護サービス」、そして介護保険

(1) 心身にハンディキャップを負い、介護が必要となった高齢者が、自立した生活を継続していくには少なくとも、家事・介助・

看護、地域ケアが可能となる住宅・福祉機器等の整備と供給、緊急の際の連絡網、保健・医療（予防、治療、在宅医療、リハビリ）、入院・入所・集い・配達などの拠点施設、まちづくりと交通システム、本人・家族の相談受入れ、情報提供、関係機関への連絡、資産管理・法律相談、社会参加といった広範な社会サービスが求められる。

新介護システムにおいては、これらの社会サービスのうちどの範囲までを介護サービスとして位置づけ、また、公的介護保険はどの範囲までの介護サービスをカバーするのかを検討していく必要がある。

(2) 介護サービスは保健・医療との連携の下で効果的に進められるのは言うまでもないが、しかし、同時に介護を単に身体介助を中心としたサービスに重きを置く“医療モデル”で考えるのではなく、居住環境などを含む広範なサービスを含む“生活モデル”で捉える必要がある。

このことは、介護の性格に関わっている。介護は、治療とは異なり短期的に治癒可能な者ではなく、長期間のケアを必要とする身体的精神的な障害を対象とするからである。この意味でまさしく生活を支援するという観点が重要である。

(3) 新介護システムにおいては、虚弱な高齢者が、要介護状態にならないような予防、健康づくり、リハビリテーションを重視し、現行の老人保健事業と連携しつつ総合的な体制をとっていく。

(4) 後掲の概念図は、われわれが考える社会サービス、介護サービス、そして公的介護保険がカバーすべき範囲の一応の整理を示したものである。

公的介護保険の対象範囲については、国民負担の問題、保健・医療、障害者サービ

ス、あるいはその他の一般福祉施策などの条件を議論する中で決定される。

2 地域ケアの一層の充実

これからの中のケアは、在宅ケアという範疇だけでとらえるのではなく、地域社会における生活の継続を支援するという地域ケアの概念が重要である。ここでは、一応、地域ケアと次の施設ケアとを異なった概念として用いているが、将来、施設機能がより地域に開かれていくに従って、全てのサービスが地域ケアとして統合されていくものと考えられる。

【サービス水準のイメージ】

(1) 質的水準のイメージ。

○1人暮らしの高齢者でも、高齢者夫婦だけでも安心して住み慣れた地域で暮らし続け、また、家族と同居している高齢者でも家族に負担をかけずに済むようなサービス。

○日中やウイークデイだけでなく、必要な日と必要な時間にいつでもサービスが受けられるような24時間ケアサービスの確立。

○サービス単位を小学校区（現在は中学校区）にするなどきめの細かいサービス網の整備。

(2) 量的水準のイメージ（標準的なモデル）。

向こう数年間で「福祉ビジョン」（厚生省、94年）の水準（ホームヘルプサービス週6回など）を全国の市町村で実行できるようにし、さらにこれを大幅に上回る水準をめざし、24時間ケアが行われることを前提にして、ホームヘルプサービス週14回（1日1～3回）、デイサービス週3回、訪問看護週2回、ショートステイ月1回、その他に、リハビリ、配食・会食サービス

などを実現する。

【特に新たに重点を置くサービス】

(3) 三つの分野。

現状ではまったく整備が遅れ、今後、集中的に力を入れていくサービスは以下の三つの分野である。

- 24時間在宅ケアサービス。
- グループホーム。
- 在宅ケアが可能な居住環境の改善。

〈24時間ケアサービス〉

24時間ケア確立のためには次の二つが前提である。

- ア、ホームヘルパーの大幅増員（現在の整備目標17万人の倍が目安）
- イ、家庭医（かかりつけ医）網の拡大による在宅医療との連携や、老人訪問看護事業の拡充等による緊急医療のバックアップ体制。

〈グループホーム〉

地域ケアとして、北欧において普及している住み慣れた地域で7～8人の小人数で共同生活しながら、専門の個別ケアを受けるグループホームケアを整備する。

グループホームケアは、特に、痴呆性高齢者にとって、家庭的な雰囲気と日常生活リズムを継続していく上で効果的である。

〈在宅ケアが可能となる居住環境の改善〉

在宅ケアが可能となるためにも、また、介護費用節約効果の側面からも、住宅政策を強化する。そのため住宅改造支援、高齢者対応型の公的住宅の整備、ケアハウスを整備促進する。

(4) 地域リハビリテーション

要介護状態になっても、できるかぎり自

立した生活を維持・継続していくため、リハビリテーションサービスの充実を図ることが必要である。

このため、地域リハビリテーションセンター機能の構築や、訪問リハビリテーションサービス提供機関の整備など、各地域において、保健・医療・福祉にわたる様々な機関が参加し、地域全体で高齢者を支える地域リハビリテーション体制の確立を目指す。

(5) 福祉機器

自立生活にとって必要な福祉機器の開発を進めるとともに、利用者が容易に入手する手立てを整える。一定規模単位人口当たり毎に福祉機器センターを設け、安価にレンタルもしくは無償給付し、レンタル料の一定部分を公的に補助するシステムを確立する。

(6) デイサービスなどを小学校区単位に。

需要の高いデイサービス、デイケア、ショートステイを小学校区単位で整備するようとする。また、配食・会食サービスの全国的展開を図る。

3 施設ケアの質の向上と一元化

(1) 施設ケアは量から質へ。

地域ケア基盤が貧弱な現状の中では、施設ケアへの期待は依然として高いことは事実であるが、新介護システムの中で、地域ケアを飛躍的に充実することにより、施設ケアは量から質へシフトしていくべきである。新ゴールドプランに掲げられた整備目標以上の新たな目標設定は必要ない。

(2) 個室化の促進と地域に開かれた施設づくり。

施設は“収容”の場ではなく、“生活”

する場である。それまでの日常生活の継続とプライバシー保護のために個室化を促進する。

また、施設を地域ケアを支援したり、介護に関する情報発信や、地域リハビリテーションの拠点として位置付け、出入り自由の地域に開かれた場としていく。

さらに、施設はいったん入所したら死ぬまでそこに居るといふいわゆる終の住家ではなく、条件が許すかぎり地域に戻れるような体制を整えていく。

(3) 施設ケアの一元化

現在の介護・療養関連の施設である「特別養護老人ホーム」、「老人保健施設」、「療養型病床群」、「介護力強化型病院」等の間には、利用手続き、コスト、利用者負担、運営財源、施設基準、職員の配置基準などいろいろの面において差異がある。

これら施設の利用者の要介護状態や療養状態はほとんど同じにもかかわらず、こうして福祉（介護）と医療が分立し、そのことによって、種々の差異が存在することは、利用者本位のサービス、利用者負担の公平性、医療費や介護費用の効率化という観点からいって合理性を欠くと言わざるをえない。

したがって、当面運営、利用手続きの共通化から開始し、今世紀中に介護施設として一元化を図ることが重要である。

その際、現在の老人病院の劣悪な療養環境を改善し、介護機能を高めることが必要である。

4 痴呆性高齢者の地域ケア

- (1) 痴呆性高齢者に対する処遇は、痴呆の進行段階－初期（物忘れ）、困惑期、問題行動期、衰弱期－に合わせた適切な対応が必

要である。処遇においては、医学的治療よりも心身のケアを重視すべきである。

地域ケアの対象は、困惑期（とまどいなど）、問題行動期（徘徊行動など）、衰弱期（寝たきり状態）への適切なサービスの提供である。

- (2) 痴呆性高齢者に対しては、「寝たきり」高齢者とは質的に異なる、心理面・精神面を重視した全人的な介護サービスが重要である。

- (3) 保健婦による訪問、ホームヘルプサービス、訪問看護の適切な組合せが必要である。デイサービス・デイケアは比較的小規模で、家庭的な環境とプログラム構成とし、身体的な障害を主とする高齢者等との混合処遇は避け、痴呆性高齢者のみの編成が望ましい。また、デイサービス・デイケアと継続・連携したショートステイが効果的である。

- (4) 家庭的な雰囲気と日常生活リズムを継続し、痴呆性高齢者のみのグループ編成によるグループホームの整備を急ぐ。

5 虚弱な高齢者への支援

自分で基本的な日常生活行動はできるが、在宅生活を継続していくためには時々支援を必要としている虚弱高齢者に対しても、介護と療養両面に渡るサービスを提供し、寝たきりや痴呆状態にならないような予防体制の充実を図る。

6 介護マンパワーの確保

- (1) マンパワーなくしてサービスはあり得ない。福祉インフラとしてのマンパワーの養成確保は、保険財源ではなく国及び地方公共団体の責任で行うこととする。

(2) ホームヘルパーの確保のためには、研修内容の充実と処遇改善が決め手となる。ホームヘルパーの供給主体には、常勤公務員、社協職員、公社、一定の要件を満たした民間非営利団体（NPO）など多様な形態がある。営利企業からのヘルパー派遣も保険対象とするかどうかについては、その場合の条件も含めて今後検討する。

(3) リハビリテーションを充実するため作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語療法士（ST）の養成や、看護職員、介護福祉士等の養成を急ぐ。

(4) 施設の職員配置基準の抜本改善を計画的に進める。また、労働時間の短縮をはじめ施設職員の労働条件の改善を図る。

(5) 公的介護保険制度に伴うケアマネジメントを有効に機能させる上で重要な位置を占めることとなるケアマネージャーの養成体制を確立する。

7 新々ゴールドプランの策定

新ゴールドプランを見直し、新介護システムの基本目標を具体的に数量化した新々ゴールドプランを策定する。

その中には既存の在宅ケアサービスのかさ上げのほかに、24時間ケアに伴うホームヘルパーの増員、グループホームの整備、在宅ケアにふさわしい住居の確保、福祉機器センターの配備、施設の質的改善などが新たな内容として含まれる。

具体的な整備目標は別途検討する。

III 公的介護保険の基本的枠組み

1 増大する介護費用と公的介護保険

(1) 介護費用（新ゴールドプランベース）は、平成7年度で2.1兆円、9年度で2.8兆円、12年度で4.1兆円程度と推計されている。新ゴールドプランに基づくこの介護費用の財源は、各年度予算と平成9年度改定予定の消費税率5%の中で担保されている。したがって、新ゴールドプランを実現するだけなら、公的介護保険を創設し、保険料という形で新たな負担を国民に求める必要は生じない。

(2) しかし、上記のような、家族介護依存から脱却するために新ゴールドプランを見直し、新たなサービスを実現していくには新たな財源が必要となる。

この新たな財源は、公的介護保険創設による保険料に求めていくこととする。

2 対象とする保険給付

(1) 現物給付

介護保険が対象とする給付は、原則的に現物給付とする。

その範囲は、自立生活支援という観点に立って、基本介護の部分にとどまらず、できるだけ広いサービスを包摂する。

地域ケアに関して主なものは、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービス・デイケア、老人訪問看護事業、地域リハビリテーション、グループホーム、住宅改造、福祉機器サービスなどとする。

かかりつけ医による医学管理、訪問歯科指導、訪問薬剤管理指導などを保険給付の対象とするかどうかについては、医療保険のあり方とも関連しているので引き続き検討する。

施設ケアに関して主なものは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護力強化病院、療養型病床群、老人性痴呆疾患療養病棟等を対象とする。

一般病院その他の老人病院の入院者で主に介護サービスを受けている場合を給付対象にするかどうかについては、介護保険適用にふさわしい介護・療養環境の改善状況を見つつ、今後の検討課題とする。

(2) 現金給付

介護保険は、社会的な介護サービスの充実とそれに伴う介護費用をカバーする制度の確立を基本目標にして創設されるものである。

現金給付については支出すべしとの意見と、支出すべきではないという意見の両論があった。

支出する場合においてもその政策目的を明確にする必要がある。すなわち、本人・家族の選択を重視するためか、外部サービスを利用する場合との公平性に着目するためか、家族介護労働の社会的評価のためか、外部サービスの購入のためか、あるいは家族への慰謝なのかを明確にし、かつ、それぞれの目的による効果と影響等を慎重に検討すべきである。

3 要介護判定とケアマネジメント

〈要介護判定〉

被保険者が介護保険の給付を受けようとする場合、全国の共通基準に基づく保険者による要介護判定の仕組みが必要である。

判定機関は保険者の責任の下に設けることとする。判定は介護関係者、医師、保険者などが参加したチーム方式で行なうことが適切である。

判定に際しては、利用者の権利と選択の保障を基本にして、簡素、公平、迅速を判定の三原則とする。すなわち、

①判定基準は利用者が理解しやすいような簡素なものであること。

②判定決定が公平であること。

③判定は、介護状態の変化に伴う再評価の場合を含め、迅速に行なうこと。

また、判定結果に関して、利用者が不服申請を行うことができるよう再審査機関を設置するとともに、サービス内容についてのオンラインズマン制度を設ける。

〈ケアマネジメント〉

判定決定後、利用者の希望に応じ、ニーズに見合ったサービスの種類、内容、ケアの方針等を利用者に助言するケアマネジメントを設ける。

ケアプランの策定チームは、小学校区単位に設け、保険者が認めたものであれば多様なチーム方式がありうる。

ケアプランが成功するためには、利用者の参加と選択を尊重すること、利用者を直接知りうる立場の人がプランに携わること、利用者の状態や希望に応じて弾力的にプランを見直すこと、ケアマネージャーの育成などが重要である。

4 被保険者・受給者の範囲

社会保険は、保険料負担者である被保険者と保険事故の際に保険給付を受ける受給者とが同一であることが制度の原則である。この原則の下で、被保険者と受給者との範囲は、その保険事故の性格と普遍性などを検討した上で決定されるべきである。

以上のことを踏まえ、特に、以下の点について今後議論を煮詰め、最終的な結論を得ることとする。

①若年障害者の介護が「障害者プラン」でどこまで整備されるか。

②若年痴呆や、高齢期前に脳卒中に罹患して寝たきりとなった場合など、現行制度上サービスの谷間になっているようなケースについての介護保険の適用の問題。

③若年世代の介護リスクと負担方法。

- ④介護保険の被保険者は個人単位を原則とすべきである（被扶養者の概念の否定）。しかし、所得のない専業主婦、学生等の負担のあり方。
- ⑤高齢者の負担能力。

5 財政システムと費用負担

- (1) 介護というリスクの性格上、介護保険は保険事故発生時点で保険制度に加入しており、保険料を納付していることを受給要件とする短期保険とする。

(2) 保険料負担

保険料負担のあり方については公平性、簡素な徴収方法の採用を基本に、被用者、自営業者、また現役世代と高齢者世代、専業主婦や学生などケース毎に、応能負担が良いのか、それとも応益負担が良いのか、それとも両者の組合せとするか等について引き続き検討を深める。

高齢者にも負担を求めることが基本となるが、高齢者の所得格差が大きいことにも十分に配慮する。

無・低所得者に対する保険料軽減措置をとる。

また、介護保険制度は老人医療費から介護を分離させる側面をもっているのであるから、介護保険負担が新たに増えることに伴うことによる医療保険料負担とのバランスが図られるべきである。

被用者分について、事業主負担と被用者負担は折半負担（法定）とする。

(3) 公費負担

公費負担を運営費の50%以上とする。

国と地方との負担割合は、国費2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1とする。

(4) 利用者負担

高齢者の負担能力、公平・公正なサービスの利用などを勘案して、応分の利用者負担を求める。

無・低所得者には負担の軽減措置をとる。

(5) 保険料の未加入・未納対策

被保険者の範囲と保険料負担額によっては、多くの保険料の未加入・未納が出ることが懸念されるが、その防止のための十分な体制をとる。

6 保険者

保険者は市町村を基本とする。

給付主体と財政主体が同一であることが社会保険の原則である。

介護サービスの多くが市町村事業であること、老人保健事業の実施主体が市町村であること、地方老人保健福祉計画が市町村の権限で策定されていること、ケアマネジメントが地域できめ細かく行われる必要があること等の理由から、保険者は市町村とすることが望ましい。

しかし、市町村とした場合、サービス基盤、人口構造、所得水準等の要因によって、財政能力と給付との間に著しい不均衡が生じる可能性が高い。また、町村部にあっては単独で保険者になるには困難なところもあると考えられる。

以上のことから、公費や、現役保険料を全国プール基金とし、財政力の弱い市町村を支援する財政調整制度等が不可欠である。

また、単独で保険者になることの困難な町村においては、保険共同化や広域連合、ないしは都道府県のバックアップが必要である。

7 保険の体系

独立した公的社会保険として仕組むこととするが、保険料徴収機構等については行政コ

ストの効率化の観点から現存制度を有効に活用する。

IV その他

公的介護保険の導入に当たっては、その給付と負担とが広く国民各階層に関わることに

なるため、その議論のプロセスの情報を公開することに、国会も行政府も特に留意する必要がある。

また、法律の施行時期については、拙速を避け、介護基盤の整備の進捗状況や国民への周知期間などに十分配慮して決定する必要がある。

自立生活支援のための社会サービス、介護サービス及び介護保険の範囲の概念

自立生活の社会支援	[社会サービス]	[介護サービス]	[介護保険の範囲]
	家事・介助・看護	家事・介助・看護	ホームヘルプサービス デイサービス・デイケア
	保健・医療 (補、護、施設、リハビ)	介護に伴う在宅医療 及び予防、リハビリ	ショートステイ グループホームケア
	緊急連絡網	緊急連絡網	地域リハビリテーション 老人訪問看護事業
	入院・入所・集い・ 配達等の拠点施設	配食・会食	配食・会食補助
	住宅	入所・集いの 拠点施設	特別養護老人ホーム 老人保健施設 介護力強化病院 療養型病床群、etc
	福祉機器	在宅ケアに適した 住宅/ケアハウス	住宅改造の補助
	まちづくり 閉じこもり解消(話し相手)	福 祉 機 器	福祉機器貸与or補助
	交 通	まちづくり(段差解消等) 移動(施設移送)	*かかつて医医学管理 *訪問歯科指導 *訪問薬剤管理指導 *養護老人ホーム、etc
	相談・情報提供 資産管理 生きがいづくり/社会参加 生涯教育		

1995・12・15

新たな高齢者等の介護制度創設に

向けた議論の整理（第2次中間まとめ）

与党福祉プロジェクトチーム

1. 新たな介護制度創設の必要性

高齢化が急速に進展する一方で、介護サービスの基盤整備が遅れていることやその利用がしにくいくこと等から、今日、高齢者介護問題は国民生活の最大の不安要因となっている。

また、高齢者介護については、利用するサービスや施設の種類によって利用者負担や利用手続き等に不合理な格差・差異が存在しているなど利用者本位の公平で一体的なサービス提供という点で問題がある。

さらに、介護を担う家族に対する社会的配慮が不十分であることから、その負担は非常に重いものとなっている。また、障害者についても介護サービスの充実は大きな課題となっている。

こうした問題は高齢化の一層の進展、家族形態の変化や女性就労の増加等により、今後ますます深刻かつ切迫したものとなることが明白である。我々は、高齢者等の介護問題の解決に向け、新たな介護制度を早急に創設し、国民が安心して暮らせる長寿社会を実現していかなければならないと考える。

2. 与党福祉プロジェクトにおけるこれまでの議論

与党福祉プロジェクトとしては、こうした基本認識に立って、平成6年9月27日以来検討を続け、さる6月に高齢者介護問題に関する基本的な考え方及び引き続き検討すべき課題の整理を「中間まとめ」として公表した。その後も、この「中間まとめ」にそって、社会保険方式による場合の問題を中心にして、この問題に関して精力的に議論を重ねてきた。

その議論の詳細は別紙の通りである。

3. 今後の検討の取り進め方

この問題については、高齢者介護と家族や社会のあり方との関わり、高齢者介護にふさわしい負担や財源のあり方等制度に関わる重要な問題について、なお議論を尽くすべき論点が残されている。

従って、こうした問題を含め、各般の事項についてさらに議論を深め、共通のコンセンサスを得ながら、新制度の創設に向けて早急に成案をとりまとめてこととしたい。

これまでの議論

基本的な考え方

新たな介護制度の創設に向けて、以下のような考え方を基本として、サービスと費用保

障の両方の側面から、今後さらに検討を進める必要がある。

- ◎ 高齢者が尊厳と生きがいを持ちながら自立して質の高い生活を過ごせるとともに、

- 家庭が安らぎを取り戻せるよう社会的に介護を支援する体制を確立する。このため、高齢者の新たな介護制度を創設する。
- 高齢者の新たな介護制度においては、介護に関する現行のサービスを再編し、保健・医療・福祉にわたるサービスを総合的・一体的に提供する。介護サービスは、高齢者自身による選択を基本として、各分野の専門家が集まり、個々人の心身の状況等に応じたきめ細かい介護計画を作成し、各々のサービス事業者が連携を取りながら提供される。また、家族による介護の評価や現金支給の問題については、なお議論を深める。
 - 「保険あってサービスなし」という事態を招かないよう、新制度の導入に応じたサービス基盤の拡充強化に全力で取り組む。
 - 介護費用については、広く国民の理解と協力を求め、高齢者、若人、企業、国、地方公共団体等社会全体の連帯で支えあうことが必要である。従って、公費を組み入れた社会保険方式を基本として受益と負担のあり方について整理し、国民に示すことが適当である。
 - 高齢者に限らず、障害者や若年痴呆者などが適切かつ公平に保健・医療・福祉サービスを受けられるよう医療保険制度、障害者福祉制度との連携を図る。
- 介護サービスのあり方及びサービス基盤の整備について
- ## 1 サービス水準と利用方法
- 新制度では、保険料という形で新たな財源が加わるということに鑑み、
 - (1) 国民が新制度において受けることできる標準的なサービスの水準を具体的に明らかにするべきである。
 - (2) 新制度において受けることのできるサ
- ービスは、現行水準を相当程度上回る水準を目指すべきである。
- 高齢者が標準的なサービス水準を超えるサービスを希望する場合には、自己の負担でサービスを上乗せできるようにすることも検討すべきである。
 - 全国公平に給付が受けられるような要介護認定基準作りや介護支援体制（ケアマネージメントサービス）の充実が必要である。
 - 要介護認定と個人介護計画（ケアプラン）策定とは厳密に分離すべきである。要介護認定は保険者の権限に属するものであり、保険者の責任において行うべきであるが、実際に認定を行う機関については、中立性・専門性を有する第三者機関に委任して行うことも考えるべきである。
- ## 2 サービスの内容
- 在宅介護を求める高齢者に応えるため、在宅サービスの充実に特段の力を注ぐこととすべきである。
 - 24時間対応の巡回型ホームヘルプサービスや痴呆性老人等のグループホームなどの新しいサービスを新制度の中に積極的に位置づけ、介護サービスの充実を図るべきである。
 - 虚弱老人に対する家事援助サービスや福祉用具サービスの新制度への位置づけについては、さらに検討していく必要があるが、寝たきりの予防等の観点から積極的に取り組んでいくべきである。
 - 痴呆性老人については精神面・心理面のケア、働きかけが大切であり、心身のケア

も介護と位置づけるべきである。

3 サービス基盤整備の推進

- 新たな介護システムを創設する以上、それにふさわしいサービスを提供していくべきであり、そのために、国、地方公共団体は、必要なサービス基盤の確保やホームヘルパー等のマンパワーの確保を積極的に進めていくべきである。
- ただし、新ゴールドプランの進捗状況には地域間で大きなアンバランスがあり、こうした地域の実情を踏まえた対応を行うべきである。
- 老人が多数入院している病院や有床診療所等の介護体制の強化と療養介護環境の改善を図り、介護施設への転換も可能にするために、現行補助制度の拡充や規制緩和等を推進すべきである。
- 家事援助サービスなどを確保していくためには、老人クラブ、婦人会、子ども会などの民間ボランティアと連携した地域ネットワークづくりも重要であり、特に高齢者同士の助け合いを支援することは生きがい対策の観点からも推進すべきである。
- 少子化の進展で空きが出ている幼稚園や小学校を使って、高齢者のデイサービスを進めることを検討すべきである。高齢者と子どもの交流の場を作っていくことは大切である。

4 予防・リハビリテーションの充実

- 新しい制度においては、すでに寝たきりになってしまった人へのサービスのみならず、いかに寝たきりを予防していくかに重

点を置くべきである。

そのためには、予防・健康増進に関する老人保健福祉施策との連携や、虚弱老人へのサービス及び寝たきりにならないためのリハビリテーションの充実等が必要であり、例えば、地域リハビリ体制について、機能訓練・訪問リハビリ・民間ボランティアなどとの幅広いネットワークの構築を図るべきである。

5 家族介護に対する現金給付

- 家族介護に対する現金給付に関しては、
 - ・ ドイツの介護保険のように、家族介護に対して現金給付を行うことを検討すべきである。介護サービスが十分ではない現状や現物給付を利用している者との公平性等を踏まえれば、一定の現金給付はやむを得ない。
 - ・ 家族介護への現金支給は、寝たきりを助長することになりかねない、バラマキになる恐れがある、女性による介護を固定化することとなる等問題が多い。現金を支給することでかえって家族とのきずなが断ち切られる恐れもある。
- との意見があり現金給付の位置づけや性格を含め今後さらに検討する必要がある。

6 その他

- 他の制度との関連については、例えば、一般病院の長期入院患者について医療保険で対応するか、介護保険で対応するかなどといった問題がある。こうした既存の制度と競合・重複する分野については、保健・医療・福祉が総合的・一体的に提供されることが望ましいという高齢者介護サービスの持つ特性、各制度の趣旨・事務・事業の整合性・効率性等を勘案しつつ、今後さらに検討する必要がある。

制度のあり方及び費用保障のあり方について

費用負担の仕組みについては、以下の視点に立って、今後さらに具体的な制度設計に関して検討を進めることとする。

1 被保険者及び受給者の範囲についてどのように考えるか

- 障害者に対する介護サービスについては、障害の様様、年齢等に応じた多様なニーズにきめ細かく対応することが重要であり、その費用については、介護保険で対応するのか、障害者福祉施策で対応するのか、その取り扱いを明確にする必要がある。この問題については、障害者プラン（仮称）を策定し、障害者のニーズに適切に応えられるよう、施策の推進を図っていくべきである。
- 例えば、若年痴呆や高齢期前に脳卒中に罹患して寝たきりになった場合など、現行制度上、サービスの谷間になっているようなケースについては、積極的に制度施策の対象として取り込んでいくべきである。

2 保険制度の基本設計についてどう考えるか

- 若年世代からどのような形で負担を求めるのか、それは個人単位なのか家族単位なのか、若い時代の保険料納付実績は老後の給付に反映されるのか、保険料を払わない者への給付制限をどうするのかなど、制度の基本論についての議論をさらに深める必要がある。
- 保険者については、市町村とする考え方、国とする考え方、医療保険者を活用する考

え方などがあるが、介護サービスの特性を踏まえ、安定的な制度運営の確保等の観点から、さらに議論を重ねる必要がある。

3 保険料負担や利用料負担のあり方についてどのように考えるか

- 高齢者層の経済的地位は、一般的に見れば、年金の成熟化等に伴い上昇ってきており、今後の社会保障制度のあり方としては、まず高齢者自身に応分の負担をしてもらうことを考えるべきである。ただし、この場合でも、低所得者に対する適切な配慮を行うべきである。
- 納付が高齢者のみとなった場合、若年世代からの保険料徴収について納得を得るのは難しい。制度を安定させるためには、世代間連帯の理念を掲げる等、若年層に負担を納得してもらうためのきちんとした説明が必要である。
- 定額保険料は簡便でコストのかからない仕組みではあるが、逆進的である。定額とするか定率とするか、あるいは両者の組合せとするかについては、さらに十分な検討が必要である。
- 年金からの源泉徴収について、効率的で簡便な制度という観点から検討を行うべきである。また、資産からの徴収ということについても検討する必要がある。



税制改正の今後・雑感

塩 原 洋 光

年明け早々から株価は2万円の大台を突破し、為替も約一年半ぶりに1ドル105円台を記録するなど、景気回復への確かな足音が聞こえてきている。

今回の九六年度税制改正では、景気対策と税の社会的公正・公平の両立を前提に、土地税制の見直し・所得減税の継続等に取り組み、一定の成果をあげた。証券税制の分野でも、景気回復に資するべく従来の発想を超えた取り組みを行い、効果について市場の審判が待たれるところである。

今次改正の具体的な成果とポイントについては、本誌誌上で別途詳細な解説が掲載されるので、是非とも参照していただきたい。本項では、今後議論となるであろう消費税率の見直しとNPO税制に関して思いつくまま触れてみたい。なお、文中、意見にわたる部分は、言うまでもなく筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

消費税率の見直し期限を控えて

既に消費税の見直しについては、一昨年秋に成立を見た税制改革関連法において決着済みの問題である。残された問題は税率の改定のみである。

税制改革関連法では、附則第25条に消費税率の「検討条項」を設けている。第一に「社会保障等に要する費用の財源を確保する観点」、第二に「行政及び財政の改革の推進状況」、第三に「租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況」、第四に「財政状況等」が上げられ、これらを勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、今年9月30までに所要の措置を講じるとしている。

見直し規定に上げられている租税特別措置等の見直しに関しては、今回の改正作業に先立って、与党税調の基本方針に消費税率の見直し規定を踏まえる旨が明記されるなど、かなり意識された取り組みとなった。今回、整理合理化の対象となったものでは、租税特別

措置では12件が廃止となり、差引き増収見込額は約200億円、非課税等特別措置では昨年度の2倍以上の128件（廃止17件、縮減111件）となった。

また今回、消費税本体については、いわゆる益税の解消を目的に、簡易課税制度のみなし仕入れ率と限界控除制度の見直しがされた。みなし仕入れ率は現行第4種事業のうち、不動産業、運輸・通信業、サービス業を第5種事業として新たに区分し、実態に合わせ、現行の60%から50%に改められた。限界控除制度は廃止までの経過措置の本年4月からの前倒し実施が図されることとなった。

昨秋、武村蔵相は、公債発行残高が240兆円余りに達する事態を受けて、財政危機宣言を発した。その後、12月12日に財政制度審議会が発表した「財政の基本問題に関する報告」では、補正的フィスカルポリシーすなわちケインズ主義的財政政策との決別が打ち出されるなど、財政論議のレールは着々と敷かれて

いる。96年度予算案でも、いわゆる隠れ借金を抑制した上で、あえて特例公債（赤字国債）を回避しないなど、消費税率の見直し期限を前に財政再建論議の芽が出始めている。マスコミ等の論調も同様の方向を示しており、今後、財政健全化論と税制論議のリンクの中で、改めて消費税率が槍玉に上することは想像に難くない。

昨年の新進党の党首選でも消費税が一つの焦点となつたが、新進党の小沢党首は、かなり無理のある計算で、10年後に消費税率を段階的に10%に引上げるとしていた。具体的には、所得税・個人住民税の半減と、当面の消費税率の引上げを中止し5年後に6%へ10年後に10%としている。しかし、減税財源は赤字国債で賄うとしており、消費税を引き上げても財政収支のギャップは拡大するおそれが高い。

また、共産党も旧来の主張を越えるものではなく、具体的な内容については今のところ見るべきものが見当たらない。

国民負担率と直間比率のみにとらわれた議論は与野党問わず存在する。これは、いくら口を酸っぱくして税体系バランスを言い続けても、必ずと言っていいほど直間比率論議に置き換えられてしまう傾向がある。所得・消費・資産の税体系バランスと総合課税化の視点を失わず、直間比率のは正のみに矮小化されない議論が切に望まれる。

一方、今回、法人課税総体の見直し・適正化については、来年の検討事項として残された。あくまで課税ベースの拡大が図られた上で税率に着手されなければならないことは、改めて言うまでもない。政府税調では法人課税小委員会が設置され、今年十月にも出される中期答申に向けて、議論が行われるが、注目のしどころである。今後、法人課税のどの部分に着目して課税の軽重のバランスをとるのか。これから21世紀へ向けてのリーディング産業は何か、インセンティブを与えるには

どうすればよいか。真剣な議論が必要とされている。

また、所得特別減税について制度減税すべきとの意見も聞かれるが、制度的に仕組むとなると消費税で補填するほかないとの見方を財政当局は崩しておらず、扱いを巡っては今後の議論を待つかはない。

トータルな財政ビジョンをわかりやすい形で提示すべきと、ずいぶん前から言われている。が、まだ誰も明確なビジョンは示し得ていない。個別税目の制度としての議論と歳入総体としての議論を別建てにする必要性や、現行の会計検査制度を従来の適正な執行の監視だけでなく、政策効果のチェックを果たすことができるものへと改めていくこと等も今後議論される必要があろう。

NPO税制について

今回の改正作業では、与党NPOプロジェクトよりNPOに関する税制要望が提出された。差し当たり従来の公益法人並びの扱いの要望が列挙されたが、このうち若干問題点を指摘しておきたい。

同案では、一定額を限度として寄付金の所得控除を認めている。しかし、公益法人等で、NPOを抜け穴とした非課税所得の蓄積が行われるおそれがある。

寄付金の損金算入限度額については、制度の利用実態を全体として見た場合、現在でもかなり余裕がある。（H5法人税：一般公益法人61.5%、特定公益増進法人14.2%／対損金算入限度額）

公益法人等への個人の寄付金については、特定寄付金以外は所得税の控除対象とならないため、寄付主体である個人の段階で所得課税が行われる。

一方、NPOへの個人の寄付金について、案で示されたような寄付金控除が行なわれた場合、当該部分については個人の段階では所得課税は行なわれない。また、受け取ったN

N P O の段階においても寄付金は所得課税の対象とされないため、N P O は非課税の所得を得ることとなる。

ところが、この後N P O から公益法人に向けて、布施・寄付等の形で所得の移転が行われた場合、収益事業ではないため課税関係は生じない。このため公益法人等が受け取った当該所得について、全段階において所得課税が全くなされない事態が生じてしまう。この場合、公益法人等がN P O を通じて非課税所得を得ることとなり、事実上、制度の趣旨とは違う公益法人等への寄付金控除が行なわれるのと同じこととなる。

このように公益法人等のトンネル団体・フロント団体としてN P O が機能した場合、特定の公益法人等への非課税所得の莫大な集積が可能となるのではないかという点もクリヤーすべきだろう。

また、必要経費の控除に関する判断基準を明確にする必要もある。（例えば、選挙集会に要した費用をN P O の集会参加費用と仮装した場合どうするか）

これらは、規制を明確にビルトインしておく必要がある。

また、同案では使途秘匿金について非課税とするとしているが、果たしてN P O に使途秘匿金が必要かどうかにも疑問が残る。

その他検討が必要な課題としては、

- 収益事業の軽減税率問題をクリアできるか。（例えば、英語塾経営者が国際交流を目的としたN P O を設立、塾経営を移譲して自ら職員となった場合どうするか等）
- 大規模なN P O を主たる対象とするのか、小規模の草の根的なN P O にインセンティブを与えるのか、目的によって税制の組み方も変わってくるのではないか。（例えば、年収・職員数・年数等による優遇策、軽減税率・累進税率の設定等）
- 米国における「私立財團」的な団体に関して、自己取引等の規制をどう組み込むか。

○合併・解散時等の残余資産に関する税制上の扱いをどのようにするか。

○ 公益法人並みに本来事業に関わる部分の地価税までタダにするのか。
といった点がある。

本論から外れるが、N P O の認定について、「国策・国益に反するもの」は認めるべきでないとの意見が僅かながら聞こえる。しかし、戦後50年問題・水俣病・薬害問題、また建設行政に環境の視点を内部化させた長良川問題等、一見国策に反する運動が行政の誤りを正す役割を果たしてきたことは、衆目の一致するところである。新党の方針に市民の運動との連携がうたわれているが、それこそ、旧来の保守政党では到底なし得ない、民主リベラル勢力の真骨頂である。

さらに余談だが、公安調査庁が、通常の調査対象を阪神・淡路大震災のボランティアなどN G O へも広げているとの報道があるが、仮に事実とすれば常軌を逸していると言わざるを得ない。同庁の年次報告書に、誤解に基づく一部報道等をそのまま引用したような誤りが見受けられる点も、この際指摘しておきたいところだが、別の機会に譲りたい。

さて、まずは、税制改正の前提となるN P O の法人格制度に関して、できるだけ早期に、間口が広く敷居の低いものを制度化することが先決である。議論を更に深め、精査を加え、21世紀に向けたN P O 税制として、より良いものとしていきたい。

ところで、ついにわが党が総理に続いて大蔵大臣の出身政党となる時代を迎えた。住専問題等を真正面から受け止め、国民の厳しい眼差しを受けるポストを、今なぜ引き受けたのかとの見方もある。しかし、引き受けたからには、業界にも何のしがらみもなく、官僚とも一定の緊張関係を維持しうる、久保蔵相でなくては出来ない諸課題に取り組んでもらいたい。期待をこめる人は決して少なくない。

（ひおかひろみつ・政審書記一大蔵部会担当）

A5判64頁

社会新報ブックレット

各600円(税込)
送料 240円

社会党の50年

歴史的な役割とこれから

石川真澄 対談 安東仁兵衛

あくまでも平和にこだわりながら、成熟した社会民主主義
政党への改革で足踏みする社会党50年を縦横に論じ合う。

丸山照雄氏オウムを語る

宗教状況と私たち

丸山照雄

オウムほどショックと幻滅をもたらしたものはない。こう
した教団がなぜ生まれたのか、今後の課題は何かを探る。

どうなる あなたの年金 94改革早わかり解説 池端清一
復興への提案 阪神・淡路大震災から学ぶ 後藤正治・野田正彰ほか
いま、民主リベラル 寛容な市民政党をつくる 久保亘・田原総一朗
北京につどう 95年国連世界女性会議にむけて 久保田真苗・大脇雅子
「安全」は21世紀のキーワード PL法の生かし方 吉峯啓晴

「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い!

入会金●1口1万円。

申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。

入会申し込み書をお送りします。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

編集後記

▼1996年度（平成8年度）予算案のポイントを特集でお送りします。ここに収録したものは、12月25日夜の予算案編成終了後、各担当者が年末の諸事に追われながら夜を徹して執筆し、27日に国会議員や関係団体に配布したもので、計数整理だけでも大変な作業となるもので、至らない点がございましたら事情をご賢察の上お許し下さい。▼今次の予算編成は、三党連立政権による二回目のものとなりました。振り返れば、社会党にとっての細川政権下の予算編成と昨年の村山政権下初の予算編成は、パートナーが何を考えているかを探りながら、緊張に次ぐ緊張の中で進められました。その点、今回の予算編成は住専問題をはじめとして困難な課題も山積していましたが、前二回と比べると比較的スムーズだったようにも思えます。ともあれ、その真価は通常国会で問われることになります。▼実は、本稿は大晦日に書きました。と

ころが、年が改まったところで村山総理の退陣表明という大激震に見回れ、稿を改めざるを得なくなり、今まで締切りに追われながら書いております。▼政策審議会のスタッフは、ここ数年、正月らしい休みがありませんでした。久々に正月気分を味わえるか、という時の退陣表明が金曜日の午後。それから土曜、日曜と政権政策の協議が真夜中まで続けられることとなり、また激動の一年が予感されます。▼ともあれ「新しい政権に向けての三党合意」ができ、新連立政権がスタートします。そこで本号には急遽その合意文書も収録することになりました。その結果、予算案のポイントと対をなす税制改革のポイントについては次号送りとせざるを得なくなりました。そのため、3月号については、本号の発行から10日後くらいには発行できるようにしたいと考えておりますので、お許しを願いたいと存じます。

(AM)

政策資料編集委員会

委員長 関山信之

編集委員 田口健二 山元 勉

細谷治通 葦科満治

峰崎直樹 伊藤基隆

温井 寛 川那辺 博

石田好数 早川幸彦

小川正浩 長谷川崇之

伊藤安博 西川 洋

平塚 博

兼事務局長 浜谷 慎

会計監査 山元 勉 三重野栄子

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 450円

送料 76円

年間購読料 6000円（前納）

郵便振替 東京00180

4-80821

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYO

February 1996

No. 353

<FOREWORD>

HOSOYA Harumichi

Vice-Chair of the Policy-Making Board

<FEATURE>

Summary of the Draft Budget of FY1996

<DOCUMENTS>

New Policy Agreement for the Coalition Government
(the Ruling Parties)

Report on the National Plan for the Handicapped
(Workingteam on Social Welfare)

Policy Proposal on Creation of New Care System
(SDP's Committee on Social Welfare)

<POLICY FOCUS>

Viewpoints on Future Tax Reform
(SHIOHARA Hiromitsu)

政策資料 2月号

Published by Policy-Making Board
Social Democratic Party of Japan

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Natata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

編集人 政策資料編集委員会
発行人 日本社会党政策審議会
代表 関山信之
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581) 5111内線3880~4
FAX 03(3502) 5857

定価450円 (送料76円)